

# 第2次長崎県環境教育等行動計画

～ 一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むために ～



平成31年3月



## はじめに



本県は、変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、美しい景観や貴重な生物、多くの歴史的・文化的遺産など、恵み豊かな環境を有しており、私たちはこれらの財産を次の世代へと引き継ぐ責任を負っています。

現在、私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、一人ひとりが取り組まなければならない問題です。私たちの行動は、生活する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組み、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

昨今の国際的な動向に目を向けると、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」には、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、環境・経済・社会の統合的向上の必要性が示されています。また、環境分野においても、SDGs達成の担い手を育む「ESD(持続可能な開発のための教育)」の考え方を活用した環境保全活動や環境教育の推進が、より一層求められています。

第2次長崎県環境教育等行動計画では、県民の環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指すこととしており、「環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点機能と情報発信の充実」の4つの施策を設定し、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら、環境保全活動及び環境教育等に関する取組を推進していきます。

県民や事業者の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、これまでも増してそれぞれの立場で環境保全活動及び環境教育等の取組を進めていただくとともに、あらゆる主体、世代、地域と協働した活動を推進していただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました長崎県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた方々に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

長崎県知事 中村 法道



# 目 次

<b>第1章 行動計画改定の趣旨及び考え方</b>	1
1. 行動計画改定の趣旨	1
2. 行動計画改定の基本的考え方	2
（1）ESDの視点を踏まえた環境教育	3
（2）SDGsとESDの考え方の活用	5
（3）体験活動を通じた学びの実践	7
（4）ライフステージに応じた環境教育等	8
<b>第2章 前行動計画の評価・検証</b>	10
1. 計画目標（身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合）の評価・検証	10
（1）現状と課題	10
（2）今後の方向性	18
2. 施策ごとの取組の評価・検証	19
（1）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	19
（2）協働取組の推進	20
（3）人材の育成	21
（4）拠点としての機能を担う体制の整備	22
<b>第3章 行動計画の基本的事項</b>	24
1. 行動計画の位置付け	24
2. 行動計画の目指す目標	24
3. 環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力	25
（1）環境教育等を通じて目指す人間像	25
（2）環境教育等が育むべき能力	26
4. 行動計画の計画期間	27
5. 行動計画の数値目標	27
6. 施策と体系	27
（1）環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進	27
（2）協働取組の推進	28
（3）人材の育成	28
（4）拠点機能と情報発信の充実	29
7. 各主体の役割	30
（1）学校等の役割	30
（2）家庭・地域の役割	30
（3）事業者の役割	31
（4）行政の役割	32

<b>第4章 行動計画の施策の展開</b> .....	33
1. 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 .....	34
2. 協働取組の推進 .....	38
3. 人材の育成 .....	40
4. 拠点機能と情報発信の充実 .....	42
<b>第5章 行動計画の進行管理</b> .....	44
1. 進行管理の方法と体制 .....	44
2. 計画目標の達成状況把握 .....	45
3. 施策の取組状況の把握 .....	45
<b>資料編</b> .....	47

## 1. 行動計画改定の趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる主体が、様々な場において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色ある恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、2005（平成17）年3月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定しました。

その後、2011（平成23）年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」へ改正されるとともに、協働取組の推進が目的として追加され、2012（平成24）年6月に環境教育等促進法第7条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が定められました。

そこで、長崎県においては、2014（平成26）年3月に従来「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、協働取組の推進や拠点体制の整備など環境教育等に関する取組事項を充実しました。

今般、長崎県環境教育等行動計画を策定して5年を経過し、2018（平成30）年度末で終期を迎えること、また、2018（平成30）年6月に国基本方針が改定されたことを受け、社会経済情勢の変化も踏まえつつ整理したうえで、「第2次長崎県環境教育等行動計画」として改定しました。

この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

**低炭素社会づくり（低炭素）**

**人と自然が共生する地域づくり（共生）**

**循環型社会づくり（循環）**

**安全・安心で快適な環境づくり（快適）**

を念頭に置いて、環境保全のための共通取組のひとつである環境教育等の取組を総合的・体系的に推進します。

## 2 . 行動計画改定の基本的考え方

私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

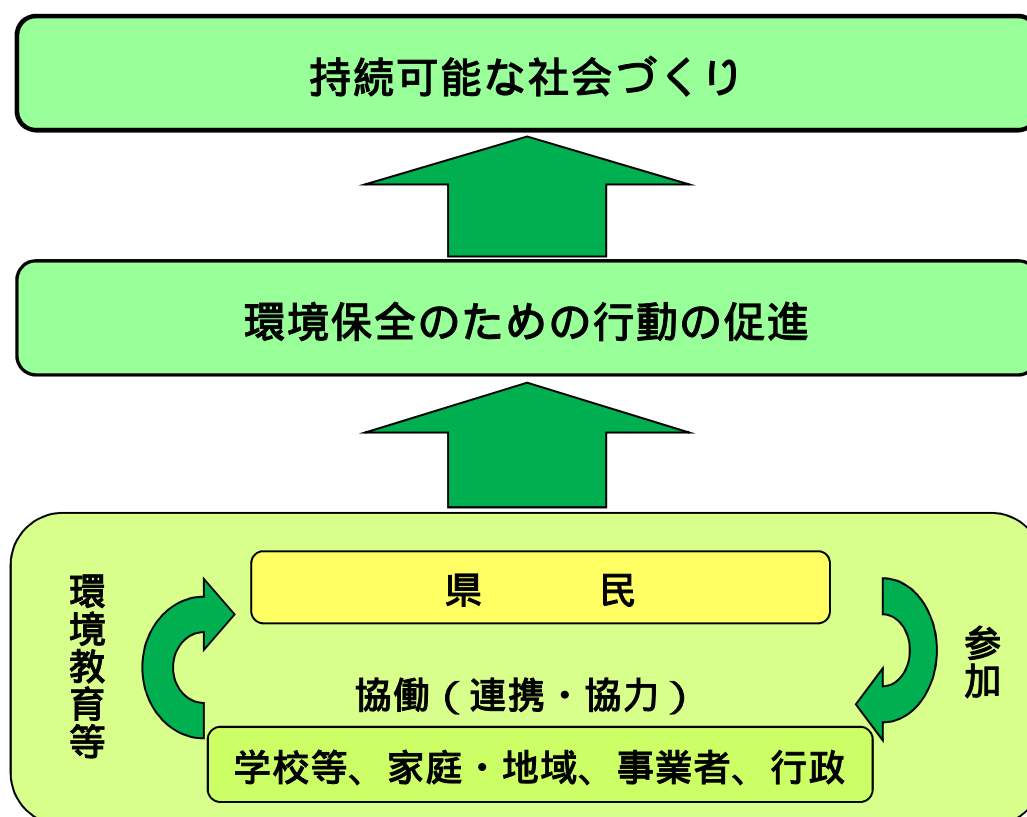
それぞれが自らの問題として主体的に行動するよう促すためには、本県の豊かな環境に関する情報や身近な環境問題、各地で行われている環境を守る取組などについて、積極的に情報発信するとともに、県民一人ひとりに伝えることが必要です。

一方、それぞれの環境保全のための行動を促すためには、環境教育は、あらゆる場において、また、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)に応じ、生涯にわたって行動する人を育てるという視点で行われることが必要です。

さらに、持続可能な社会づくりのためには、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲を育むための「体験活動」を促進することが重要であり、多様な文化や価値観を持つ人々と協働しながら取り組むことも必要です。

この計画においては、次の(1)～(4)に示す新しい考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

図表1 環境教育等の推進の基本的な考え





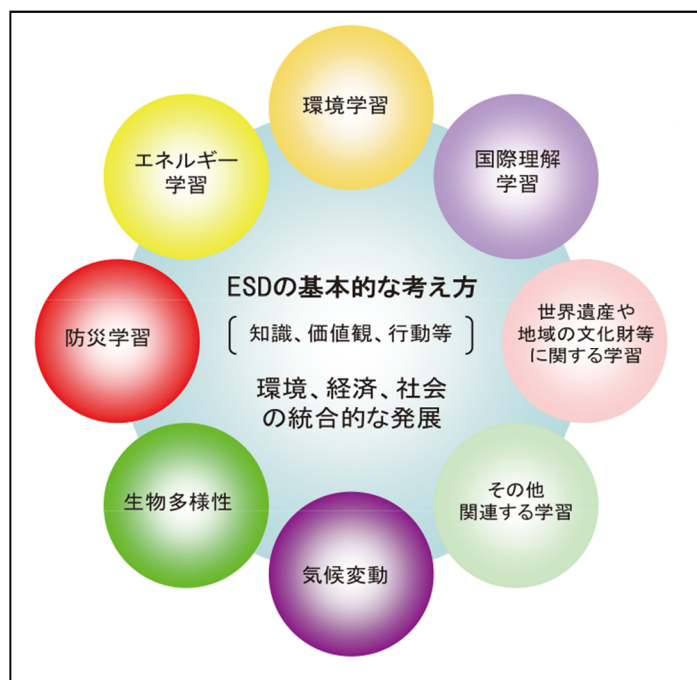
## (1) ESDの視点を踏まえた環境教育

「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESDは「持続可能な社会づくりの担い手(人材)」を育む教育です。

我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005~2014年)の後継として、2013(平成25)年に開催されたユネスコ総会において、持続可能な開発に向けた進展を加速するために教育・学習のすべての段階・分野で行動を起こし拡大していくことを目標に掲げた、グローバル・アクション・プログラム(GAP)が採択されました。

政府は、2016(平成28)年に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(以下「ESD国内実施計画」という。)を策定し、同年、官民協働のプラットフォームとして環境省・文部科学省が共同でESD活動支援センター(全国センター)を設置、2017(平成29)年度、全国8ブロックに地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設しており、ESD活動支援センター(全国・地方)を中心としたESD推進のためのネットワークが構築されています。

図表2 ESDの概念図



出典：「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」  
(日本ユネスコ国内委員会)

## ESDで目指すこと

出典:「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」  
(日本ユネスコ国内委員会)

### 1. ESDの目標

- ・すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- ・持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- ・環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実感できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

### 2. ESD実施に必要な2つの観点

- ・人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- ・他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

### 3. 育みたい力

- ・持続可能な開発に関する価値観(人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等)
- ・体系的な思考力(問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方)
- ・代替案の思考力(批判力)
- ・データや情報の分析能力
- ・コミュニケーション能力
- ・リーダーシップの向上

### 4. 学び方・教え方

- ・「関心の喚起 理解の深化 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけること
- ・単に知識の伝達にとどまらず、体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチをとること
- ・活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出すこと

( 2 ) SDGs と ESD の考え方の活用

2015(平成27)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」として、17のゴール(分野別目標)及び169のターゲットを提示しており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

図表3 持続可能な開発目標(SDGs)



出典：国際連合広報センターホームページ

17のゴールのうち、赤文字(下線太字)は少なくとも環境に関連している12のゴール。

出典：環境省ホームページ参照

- 目標1 貧困の撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
- 目標3 **健康・福祉**
- 目標4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
- 目標5 ジェンダー平等
- 目標6 **水・衛生**の利用可能性
- 目標7 **エネルギー**へのアクセス
- 目標8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
- 目標9 強靱なインフラ、**工業化・イノベーション**
- 目標10 国内と国家間の不平等の是正
- 目標11 持続可能な**都市**
- 目標12 **持続可能な消費と生産**
- 目標13 **気候変動**への対処
- 目標14 **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 目標15 **陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
- 目標16 平和で包摂的な社会の促進
- 目標17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

ESD は SDGs 目標 4（質の高い教育をみんなに）の中のターゲット 4.7 に記載されていますが、「持続可能な社会の担い手づくり」を通じて、17 すべての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成につながっています。

2016（平成28）年に政府が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGs を達成するための具体的な施策として「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれており、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、ライフステージに応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが求められています。

また、SDGs は 17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、また、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGs の考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」という視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人ひとりの身近な環境保全活動が、結果としてどのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことも必要です。

図表 4 身近な環境保全活動と関連する SDGs のゴール

環境保全の分野	関係する身近な環境保全活動の一例	関連する主な SDGs
地球温暖化、大気環境保全	環境に配慮した製品の購入（詰替商品、簡易包装製品の購入、省エネ製品やエコカーへの転換等） 公共交通機関の利用・エコドライブの実践 節電・節水 エネルギーの地産地消 再生可能エネルギーの導入 自然保全・再生活動への参加（森林ボランティア、植栽等） など	   
廃棄物、漂着ごみ対策	ごみの分別徹底 生ごみの堆肥化 紙パックや食品トレイの回収協力 マイバッグ持参 レジ袋、過剰包装の辞退 環境に配慮した製品の購入 環境に配慮した食生活の実施（食材の地産地消、エコ・クッキング、食べきり等） 近隣地域の美化活動への参加（市民清掃等） ごみの投げ捨て禁止 海岸清掃 など	 
水環境保全	環境に配慮した消費生活（調理くず・油の回収、洗剤の適正使用、節水等） 川や海の美化活動への参加（水辺の清掃活動等） など	 
生物多様性保全	野生生物への配慮や保護活動への参加（ホタルの保護等） 自然保全・再生活動への参加 など	 
その他（環境保全の意欲の増進、環境教育、活動支援）	環境啓発イベントへの参加 自然体験活動、農林水産体験活動など体験学習への参加 環境保全活動への募金（緑の募金、環境保全団体への寄附等） など	

（注）便宜上主要な分野に振り分けましたが、複数の分野に関係する取組が含まれます。

### (3) 体験活動を通じた学びの実践

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは記憶に残りにくく、具体的な行動には結びつきにくいと考えられます。そのため、自分のこととして捉えやすい、地域の身近な課題や場を学びの中で取り上げ、それに関わる取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

また、環境教育の実践においては、単に一方的な知識の伝達に終始させるのではなく、学習に参加する者から気づきを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点の重要性の観点から、「体験活動」については自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、感性を働かせるという「インプット」だけではなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」までを含めた学びのプロセスを設けることで、これまでになかった気づきや感動、創造性の向上等につながります。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果(意識や行動の変容、創造的な事例の創出等)を可視化し、改善につなげていくことが必要です。この際、SDGsを旗印とすることで、各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与していくかという実感につなげることができます。

#### 体験活動を通じた学びの実践に求められる要素

- 「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- 学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- 感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- 体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- 活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- 人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- 特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- 自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- 褒められる機会が組み込まれていること。 等

#### (4) ライフステージに応じた環境教育等

環境教育等に求められる役割はライフステージごとに異なることから、各段階に応じた取組を行う必要があります。その際、ライフステージに応じたアプローチ（感性 関心 理解 探究 行動）など、中・長期的な視点が求められます。

そのため、各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性（図表5 参照）を踏まえた取組を行い、幼児期から高齢者までのすべての世代を対象に、生涯にわたって行動に結びつくような人づくりを目指します。

なお、幼児期における環境保全に関する意識の形成は、その後の環境意識の形成に大きな影響を与えますが、幼児期から小学校低学年にかけては様々な感覚に働きかけることが有効であり、生涯の記憶として残りやすいことから、遊びや創造の要素も踏まえつつ、楽しみながら学べる体験活動や環境教育の内容を重視し、成長とともに知識の習得や探究へとつなげていくことが大切です。

図表5 各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性

ライフステージ	各段階における基本的方向性
幼児期	身の回りの環境に関心を持ち、様々な体験や活動を通して、いのちの大切さや自然に対する感受性、思いやりの心や身近な物を大切にすることを期待される。 日常生活や集団生活において五感で自然と親しめる機会などを通して、様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養うことが期待される。
小学校低学年	様々な体験や学習を通して、自然に対する感受性、いのちを大切に感じる感覚を育み、周囲の様々な環境との関わりを通して身近な環境や環境問題に関心を持つことが期待される。 「もったいない」の精神を育むとともに、日常生活において節電・節水の意識や、ごみのポイ捨てをしないなど、環境に配慮した生活習慣を習得することが期待される。
小学校高学年	体験的・探究的な学習を通して、自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについて理解することが期待される。 日常生活の中で、ごみの分別・リサイクルなど、環境に配慮した行動を実践することが期待される。
中学生	体験的・探究的な学習を通して、持続可能な社会づくりの重要性の認識や、環境に関する科学的理解を踏まえた知識の習得が期待される。 環境問題解決のための自分の考えを持つことや、環境や資源に配慮した消費や食の意識など、環境に配慮する態度を育むことが期待される。
高校生	専門的・発展的な環境教育を通して環境問題を総合的に理解し、自然科学や環境への関心を高め、課題解決に向け多角的な立場で考察する姿勢や態度を身につけることが期待される。 地域の環境保全活動に主体的に参加することにより、地域との協働を通じて他者と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育むことが期待される。
大学生・ 専門学校生	専門課程、ボランティア体験、地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、各主体と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。 日常生活の中で、生活様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立していくことが期待される。

ライフステージ	各段階における基本的方向性
社会人世代	<p>環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題についても積極的に理解を深めることが期待される。</p> <p>家庭においては、率先して省資源や省エネルギー等、環境に配慮した生活に取り組むことで模範を示すことや、子どもたちが学校等で学んだことや実践していることを話し合ったり、取り入れたりすることによって、持続可能な社会づくりの必要性について理解を深めることが期待される。</p> <p>職場においては、自らの仕事と環境との関わりを学びながら、環境配慮の取組に参加することが期待される。</p> <p>地域においては、環境保全活動に自ら参加したり、子どもたちが接する機会を設けて環境保全活動の大切さを伝えたりすることや、シニア世代から様々な知恵を学び、次の世代に伝えていくことなども期待される。</p>
シニア世代	<p>生活様式の変遷なども含め、環境に配慮した生活に関連する、昔ながらの生活の知恵や経験を、子や孫といった次の世代に伝えていく役割が期待される。</p> <p>地域での清掃・美化活動、植林などの環境保全活動において、指導者やサポーターとしての活躍が期待されるとともに、実践ノウハウを次の世代に伝えていく役割も期待される。</p> <p>先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化等を次世代に伝承するなど、地域における多世代交流を通じ、地域理解を促進する役割が期待される。</p>

1. 計画目標(身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合)の評価・検証

(1) 現状と課題

全体

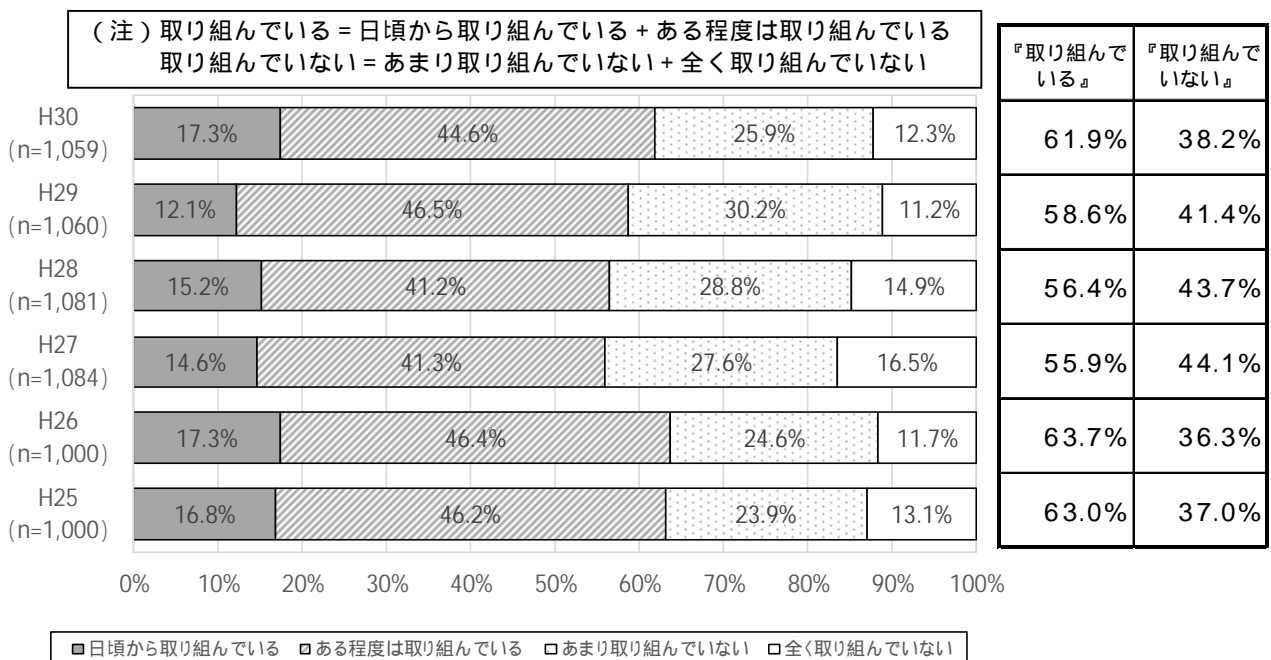
<現状分析>

前計画の目標指標である「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」について、2013(平成25)年度から2018(平成30)年度までの推移をみると、取り組んでいる人の割合(「日頃から取り組んでいる」と「ある程度は取り組んでいる」の合計。以下同じ。)は、2015(平成27)年度に一旦減少し、それ以降回復傾向にあります。また、取り組んでいる人の割合が低下した2015(平成27)年度では、取り組んでいない理由として「関心がない」の割合が他の調査年度に比べ高い結果となりました。

2015(平成27)年度に取り組んでいる人の割合が低下した要因としては、2011(平成23)年に発生した東日本大震災を契機として高まった環境意識の低下が、2015(平成27)年度頃から現れてきたものと推測されます。

このことは、2015(平成27)年にみずほ情報総研が実施した「節電に対する生活者の行動・意識に関する調査」結果からも裏付けられ、2015(平成27)年度以降の取り組んでいる人の割合の回復については、同年12月に、2020年以降の地球温暖化対策の枠組みを決めたパリ協定が採択されるなど、環境意識を高揚する話題が増えてきたことに起因すると思われる。

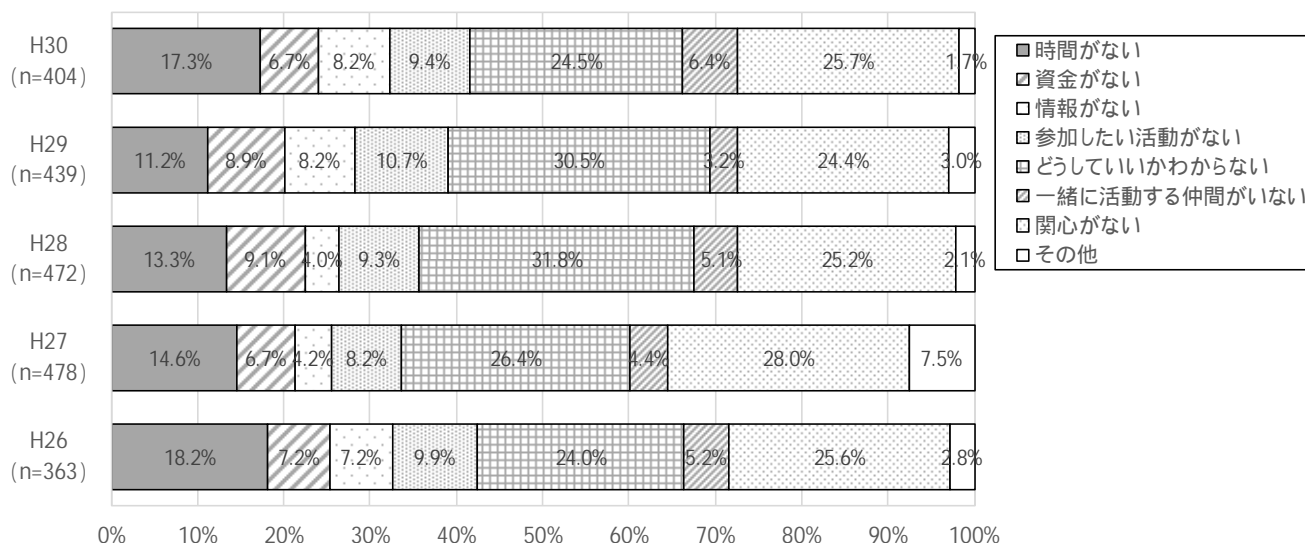
図表6 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合(推移)



出典：県民意識調査アンケート結果



図表7 身近な環境保全活動に取り組んでいない理由（推移）



出典：県民意識調査アンケート結果

< 課 題 >

県民の環境意識が低下しないよう、継続的な話題提供が必要です。

環境意識の浸透方策として身近で参加しやすい体験活動の充実や、環境意識の浸透を図る人材育成、情報発信拠点の充実が必要です。

年代別比較 -----

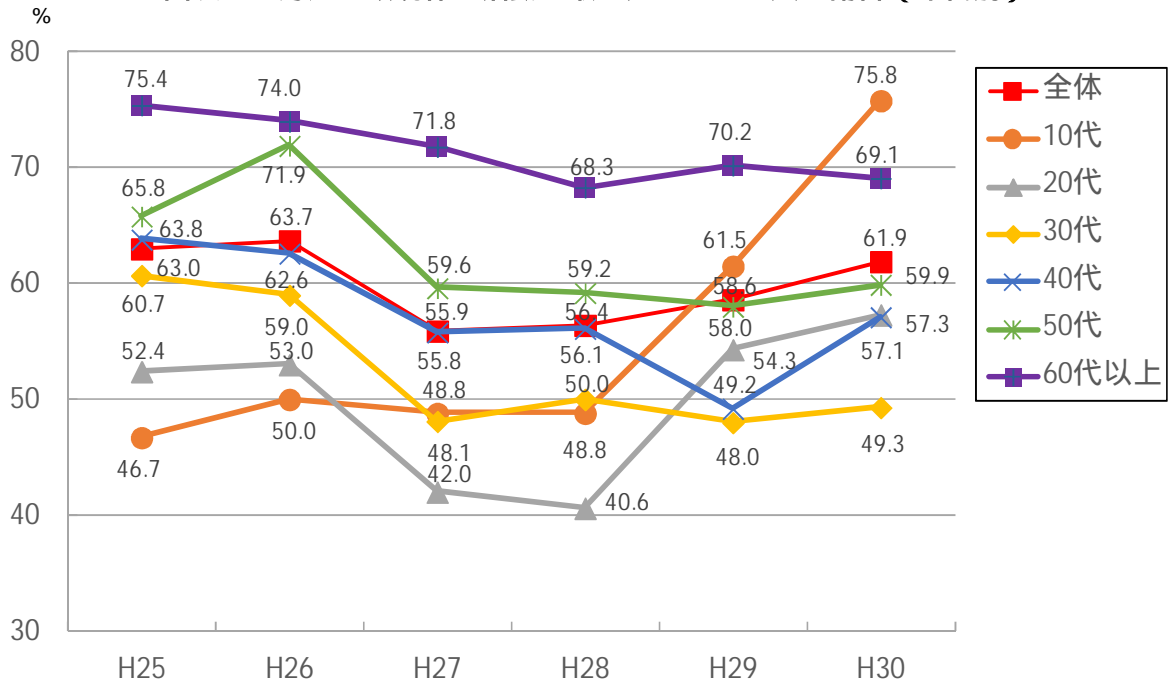
< 現状分析 >

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を年代別で見ると、取り組んでいる人の割合は、10代、20代では、2015（平成27）、2016（平成28）年度に一旦減少するものの、2016（平成28）年度以降は増加に転じ、結果として基準年（2013（平成25）年度）と比べ増加しています。また、30代、40代、50代、60代以上では、年度により増減はありますが、推移としては若干減少傾向にあります。

10代、20代で取り組んでいる人の割合が増加している要因としては、学校での環境教育の取組の効果が現れているものと推測され、このことは、教育庁が取り組んでいる第二期長崎県教育振興基本計画において、2017（平成29）年度は小・中学校ではすべての児童・生徒が、高等学校では7割強の生徒が環境に関する何らかの取組を実践していると回答していることから裏付けられます。

また、30代以上で取り組んでいる人の割合の推移が減少傾向にあることについて、2018（平成30）年に環境部が独自に行ったアンケート調査では、身近な環境保全活動に取り組むきっかけとして、「特に理由はない」を除くと「自治会等の地域活動団体の取組」、「本、新聞、ラジオ等の情報」が多く、自治会活動に参加する機会の減少等が起因していることが推測されます。

図表8 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（年代別）



出典：県民意識調査アンケート結果

< 課 題 >

学校現場における継続的な取組が必要であり、児童・生徒・学生が主体的に課題を見つけ、学び、行動するための工夫が必要です。【～高校生・大学生】

新学習指導要領における主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)等の考え方も活用。

自治会等の地域団体の活動を活発化するとともに、誰でも参加しやすい活動の創出が必要です。【社会人世代】

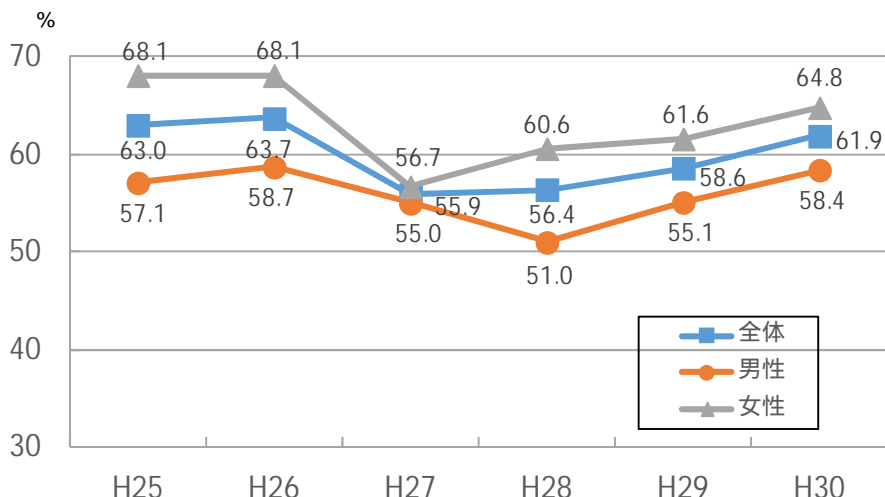
男女別比較

< 現状分析 >

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を男女別でみると、取り組んでいる人の割合は、いずれの調査年度においても女性が低い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位3つ(関心がない、どうしていいかわからない、時間がな)について、男女別にみると、男性は「関心がない」が多く、女性は「どうしていいかわからない」が多い傾向にあります。

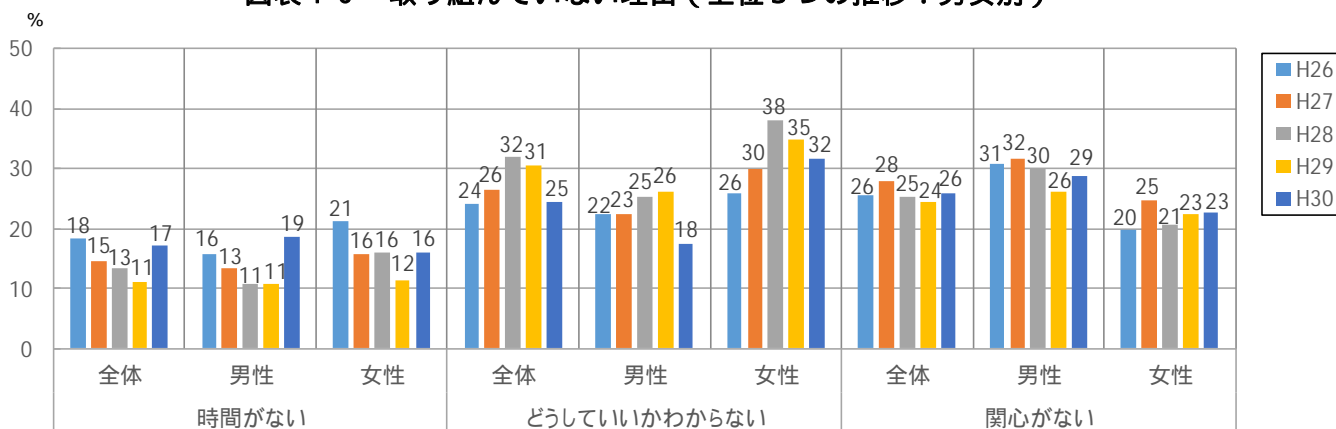
男性については、環境に対する興味が女性に比べ低く、女性については、環境保全活動に関する情報が不足気味である可能性があると考えられます。

図表9 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

図表10 取り組んでいない理由（上位3つの推移：男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

< 課 題 >

男性の環境に関する関心を高めるための工夫や方策を検討する必要があります。  
女性の方が分かりやすく、興味を持ちやすい体験活動や情報発信の検討が必要です。

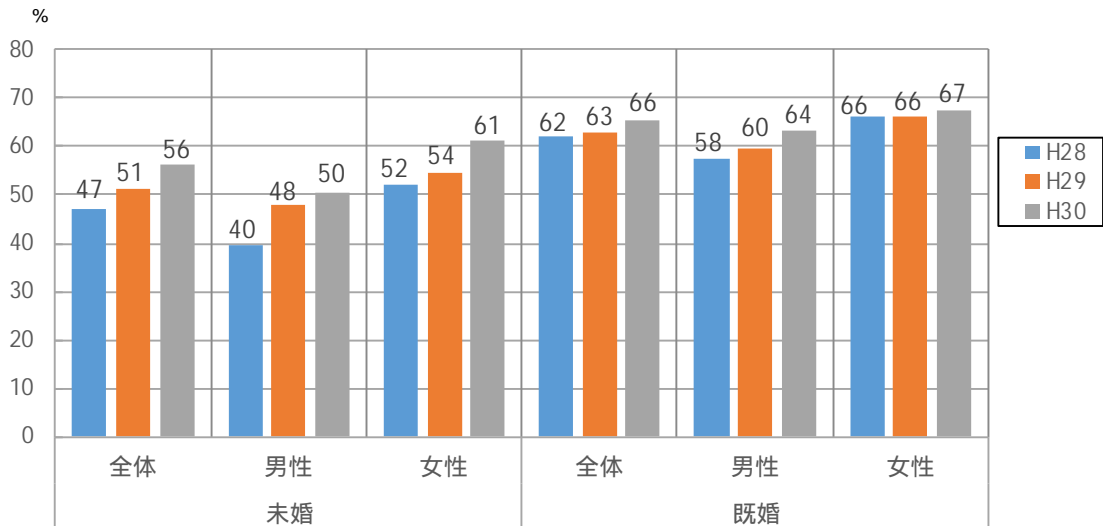
婚姻別比較 -----

< 現状分析 >

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を婚姻別でみると、取り組んでいる人の割合は、いずれの調査年度においても男女ともに既婚者が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）について、婚姻別にみると、男性では未婚者において「関心がない」が高い傾向にあります。

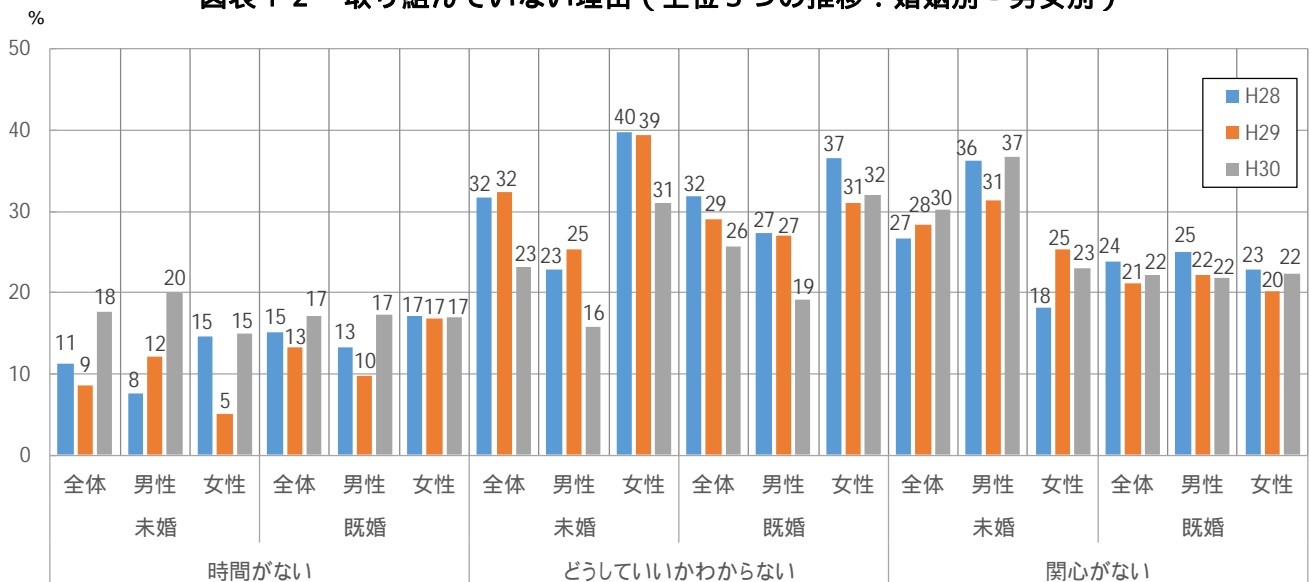
取り組んでいる割合が男女とも既婚者において高い要因として、家庭や子どもを通じた環境保全活動に取り組まれているものと推測され、未婚者においては環境保全活動の必要性の認識が低いと思われます。

図表 1 1 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（婚姻別 - 男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

図表 1 2 取り組んでいない理由（上位3つの推移：婚姻別 - 男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

< 課 題 >

未婚者、特に未婚の男性にも関心を持ってもらうための工夫や方策を検討する必要があります。

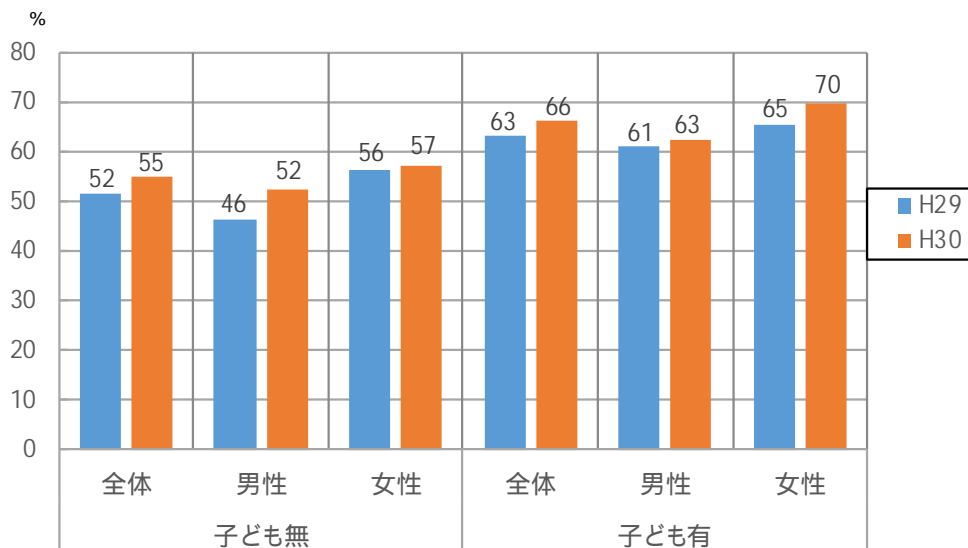
子どもの有無別比較

< 現状分析 >

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を子どもの有無別でみると、取り組んでいる人の割合は、男女ともに子ども有が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間が無い）について、子どもの有無別にみると、男女ともに子ども無において「関心がない」の回答割合が子ども有に比べ高い傾向にあります。

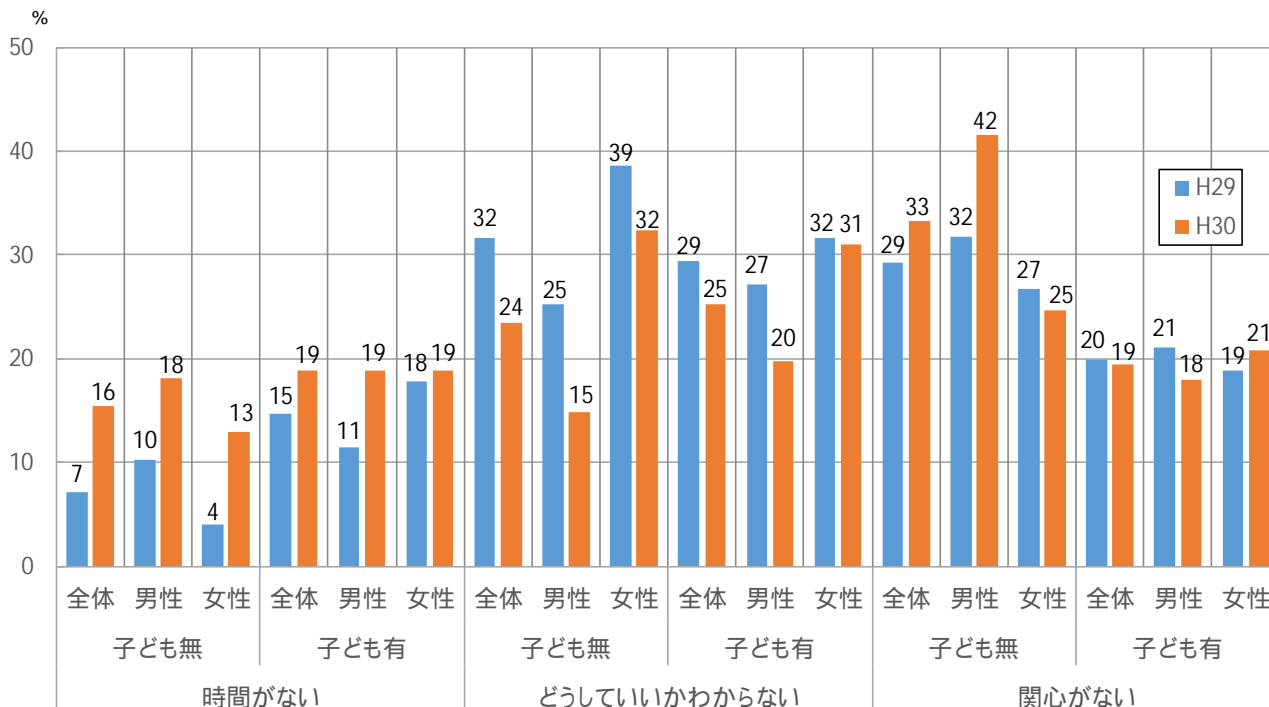
取り組んでいる割合が男女とも子ども有において高い要因として、家庭や子どもを通じた環境保全活動に取り組まれているものと推測され、子ども無においては環境保全活動に取り組むきっかけが少ないと思われます。

図表 1 3 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（子どもの有無別 - 男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

図表 1 4 取り組んでいない理由（上位3つの推移：子どもの有無別 - 男女別）



出典：県民意識調査アンケート結果

< 課 題 >

子どもの有無に関わらず、いろいろな方々に関心を持ってもらうための取組や工夫、方策を検討する必要があります。

家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要です。

## 職業別比較

### <現状分析>

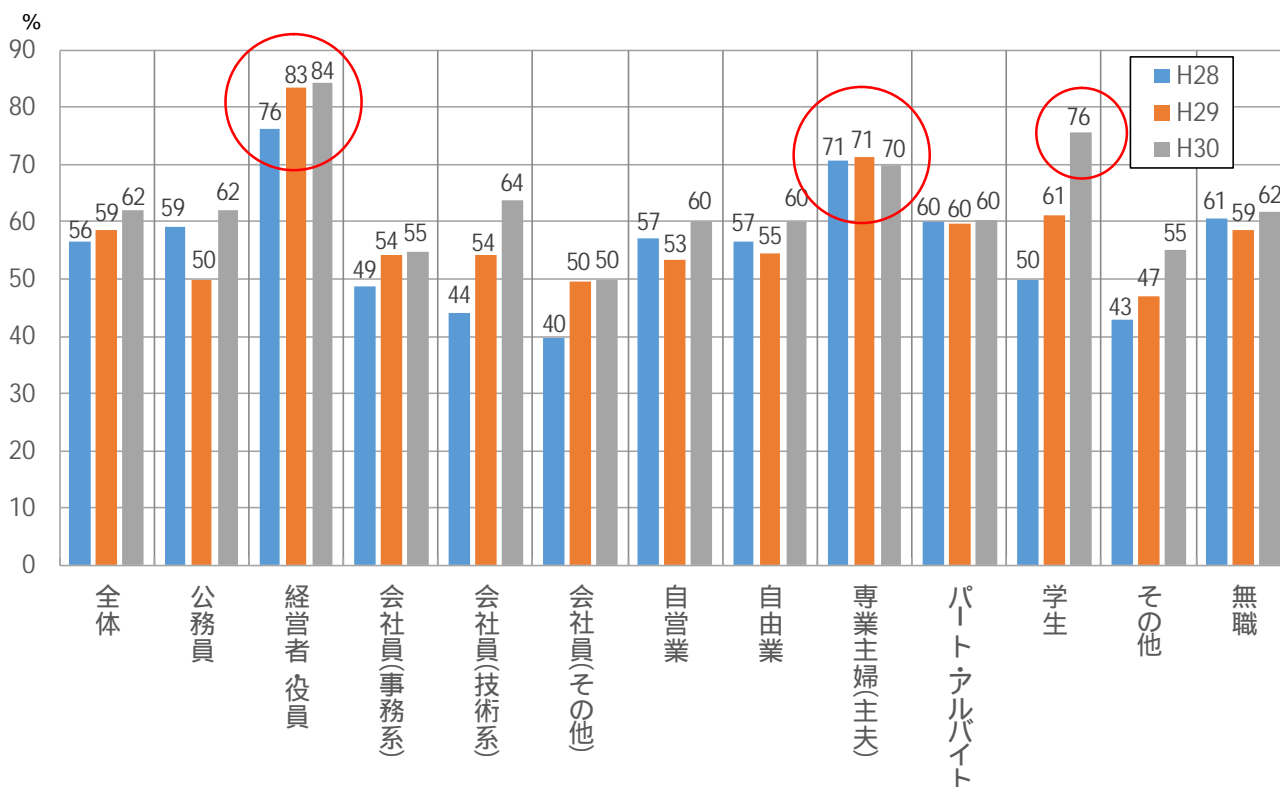
「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を職業別でみると、取り組んでいる人の割合は、すべての調査年度において、経営者・役員が最も高く、次に2016（平成28）年度と2017（平成29）年度は専業主婦（主夫）が、2018（平成30）年度は学生が高い結果となりました。また、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの推移をみると、学生については取り組んでいる割合が増加しています。

一方、会社員については、他の職業と比べて取り組んでいる人の割合が低い傾向にあり、取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）についてみると、「どうしていいかわからない」が相対的には高いですが、2018（平成30）年度は「時間がない」の回答割合も高くなっています。

経営者・役員で取り組んでいる割合が高い要因としては、コスト意識が高いことに起因するものと推測され、専業主婦（主夫）においては、子どもや自治会などを通じた環境保全活動に取り組まれているものと推測されます。また、学生において取り組んでいる割合が増加している要因としては、学校での環境教育の取組の効果が現れているものと推測されます。

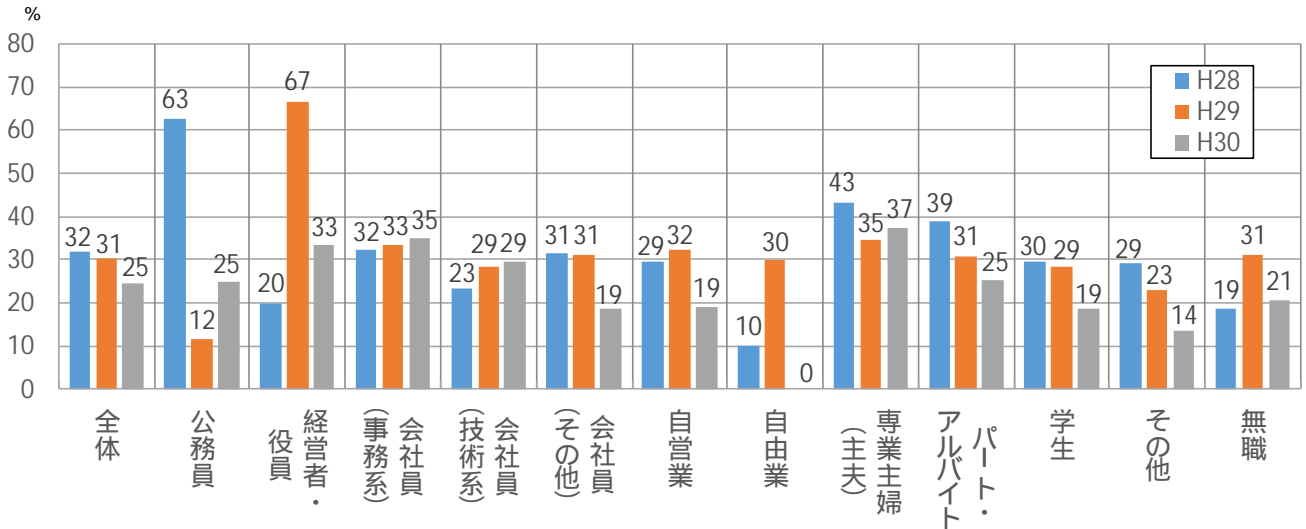
なお、会社員において取り組んでいる割合が低い要因としては、情報不足とともに、多忙による可能性が示唆されます。

図表15 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（職業別）



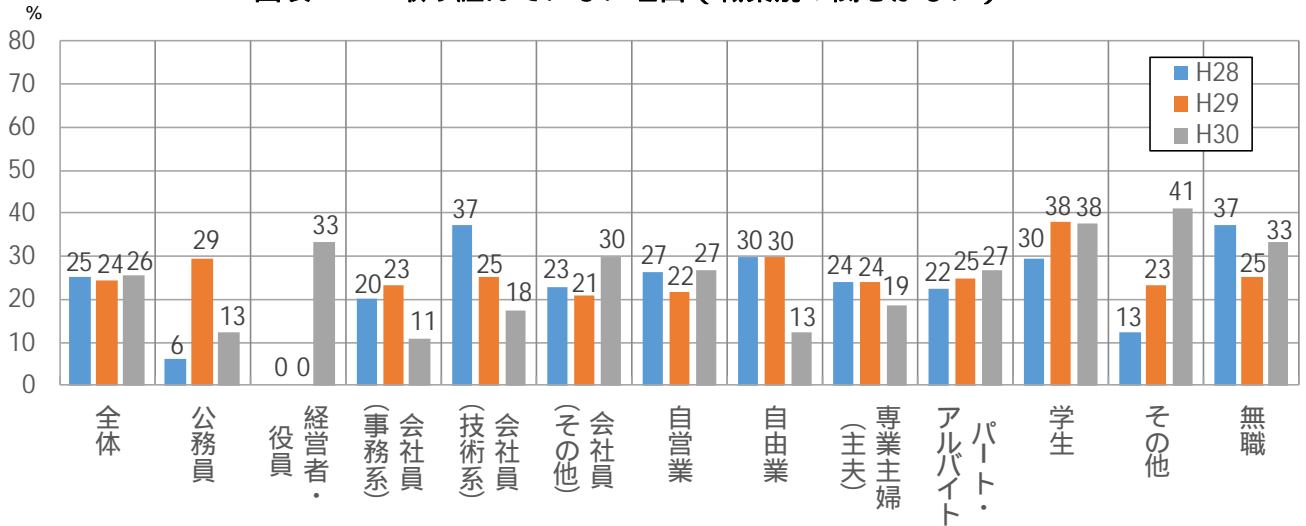
出典：県民意識調査アンケート結果

図表 1 6 取り組んでいない理由（職業別：どうしていいかわからない）



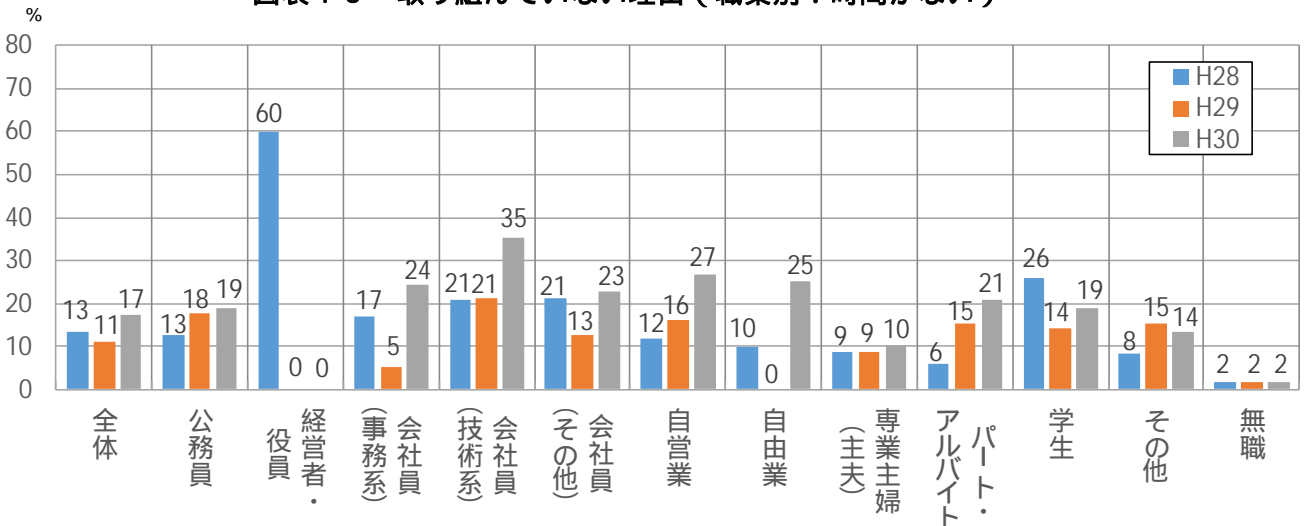
出典：県民意識調査アンケート結果

図表 1 7 取り組んでいない理由（職業別：関心がない）



出典：県民意識調査アンケート結果

図表 1 8 取り組んでいない理由（職業別：時間がない）



出典：県民意識調査アンケート結果

## < 課 題 >

引き続き、節電やコスト意識の浸透を図ることが必要です。

家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要です。

職場や家庭でも簡単に取り組める環境保全活動の紹介や体験活動の充実が求められています。

## ( 2 ) 今後の方向性

前記「( 1 ) 現状と課題」で抽出した課題を整理すると以下のように分類することができ、県民一人ひとりの具体的な取組を促進するためには、これらの課題を考慮しながら取り組むことが必要です。

これらの課題は、行動計画改定の基本的考え方を加味しながら、前計画の基本的方向の考え方である4つの施策(「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点としての機能を担う体制の整備」)の取組を継続し、充実させることで解決へと導くことができるものと考えられます。

そこで、第2次長崎県環境教育等行動計画では、改定された国基本方針や行動計画改定の基本的考え方等との整合を図りながら、前計画の基本的方向の考え方である4つの施策を基本的に踏襲し、取組を進めることとします。

### 評価・検証に基づき抽出した課題の整理

節電やコスト意識など環境意識の浸透を図ることが必要

いろいろな方々に関心を持ってもらうための取組や工夫、方策の検討が必要

児童・生徒・学生が主体的に課題を見つけ、学び、行動するための工夫が必要

誰でも参加しやすい身近な体験活動の創出・充実が必要

職場や家庭でも簡単に取り組める体験活動の充実が必要

学校現場における継続的な取組が必要

家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要

自治会等の地域団体の活動の活発化が必要

環境意識の浸透を図る人材育成が必要

継続的な話題提供が必要

情報発信拠点の充実が必要

職場や家庭でも簡単に取り組める環境保全活動の紹介が必要



## 2. 施策ごとの取組の評価・検証

前計画では、4つの施策を設定し、それぞれの施策において主体ごとに取組を整理しており、計画期間中（5か年）における関係課室の取組に関する自己評価をもとに、評価・検証を行いました。なお、全取組の評価・検証については、巻末の資料編を参照ください。

図表19 前計画の施策別の取組数

施策番号	施策名	取組数
施策1	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	42取組
施策2	協働取組の推進	13取組
施策3	人材の育成	12取組
施策4	拠点としての機能を担う体制の整備	15取組

### (1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

#### < 評価 >

前計画の「施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」では、

- ・学校の教育活動全体を通じた環境教育等の充実・促進
- ・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識醸成
- ・ながさきグリーンサポーターズクラブの創設、メールマガジンの配信

など、42の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が19、概ね順調が22、進展なしが1でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

#### 順調

《取組》 学校の教育活動全体を通じた環境教育等の充実・促進【行政】	《概要》 2017（平成29）年度は県内すべての公立小・中・高等学校において、社会科、理科、生活科、技術・家庭科など関連する教科等で環境教育に取り組んでいるほか、特別活動や総合的な学習の時間など教科以外でも環境に関する様々な取組が行われている。
《取組》 環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動指導員等の講師や指導者の派遣【行政】	《概要》 2017（平成29）年度は目標値（70回）を越える72回の環境アドバイザー派遣実績があり、講演会・研修会等の講師として、県地球温暖化防止活動推進員や生ごみ減量化リーダー等が活用されている。

#### 概ね順調

《取組》 環境に関するイベント、キャンペーンの実施による環境教育等の推進【行政】	《概要》 環境月間街頭キャンペーン、県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク、環境保全・創造のため住民運動（環境イベント・清掃活動支援）の実施や、研究機関における一般公開での体験学習など、環境教育等の推進に取り組んでいる。
---	---

進展なし

《取組》 事業者のISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステム(EMS)の導入促進、従業員に対する環境教育の支援 【行政】	《概要》 EMS 地域事務局等と協力し、事業者のEMS 導入促進を図っているが、エコアクション21の取組数については増加傾向にあるものの、ISO14001の認証取得件数が年々減少しており、全体としても2014(平成26)年度以降減少傾向となっているため。
---	--

< 課 題 >

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると、以下のよう  
なことがあげられており、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に取り  
組んでいく必要があります。

新学習指導要領(社会に開かれた教育課程、教育活動の質の向上を図るカリキュ  
ラムマネジメント、主体的・対話的で深い学びの実現(アクティブ・ラーニング  
の視点)など)への対応

研修等受講後の環境リーダー活用促進、環境アドバイザーの登録拡大と対象分野  
の充実

## (2) 協働取組の推進

< 評 価 >

前計画の「施策2 協働取組の推進」では、

- ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動  
の推進

など、13の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が8、概ね順調が4、未実施  
が1でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

順調

《取組》 ながさきグリーンサポーターズク ラブのメールマガジンを活用し、 各主体の協働取組を支援【行政】	《概要》 2016(平成28)年度からは、月2回に配信回数 を増やすなど、情報発信に取り組んでいる。
---	--

概ね順調

《取組》 「ながさき環境県民会議」など、 県民、事業者、行政が一体となっ た環境保全活動の推進【行政】	《概要》 ながさき環境県民会議において、優良活動団体の表彰、 12月の地球温暖化防止月間にあわせた「県下一斉ノ ーマイカーデー&エコドライブウィーク」の実施、毎年 10月を買い物袋持参運動の強化月間としての市 町・消費者団体・県内小売店舗等と連携した「マイバ ッグキャンペーン」の実施、長崎県保健環境連合会(各 市町自治会組織等で構成)における6月の環境月間 にあわせた「空き缶回収キャンペーン」の実施のほか、 生活学校等への支援などにより省資源・省エネ、環境 美化運動、食品ロス削減運動等の消費者団体の自主的 な生活改善運動の支援の取組も実施されている。
--	---

未実施

<p>《取組》 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進【学校】</p>	<p>《概要》 2017（平成29）年度で23講座を実施されているが、環境学習に関する講座は実施されていない。 （注）県立学校地域開放講座事業は2016（平成28）年度に廃止。県立学校が行う講座はながさき県民大学主催講座として実施。</p>
--	--

< 課 題 >

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると、以下のようなことがあげられていますが、身近な環境保全活動への取組を推進するうえで、少子高齢化や参加メンバーの固定化、活動のマンネリ化などに対応するためには、他の主体・地域・分野等の活動と相互に連携・協力しながら取り組むことが効果的と考えられ、今後も協働取組の推進に取り組んでいく必要があります。

活動メンバーの高齢化（生活学校など多くの団体、地球温暖化防止活動推進員等）  
参加メンバーの固定化や活動のマンネリ化

(3) 人材の育成

< 評 価 >

前計画の「施策3 人材の育成」では、

・各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制を支援など、12の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が4、概ね順調が2、未実施（評価不能を含む）が6でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

順調

<p>《取組》 研修会の開催や研修会への参加などによる、環境リーダーの育成、資質の向上の取組【地域社会】</p>	<p>《概要》 地球温暖化防止活動推進員による地域学習会等への参加により、環境リーダーの育成、資質の向上が図られている。</p>
--	--

概ね順調

<p>《取組》 各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制を支援【行政】</p>	<p>《概要》 森林ボランティアの交流会・研修会の実施や緑の少年団の指導者研修会への支援、河川に係わる自然体験学習活動団体との連絡・協議会の開催、環境教育等ネットワーク会議の開催、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議の開催など、各分野において、人材育成やネットワーク体制の支援に取り組んでいる。</p>
<p>《取組》 県教育センター等による研修講座や環境教育指導者養成講座等の研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成【学校】</p>	<p>《概要》 県教育センターが毎年環境教育研修講座を開催しており、各教科以外で環境教育を実践できる指導者の養成が行われている。</p>

未実施（評価不能を含む）

<p>《取組》 子ども体験活動の指導者養成に係る研修の実施、県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換の支援【学校】</p>	<p>《概要》 2014（平成26）年度まで子ども体験活動指導者講座を実施していたが、2015（平成27）年度以降は未実施。</p>
<p>《取組》 行政が開催する研修会等に参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催【地域社会】【事業者】</p>	<p>《概要》 行政が開催する研修会等への参加状況を把握していないため評価不能。研修会等については各主体の要請に応じて後援を行っている。</p>
<p>《取組》 研修会の開催や研修会への参加などによる環境リーダーの育成、資質の向上【事業者】</p>	<p>《概要》 事業者における研修会の開催状況や参加状況を把握していないため評価不能。</p>
<p>《取組》 「長崎県教育活動サポート人材バンク」等を活用した人材の活用【行政】</p>	<p>《概要》 2017（平成29）年度は担当課には「地域の達人」としての登録申請がなかったため未実施。今後、「ながさきまなびネット」への人材情報の登録を進めるとともに、周知を図る。</p>
<p>《取組》 市町社会福祉協議会が実施している「人材玉手箱」と連携するなど、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援【行政】</p>	<p>《概要》 2014（平成26）年度に人材玉手箱と連携した地域をサポートしたい団体、個人と回りからの支援を求め地域コミュニティのマッチングを実施するとともに、玉手箱の広報への協力等を実施したが、環境教育等に関するコーディネート支援要請はなかったため。なお、支援事業は2014（平成26）年度をもって終了。</p>

< 課 題 >

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると、以下のようなことがあげられており、ESD や SDGs の考え方も活用しながら、体験活動などを通して環境意識の浸透、理解の促進を図るなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

ESD や SDGs の考え方も活用しながら、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成が必要

（４）拠点としての機能を担う体制の整備

< 評 価 >

前計画の「施策４ 拠点としての機能を担う体制の整備」では、

- ・環境教育等に関する総合情報サイトやながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を発信
- ・本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供

など、15の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が6、概ね順調が8、未実施が1でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

#### 順調

《取組》 学校林など学校が有するフィールドの整備を支援【行政】	《概要》 県民参加の森林づくり事業により、学校林の整備や学校林での森林環境教育活動の支援が行われている。
《取組》 環境教育関連施設の特徴に応じた環境教育プログラムの作成支援【行政】	《概要》 中学生環境副読本「私たちの暮らしと環境」やエコツール等の提供など、各分野において環境教育プログラムの作成支援の取組が行われ、長崎県民の森において来園者のニーズに合わせ、インタープリター（森の案内人）による体験活動を連携して実施されている。

#### 概ね順調

《取組》 本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供【行政】	《概要》 自然公園施設のリニューアル等の整備のほか、県内の子どもたちへ普段経験することができない「しま」での体験・交流活動の場を提供する「しまの魅力に出会う日本の宝『しま』交流支援事業」、大村湾沿岸（大村市森園公園地先、時津町崎野自然公園地先）における再生砂による浅場造成など、地域資源を活用した体験学習の場や、施設の整備の取組が行われている。
--	---

#### 未実施

《取組》 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進【学校】（再掲）	《概要》 2017（平成29）年度で23講座を実施されているが、環境学習に関する講座は実施されていない。 〔注〕県立学校地域開放講座事業は2016（平成28）年度に廃止。県立学校が行う講座はながさき県民大学主催講座として実施。
--	---

#### < 課 題 >

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると、以下のようなことがあげられていますが、今後は、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」など整備した拠点において、環境に関する関心や興味を高める情報発信、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実に取り組んでいく必要があります。

環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の認知度不足、情報交流（登録）の活性化

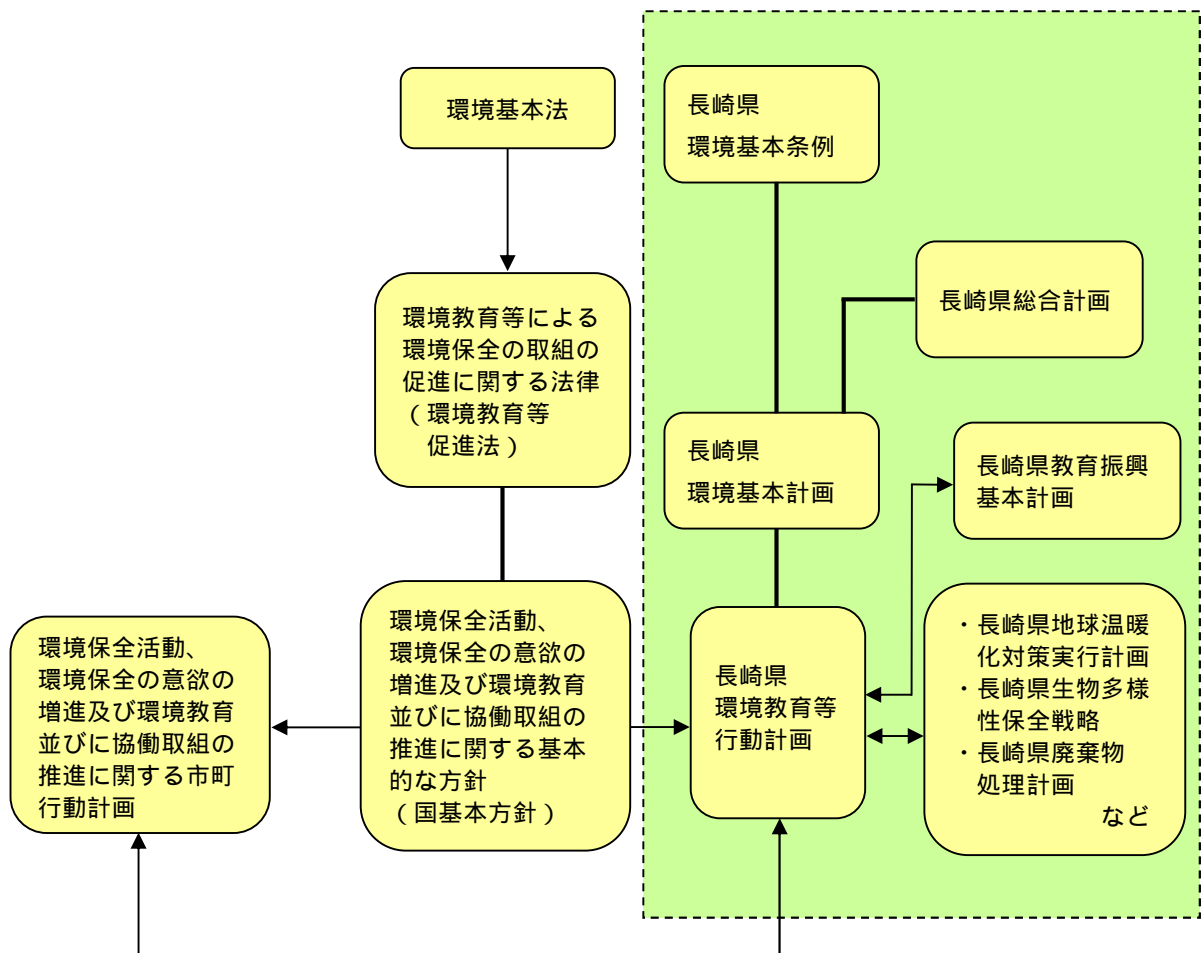
### 1. 行動計画の位置付け

この計画は、環境教育等促進法第8条の規定により知事が定めるものであり、同法第7条に基づく国基本方針を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略、長崎県廃棄物処理計画など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

図表20 関係法律・計画体系図



### 2. 行動計画の目指す目標

私たちが直面する環境問題は、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題であり、一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結

びついています。また、人口減少や少子高齢化が進む中、一人ひとりが担う役割も大きくなっています。持続可能な社会づくりのためには、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることが必要です。このことから、この計画では、『**持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと**』を行動計画の目指す目標とします。

### 3. 環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力

#### (1) 環境教育等を通じて目指す人間像

国基本方針では、環境保全のために求められる人間像として、以下の例があげられています。

#### 国基本方針「環境保全のために求められる人間像」の例

知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間

知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間

他者と議論し、合意形成することのできる人間

「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間

他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間

理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間

既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

持続可能な社会づくりのためには、環境問題に限らず、現代社会における様々な課題を自らの課題として捉え、身近なところから主体的に取り組むことが重要であることから、この計画では、国基本方針にあげられている人間像に加え、「地域の課題解決に向けて主体的に考え、行動できる人間」の育成も併せて目指します。

なお、地域に主体的に貢献しようとする人間を育成することは、「第三期長崎県教育振興基本計画」に掲げられている以下の4つの人間像の育成にもつながるものです。

#### 目指す人間像（第三期長崎県教育振興基本計画）

創造性に富み、自立した人間

いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間

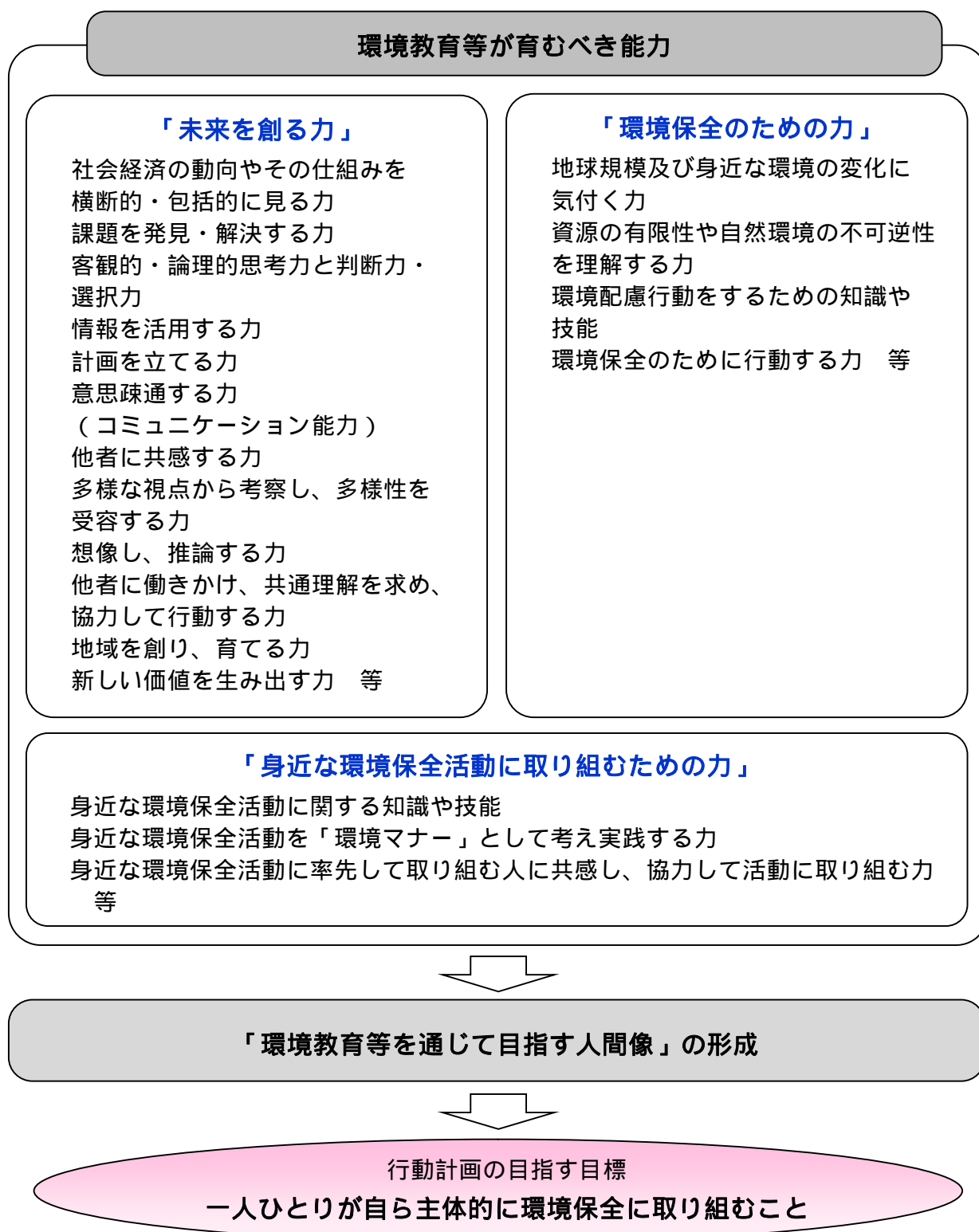
郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間

我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間

## (2) 環境教育等が育むべき能力

環境教育等が育むべき能力として、国基本方針では「未来を創る力」と「環境保全のための力」があげられていますが、環境保全の視点から地域に主体的に貢献しようとする人の育成にもつなげるため、これら2つの力に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」を育むことも併せて目指します。

環境教育等でこれらの力を育むことにより、「環境教育等を通じて目指す人間像」の形成を図り、自ら主体的に環境保全に取り組む人づくりを目指します。





## 4 . 行動計画の計画期間

学びの実践から行動する人づくりにつなげるためには、長期的な視点での継続的取組が必要であることや、SDGs が 2030 年までの目標であることも踏まえ、この行動計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2030年度までの12年間とします。

なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととします。また、社会情勢の変化等により必要に応じてそれ以外の年度においても適宜検証を行い、見直しの検討を行います。

## 5 . 行動計画の数値目標

この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を2030年度までに100%とすることを目指します。

< 計画目標 >

指 標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018年度)	84% (2025年度)	100% (2030年度)

(注) 目標の割合については、県民意識アンケート結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とする。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもある。

## 6 . 施策と体系

この計画では、4つの施策から成る前計画の基本的方向の考え方を基本的に踏襲することとし、次の4つの施策を設定、取組を進めます。

- 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
- 協働取組の推進
- 人材の育成
- 拠点機能と情報発信の充実

### (1) 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人間を育成するため、学校現場での取組を支援するとともに、家庭、子どもを通じた環境教育等を継続・充実させていきます。

また、学校等、家庭、地域、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人ひとりが、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育の実践においては、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションや、体験活動を通じた学びの実践を行うことを前提として、以下のことを重視して取り組んでいきます。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと
- ・身近な環境保全活動に取り組むこと

## （２）協働取組の推進

環境保全活動、体験活動及び環境教育を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。この計画では、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進しながら、環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働取組の推進のために、以下のことに留意して取り組んでいきます。

- ・対等な立場と役割分担
- ・相互理解と信頼醸成
- ・コーディネーター（調整役）やファシリテーター（促進役）の活用
- ・情報公開と政策形成への参画

## （３）人材の育成

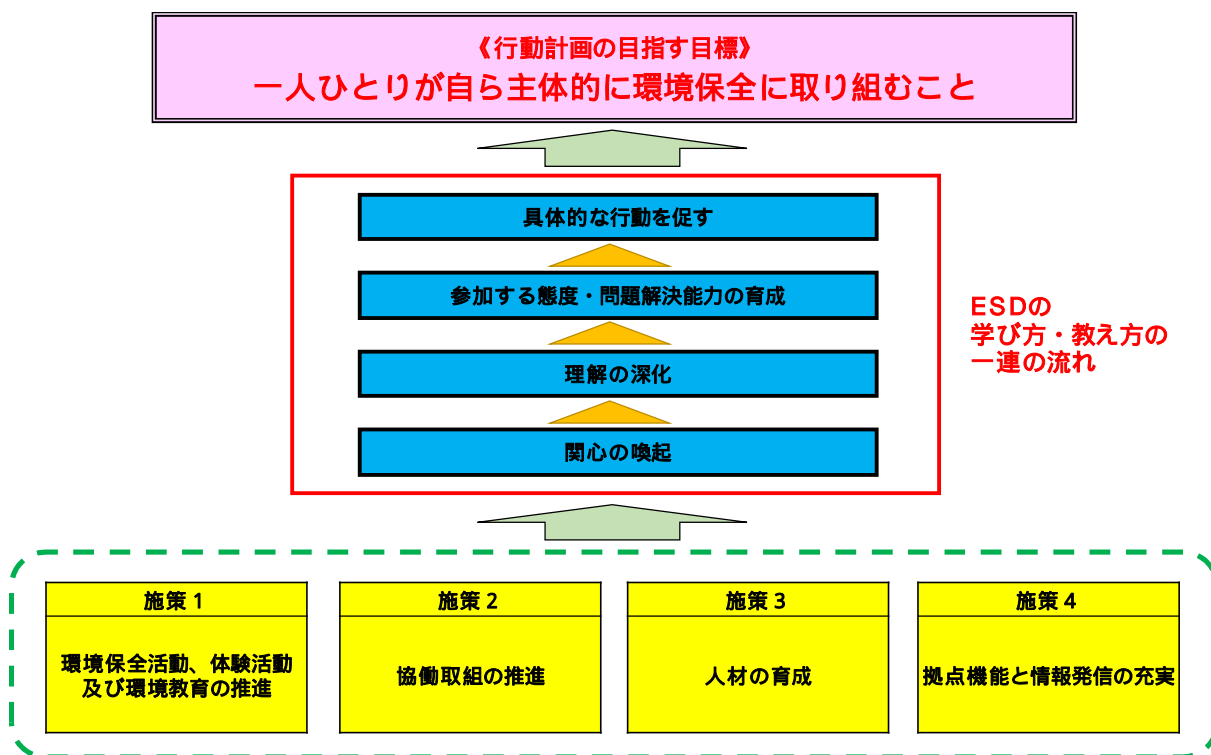
環境保全活動や環境教育、ESD の取組を効果的に進めるため、環境意識の浸透を図る人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められています。

人材の育成にあたっては、ESD や SDGs の考え方も活用しながら、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を進め、学校等において環境教育等に取り組む教職員や、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保、資質向上を目指します。

( 4 ) 拠点機能と情報発信の充実

各主体が効果的に環境保全活動、体験活動及び環境教育を実践できるようにするためには、環境に関する関心や興味を高める情報発信の充実、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場の創出及び支援、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実が必要です。このことを踏まえたうえで、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体、各世代、各地域が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備・充実させるとともに、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

図表 2 1 第 2 次長崎県環境教育等行動計画の施策体系図



## 7. 各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる5つの重要事項を、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。なお、各主体の取組例については巻末の資料編を参照ください。

**環境に対する関心を喚起する**

**共通の理解を深める**

**意識の向上を図る**

**参加意欲を喚起する**

**問題解決能力を育成する**

### (1) 学校等の役割

持続可能な社会づくりのためには、様々な機会を通じ環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組むなど、次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育等をより一層推進する必要があります。

学校等は、家庭や地域とともにその役割を担っており、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒・学生に身につけさせる必要があります。さらに地域の課題解決を担う人材育成の観点から、家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要です。

また、留学生や国際交流事業等を通じて、グローバルな視点に立って環境問題を多面的に捉えることができる生徒や学生を育てることも重要であり、学校等においてその取組を進める必要があります。

学校等の中で、大学は、教養科目や専門科目等を通じた学生に対する環境教育等を行うとともに、環境に関する研究を行うなど、環境教育等の実践者や指導者の育成の場として重要です。また、公開講座や出前講座など地域における環境教育等の場として重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が、遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合い、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切です。

### (2) 家庭・地域の役割

家庭は、価値観や生活の在り方(ライフスタイル)の形成にかかわる重要な場であり、日常生活と環境との関わりに気づく最も身近な場でもあります。家庭においては、大人が子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えたり、子どもたちが学校等で学んだことを大人たちに伝え、家族で話し合うことなどを通じて、身近な環境保全活動について理解を深めることが期待されます。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、身近な環境保全活動として、例えば不要な電気機器のスイッチオフ、詰替商品や簡易包装製品など環境に配慮した製品の率先購入、公共交通機関の利用やエコドライブ等のスマートムーブ、マイバッグの使用、食

品ロス削減、ごみ分別の徹底などといった、「賢い消費者になる」ことにもつながる取組のほか、地域の清掃・美化活動への参加など、家族で取り組むことが重要です。

また、地域においては、自治会、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブなど、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっています。これらの地域コミュニティは、日頃の生活の営みの中で、日常的に自然環境や生活の在り方（ライフスタイル）を学び、体験する場であるとともに、様々な世代や主体の交流と連携のもと、地域のリーダー等が中心となって、地域の特性を活かした「環境」の側面も取り入れた「まちづくり」などを進めていく重要な場でもあり、様々なライフステージに応じた取組を推進することが期待されています。

さらに、環境保全を目的とする NPO 等の民間団体も含め、学校等、家庭・地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

### （３）事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたり、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信を行うことにより、消費者や観光客、取引先等の環境意識の向上や醸成にもつながっていくことが期待されます。その際、事業活動と SDGs の目標との関連づけの活用（例えば、『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』、『陸の豊かさも守ろう』と言った目標の達成に貢献できるなど）や環境負荷削減効果の見える化など、自らが行っている環境に配慮した事業活動について分かりやすい説明を行うことで、消費者や観光客、取引先へ気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

また、地域の一員として、地域の環境の現状や課題を認識し、地域の環境保全活動に参加するとともに、事業者独自の環境関連施設見学会や体験学習会の開催、環境に配慮した事業活動内容の公表など、自発的な取組も求められています。

さらに、事業者は、従業員の環境保全活動への関心を喚起し、参加意欲の向上を図るため、地域の環境保全活動や環境マネジメントシステムの取組なども活用しながら、従業員に対する環境教育等の実施に努める必要があります。

また、外国人労働者の受け入れに際しては、グローバルな視点に立ち、相手側の文化や価値観などを尊重しつつ、外国人労働者が職場や地域生活に馴染み、溶け込みやすくするため、受け入れ機関等が実施する生活オリエンテーション等において、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを学ばせる機会を設けることも必要です。

職場において従業員一人ひとりが、環境負荷低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、職場における環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に配慮したものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となり、職場における環境教育等が、従業員の家庭や地域社会における取組にもつながることが期待されます。

#### (4) 行政の役割

県や市町は、地域の環境の現状や問題について把握するとともに、具体的な環境保全活動や環境教育に取り組む学校等や家庭・地域、事業者を支援し、連携を促すため、地域の実情に応じた普及啓発や情報・資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組む必要があります。

特に、基礎的自治体である市町は、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、学校等・自治会などの地域活動団体・事業者など多様な主体をつなぎ、協働取組を支援する役割などが期待されます。例えば、地域の環境行政上のビジョンや課題、その解決のために地域住民ができることについて情報発信することにより学習テーマを提供したり、環境学習の場として、環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の見学会など、体験の機会を提供することなどが考えられます。

一方、広域自治体である県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづくりを行うとともに、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、主な役割と考えられます。あわせて、県と国、各市町、各教育委員会、他部局との連携を強化し、消費者教育等他の分野の取組との連携を推進することによる効果的な取組が求められています。

さらに、県や市町も一事業者として、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの取組を進めることにより、職員の環境に対する意識の向上を図ることも必要です。

これらに加え、県や市町は、外国人労働者や観光客に対しても、ごみの投げ捨て禁止や市町のごみ出しルールを守ること、自然環境を大切にすることなど、環境保全に関する普及啓発にも取り組む必要があります。

また、国・県・市町等が設置している環境学習施設、自然観察施設や自然体験施設、青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）などの社会教育施設、地球温暖化防止活動推進センター、研究機関等の環境教育関連施設は、環境保全活動や環境教育の拠点としての重要な役割を担っています。このため、これらの公の環境教育関連施設は、民間団体や事業者等が設置・運営している環境教育関連施設等とも連携を図りながら、環境に関する意識の普及や情報発信、体験活動などの取組を進めていく必要があります。

この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を目標に、「関心の喚起 理解の深化 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという、ESDの学び方・教え方の一連の流れを念頭におき、環境保全活動や体験活動、協働、人材育成、拠点機能や情報発信の充実など、4つの施策に沿った取組を進めることとします。

なお、取組を進めるにあたって、以下の点について留意しながら、施策を展開します。

- ✚ 様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育を展開する。
- ✚ ESDやSDGsの考え方も取り入れる。
- ✚ 身近で参加しやすい体験活動や環境保全活動を充実させる。
- ✚ 国基本方針に基づく国の施策とも歩調をあわせる。
- ✚ 地域の環境保全の意欲を高めるため、本県の豊かな環境や特色を共有の財産として活用する。
- ✚ 学校等、家庭・地域、事業者、行政がその特徴を活かし、連携・協働しながら活動を展開する。
- ✚ 地域づくりやNPOの活動、事業者の社会貢献など関連する活動の間を有効につなぎ、環境保全活動や環境教育を効果的に進める。
- ✚ それぞれの場における取組が他の場における取組にもつながる。
- ✚ 日常生活での取組や環境保全活動への参加につなげるための情報を整理し、広く発信する。
- ✚ 各主体や様々な場に即した情報提供や体験機会の提供、便宜の供与を行う。

図表2.2 計画の目標と4つの施策

持続可能な社会づくりのために、  
一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと

施策1	環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
施策2	協働取組の推進
施策3	人材の育成
施策4	拠点機能と情報発信の充実

## 1. 【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)に応じた環境保全活動や環境教育が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させるため、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に関する以下の取組を進めます。

### <各主体における取組>

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・各教科や総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、特別活動などの授業における学習や、牛乳パック等のリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、学校の教育活動全体を通して環境保全活動及びESDの視点を取り入れた教育の充実・促進を図ります。	拡充		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・知識の習得にとどまらず、環境保全と改善に参加する意欲や態度を養い、行動できる思考力や判断力を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動、「しま」のよさや地域の特性を生かした体験活動などの体験的学習活動を充実します。	継続		小学生 中学生 高校生	2
学校等	・学校の生活において取り組めるプログラムや教材を整備し、児童・生徒に学校施設等を通しての体験の機会を与えるとともに、学校内外の環境教育関連施設を活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	3
学校等	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	4
学校等	・学校等で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	5
学校等	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設の情報を活用します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	6
学校等	・学校における環境教育等について、情報発信や情報交換を行います。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	7
学校等	・大学は、環境に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通じた環境教育等に取り組みます。	継続		大学生 ほか 全世代	8
学校等	・幼稚園・保育所・認定こども園等では、日常の保育を通して、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気付きが得られるよう、遊びや体験的活動を実施します。	継続		幼児期	9
家庭・ 地域	・公民館などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行なうように推奨します。	継続		全世代	10
家庭・ 地域	・地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識の醸成を図ります。	継続		全世代	11
家庭・ 地域	・知識の習得にとどまらず、ごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなど実際の環境保全活動の行動に結びつけるため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などの体験的学習活動を推進します。	継続		全世代	12



主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
家庭・地域	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設や上下水道施設等の生活環境施設、及び環境保健研究センターなど研究機関等の環境教育関連施設を活用します。	継続		全世代	13
家庭・地域	・ごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境保全活動に取り組むとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。	継続		全世代	14
家庭・地域	・自治会や公民館など地域で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続		全世代	15
家庭・地域	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設等の情報を活用します。	継続		全世代	16
家庭・地域	・こどもエコクラブや緑の少年団などを活用し、行政と連携した子どもたちへの体験機会を提供します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	17
家庭・地域	・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	18
家庭・地域	・家庭・地域が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		社会人 世代 シニア 世代	19
家庭・地域	・地域の環境の現状や課題について、住民に周知します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	20
家庭・地域	・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	21
家庭・地域	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校・家庭・地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。	拡充		社会人 世代 シニア 世代	22
事業者	・環境関連施設見学会や環境に関する体験学習会の開催など、環境教育等を推進します。	継続		全世代	23
事業者	・行政等が発信する環境に関する情報や、清掃活動への参加などの環境保全活動、環境マネジメントシステムの取組などを活用しながら、従業員に対する環境教育等を行います。	継続		社会人 世代 (従業員)	24
事業者	・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。	継続		社会人 世代 (従業員)	25
事業者	・受け入れ機関等が実施する外国人労働者を対象とした生活オリエンテーション等の受講促進を図り、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを外国人労働者に学ばせる機会を設けるよう努めます。	新規		社会人 世代 (従業員)	26
事業者	・事業所におけるごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境に配慮した事業活動に取り組むとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。	継続		社会人 世代	27
事業者	・事業者が取り組んでいる環境に配慮した事業活動、環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		全世代	28

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
事業者	・知識や技術を持つ人材は指導者等として活動に協力します。	継続		社会人 世代	29
事業者	・環境教育関連施設などを環境保全活動の場として提供します。	継続		全世代	30
事業者	・環境保全活動に従業員が参加・協力しやすい環境を整備します。	継続		社会人 世代 (従業員)	31
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を核として、以下の情報を発信します。(環境部) 長崎県の環境の現状 身近な環境保全活動の取組例 環境教育・環境保全活動の事例集 環境教育プログラム 家庭・地域、事業者等と連携した環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の指導者の情報 環境教育関連施設の情報 学校等、家庭・地域、事業者、行政の各種環境イベントの情報 環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報	継続		全世代	32
行政	・幅広い県民、事業者、環境団体等が日頃から環境に関する最新の情報に触れ、持続した環境教育等が実施できるよう、ながさきグリーンサポーターズクラブ会員へのメールマガジンの配信を行うとともに、会員の登録拡大と情報交流の活性化を推進します。(環境部)	継続		全世代	33
行政	・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。(環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町) 【取組例】 スマートムーブに関するキャンペーン(県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク等) 県内の一斉行動参加店におけるマイバッグキャンペーン 環境月間における空き缶回収キャンペーン など	継続		全世代	34
行政	・長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催します。また、ながさき県民大学において環境学習に関する講座情報を提供していきます。(環境部、教育庁)	継続		全世代	35
行政	・ごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境保全活動を推進するとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。(再掲)(関係部局、市町)	継続		全世代	36
行政	・環境教育等に率先して取り組んでいる団体等を表彰し、広くその取組を周知します。(環境部)	継続		全世代	37
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。(再掲)(環境部、市町)	継続		全世代	38
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。(環境部)	継続		全世代	39
行政	・子どもエコクラブ全国事務局が実施しているクラブの結成促進や活動の充実化に協力します。(環境部、市町)	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	40
行政	・緑の少年団活動の支援を行います。(農林部)	継続		小学生	41
行政	・地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるため、グリーン・ツーリズム、ブル・ツーリズム、サステナブル・ツーリズムを推進します。(環境部、水産部、農林部)	継続		全世代	42

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」における巡回指導や広報等を通じて、県内の環境保全を図るとともに、来県者へのPRにも努めます。（環境部）	新規		全世代	43
行政	・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。（環境部）	新規		全世代	44
行政	・漁業者等による漁場環境の改善等への取組、県管理の公共施設（河川、海岸、道路、港湾等）の清掃・美化活動を行う愛護団体やアダプト団体の活動支援、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等への支援など、地域活動団体等が実施する環境保全活動の取組を推進します。（環境部、水産部、農林部、土木部）	新規		全世代	45
行政	・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。（県民生活部、環境部）	新規		全世代	46
行政	・環境保全活動の紹介など環境に関する情報発信や、環境マネジメントシステムの取組普及を図ることにより、事業者の従業員に対する環境教育等の機会の拡大につなげます。（環境部、一部市町）	継続		社会人 世代 (従業員)	47
行政	・外国人労働者の受け入れ機関等が、外国人労働者に対し、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを学ばせる機会を設けることを推進します。また、その他の外国人や観光客に対しても、環境保全に関する普及啓発に努めます。（関係部局、市町）	新規		全世代	48
行政	・自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの取組を通じて、職員の環境に対する意識の向上を図ります。（関係部局、市町）	新規		社会人 世代	49

注) は取組に関連する数値目標があるもの、 は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの。

## 2.【施策2】協働取組の推進

環境保全活動、体験活動及び環境教育を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があり、協働取組の推進に関する以下の取組を進めます。

<各主体における取組>

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・他の主体との連携を進めるとともに、学校の活動についての情報を積極的に発信し、家庭・地域、事業者の協力を図るよう取り組みます。 他の学校等、家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	1
学校等	・家庭・地域、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	2
学校等	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。 家庭・地域、行政との協働	拡充		全世代	3
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。 家庭・地域との協働	継続		全世代	4
家庭・地域	・他の主体との連携を進めるとともに、地域における環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、学校等や家庭、事業者の協力と参加を図るよう取り組みます。 学校等、他の地域活動団体、事業者、行政との協働	継続		社会人世代 シニア世代	5
家庭・地域	・学校等、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 学校等、事業者、行政との協働	継続		全世代	6
事業者	・他の主体との連携を進めるとともに、職場における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。 学校等、家庭・地域、行政との連携	継続		社会人世代	7
事業者	・学校等、家庭・地域、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 学校等、家庭・地域、行政との協働	継続		社会人世代	8
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携して、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から情報を発信することで、各主体の協働取組を支援します。(環境部) 学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続		全世代	9
行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、各主体の協働取組を支援します。(環境部) 学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続		全世代	10
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。(再掲)(環境部、市町) 学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続		全世代	11

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	<p>・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。(再掲)(環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町)</p> <p>【取組例】 スマートムーブに関するキャンペーン(県下一斉ノーマイカー&amp;エコドライブウィーク等) 県内の一斉行動参加店におけるマイバッグキャンペーン 環境月間における空き缶回収キャンペーン など 学校等、家庭・地域、事業者、他の行政(他部局)との協働</p>	新規		全世代	12
行政	<p>・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。(環境部、農林部、土木部、教育庁)</p> <p>学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働</p>	継続		全世代	13
行政	<p>・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。(再掲)(県民生活部、環境部)</p> <p>学校等、家庭・地域、事業者、他の行政(他部局)との協働</p>	新規		全世代	14
行政	<p>・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。(関係部局)</p> <p>学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働</p>	継続		全世代	15
行政	<p>・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。(再掲)(環境部)</p> <p>学校等、家庭・地域、他の行政との協働</p>	新規		全世代	16

注) は取組に関連する数値目標があるもの、 は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

### 3 .【施策3】人材の育成

環境保全活動や環境教育、ESD の取組を効果的に進めるためには、環境意識の浸透を担う人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められており、人材の育成に関する以下の取組を進めます。

#### <各主体における取組>

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・県教育センター等によるESDの実践につながる研修講座や大学による教員免許状更新講習、環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通して、教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。	拡充		社会人 世代	1
学校等	・県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	2
家庭・ 地域	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。	継続		社会人 世代 シニア 世代	3
家庭・ 地域	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	4
事業者	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。	継続		社会人 世代 シニア 世代	5
事業者	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	6
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から、環境教育プログラムや環境教育・環境保全の活動事例集などの情報を発信し、ノウハウのスムーズな習得につなげます。（環境部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	7
行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、環境リーダーの数の拡大を図ります。（環境部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	8
行政	・環境活動指導者養成講座等の指導者養成に係る研修を実施し、ESDや環境教育等を実践する教職員や環境リーダーなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる指導者を養成します。（環境部、教育庁、一部市町）	新規		社会人 世代 シニア 世代	9
行政	・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。（再掲）（環境部、農林部、土木部、教育庁）	継続		社会人 世代 シニア 世代	10
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から、環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。（環境部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	11

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・家庭・地域や事業者等における知識や技術を持つ人材を生涯学習情報提供システム「ながさきまなびネット」に講師として登録し、学校等や生涯学習の場での活用を推進します。（教育庁）	継続		社会人 世代 シニア 世代	12
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンなどを活用し、元気高齢者を含む地域の人材情報や活動情報等を収集・発信することにより、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援します。（環境部、福祉保健部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	13

注) は取組に関連する数値目標があるもの、 は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの。

## 4 .【施策4】拠点機能と情報発信の充実

様々な世代の方々や各主体に環境に関する関心や興味を高めていただき、効果的に環境保全活動、体験活動及び環境教育を実践できるようにするため、拠点機能と情報発信の充実に関する以下の取組を進めます。

### < 各主体における取組 >

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・省エネルギー型空調設備や照明器具等の環境に配慮したエコスクールを推進し、環境教育の拠点として活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・学校林など学校が有するフィールドを整備します。	継続		小学生 中学生 高校生	2
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。(再掲)	継続		全世代	3
学校等	・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通じた環境教育に取り組みます。(再掲)	継続		大学生 ほか 全世代	4
家庭・ 地域	・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。	継続		全世代	5
事業者	・事業所における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組を活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。	継続		全世代	6
行政	・ESDを推進するとともに、ESDに積極的に取り組むユネスコスクールの活動を支援します。(教育庁)	新規		小学生 中学生 高校生	7
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を集約して発信するなど、県民が利用しやすい情報のプラットフォームになるよう努めます。(環境部)	継続		全世代	8
行政	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び県環境保健研究センターなど研究機関等を体験機会の場として提供するとともに、環境に関する取組の説明や情報発信等を行います。(環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町)	継続		全世代	9
行政	・学校林など学校が有するフィールドの整備を支援します。(農林部)	継続		小学生 中学生 高校生	10
行政	・生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校として指定します。(環境部)	継続		小学生 中学生	11
行政	・島原半島ユネスコ世界ジオパークや自然公園などESDの実践の場としての活用を促進するとともに、本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供します。(環境部、教育庁)	継続		全世代	12
行政	・自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)の活用を促進します。(教育庁)	継続		全世代	13
行政	・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。(教育庁)	継続		全世代	14



主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・環境保全活動や環境教育の拠点となる環境教育関連施設などの情報交換、相互連携を推進し、情報発信の充実を図ります。（関係部局、市町） 【環境教育関連施設の例】 ビジターセンター 水族館や動植物園 青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等） 地球温暖化防止活動推進センター（サステナプラザながさき、させぼエコプラザなど） 県環境保健研究センター など	新規		全世代	15
行政	・環境教育等に関する教材や情報の提供、環境教育プログラムの作成支援などにより、拠点となる環境教育関連施設における体験活動や環境教育等の取組を支援します。（環境部、農林部、教育庁）	継続		全世代	16
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。（再掲）（環境部）	継続		全世代	17

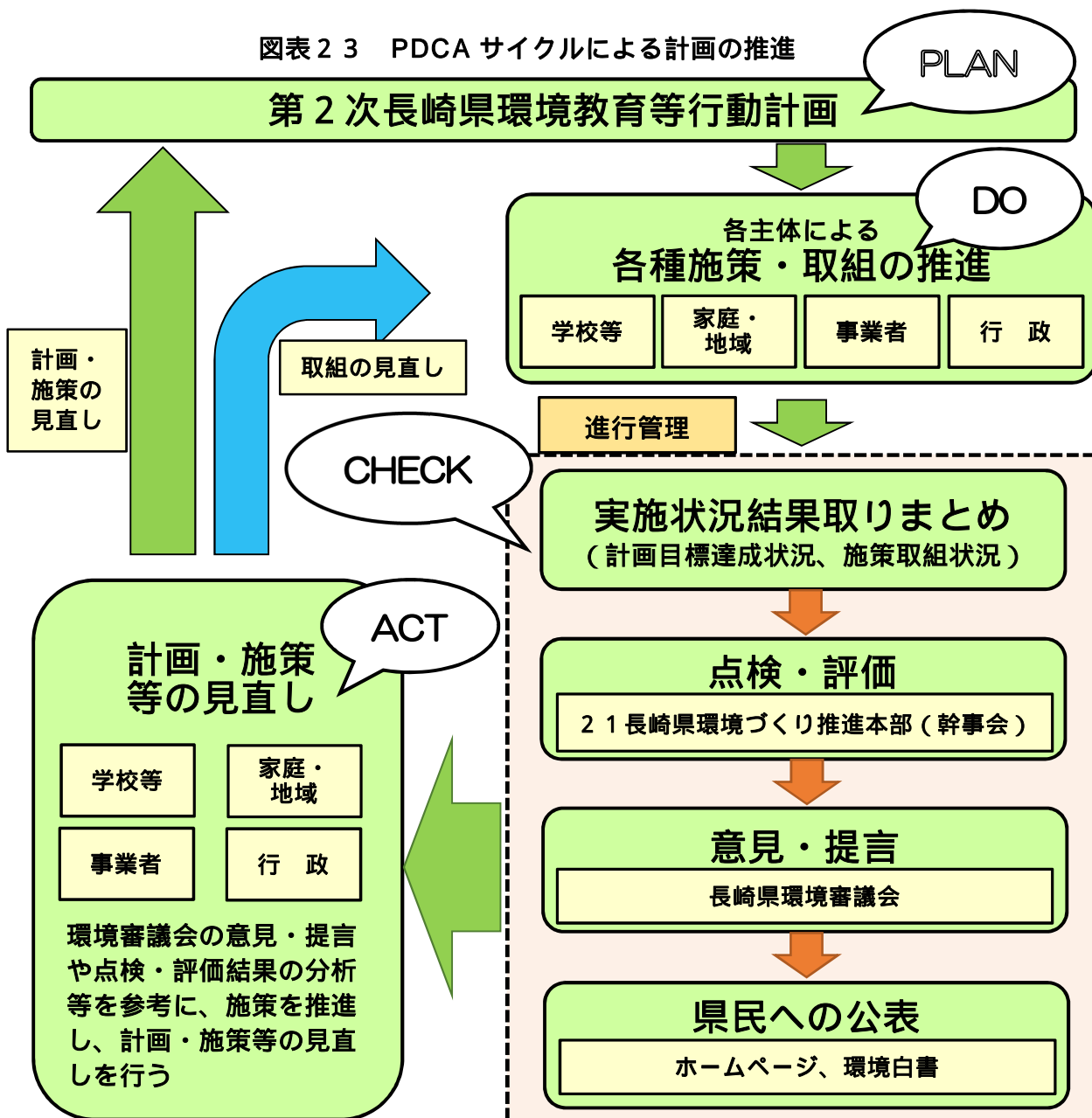
注) は取組に関連する数値目標があるもの、 は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

1. 進行管理の方法と体制

この計画の継続的な推進を図るため、毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内組織である「21長崎県環境づくり推進本部（幹事会）」において点検・評価を行うとともに、長崎県環境審議会（以下「環境審議会」という。）に報告し、意見・提言をいただくことで、進行管理を行います。また、取りまとめた結果等は、ホームページや環境白書を通じて県民へ公表します。

なお、環境審議会の意見・提言や点検・評価結果の分析等を参考に、各主体（学校等、家庭・地域、事業者、行政）と連携して施策の推進に努め、必要に応じ施策や取組の見直しを行うとともに、中間見直し及び改定の際には、毎年度の進行管理結果を反映します。

図表23 PDCAサイクルによる計画の推進



## 2 . 計画目標の達成状況把握

計画目標（下表）の達成状況については、県民意識アンケート調査（長崎県総合計画進捗管理用）に基づき算定し、把握することを基本とします。なお、他のアンケート調査に基づき算定した「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」も参考値として使用することもあります。

< 計画目標 >

指 標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018年度)	84% (2025年度)	100% (2030年度)

## 3 . 施策の取組状況の把握

計画目標を達成するために設定した4つの施策の取組状況については、第4章に掲げる各施策の取組のうち、関連する他の計画等の中で目標を設定している取組（第4章個別表の指標欄に「 」を付している取組）に係る指標（図表24）の進捗状況について所管課室から報告を受けることで、把握することとします。

また、取組状況の進行管理を補完するため、数値目標は設定していないものの、県環境白書等で取組の実績値を毎年度把握している取組（第4章個別表の指標欄に「 」を付している取組）の指標（図表25）の実績について所管課室から報告を受け、経年的な推移を見ることで把握することとします。

図表24 関連計画等の中で目標を設定している指標一覧

施策区分	指 標	基準値	目標値	関連計画等の名称
施策1	自然体験に取り組んでいる小・中学校の割合	82.6% (2017年度)	100% (2023年度)	第三期長崎県教育振興基本計画
施策1 施策2	環境アドバイザーの派遣回数	72回 (2017年度)	毎年度設定	長崎県政策評価条例に基づく事業群評価調書 【参考】2018年度目標：70回
施策1 施策2	海洋ごみ等の発生抑制対策事業に参加するボランティア参加者数	24,313人 (2014年度)	29,000人 (2020年度)	長崎県総合計画チャレンジ2020、長崎県環境基本計画
施策3	環境活動指導者養成講座の参加者数	13人 (2017年度)	30人 (毎年度)	長崎県環境政策課における事業計画
施策4	環境保健研究センターにおける教育研修の実施回数	40回 (2017年度)	20回/年 (2020年度)	長崎県環境保健研究センター運営計画
施策4	自然公園利用者数	14,320千人 (2014年度)	14,896千人 (2020年度)	長崎県総合計画チャレンジ2020、長崎県環境基本計画

図表 2 5 取組の実績値を毎年度把握している取組の指標一覧

施策区分	指 標	直近実績値	実績値根拠資料
施策 1	ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジン配信件数	176件 (2017年度)	長崎県環境政策課調べ
施策 1	こどもエコクラブの会員数	745人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1	緑の少年団の会員数	642名 (2017年度)	長崎県林政課調べ
施策 1	インタープリター（森の案内人）と連携したイベントの参加者数	2,305人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	環境アドバイザーを派遣した講演会等の参加者数	3,471人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	県管理の公共施設（道路、河川、海岸、港湾等）における清掃美化活動者参加者数（年間延べ人数）	48,739人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	森林ボランティア参加者数	4,888人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク参加者数	37,489人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	環境月間空き缶回収キャンペーン参加者数	93,314人 (2017年度)	長崎県環境白書
施策 1 施策 2	県内の一斉行動参加店におけるマイバッグ持参率	20.4% (2017年度)	長崎県環境白書
施策 3	環境アドバイザー登録者数	個人42名 及び14団体 (2017年度)	長崎県環境政策課調べ
施策 4	環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」アクセス件数	2,043回 (2017年度)	長崎県環境政策課調べ

# 資 料 編

資料 1 . 長崎県環境審議会における審議の経過 .....	48
資料 2 . 長崎県環境審議会委員名簿 .....	49
資料 3 . 長崎県環境審議会環境教育等行動計画策定部会委員名簿 .....	51
資料 4 . 「第 2 次長崎県環境教育等行動計画」素案に対する県民等からの意見について ...	53
資料 5 . 各主体における取組例 .....	60
資料 6 . 計画目標（身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合）の評価・検証 .....	66
資料 7 . 施策ごとの取組の評価・検証 .....	77
資料 8 . 用語集 .....	87

<資料 1>

長崎県環境審議会における審議の経過

平成 30 年	1 月 16 日	知事から環境審議会へ諮問
	2 月 22 日	長崎県環境審議会 長崎県環境審議会内に環境教育等行動計画策定部会を設置
	7 月 5 日	第 1 回環境教育等行動計画策定部会 ・計画の取組状況について ・環境保全活動及び環境教育等に関する県民の意識について ・社会情勢の変化等について ・課題の整理及び論点等について
	10 月 30 日	第 2 回環境教育等行動計画策定部会 ・現行計画の検証について（計画目標及び施策目標） ・次期計画の構成と盛り込む内容について
	11 月 29 日	第 3 回環境教育等行動計画策定部会 ・計画パブリックコメント案について
	12 月 19 日 ～ 1 月 18 日	パブリックコメントの実施 市町への意見照会（12 月 14 日～）
平成 31 年	2 月 19 日	第 4 回環境教育等行動計画策定部会 ・パブリックコメント等の結果について ・計画（部会案）について
	3 月 14 日	長崎県環境審議会 ・計画の策定について
	3 月 19 日	環境審議会から知事へ答申

<資料 2>

**長崎県環境審議会委員名簿**  
(委嘱期間：平成 28 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日)

構成	氏名	職業・団体
会長	橘 勝康	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(水産科学領域)
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会(弁護士)
副会長	早瀬 隆司	長崎大学名誉教授
委員	青柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授(公衆衛生学分野)
委員	今村 安規子	公募委員
委員	岩岡 千香子	させぼパール・シー株式会社 水族館事業部クラゲ・魚類課 係長
委員	内田 勇	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
委員	馬越 孝道	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	門崎 克典	公募委員
委員	河本 和明	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	北川 聡	長崎県漁業協同組合連合会 指導課課長代理
委員	栗山 浩二	長崎県町村会(長与町住民環境課長)
委員	佐々木 浩	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科教授 (環境共生社会コース)
委員	佐藤 博	長崎国際大学薬学部薬学科教授
委員	佐藤 義高	長崎県森林組合連合会 専務理事
委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会(会長)
委員	杉谷 和彦	一般社団法人長崎県獺友会(会長)
委員	豊田 涼子	公募委員
委員	中川 啓	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	中西 弘樹	長崎大学名誉教授
委員	西久保 裕彦	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	西山 智子	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会(会長)
委員	林 秀千人	長崎大学大学院工学研究科教授(システム科学部門)
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科教授
委員	森 絹代	公募委員
委員	山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(水産科学領域)
委員	山口 玲子	長崎県市長会(松浦市市民生活課課長補佐)
委員	山下 純治	元県央地域広域市町村圏組合消防本部 消防長
委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)

**長崎県環境審議会委員名簿**  
(委嘱期間：平成30年11月1日～平成32年10月31日)

構成	氏名	職業・団体
会長	橘 勝康	長崎大学水産学部長
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会(弁護士)
副会長	林 秀千人	長崎大学大学院工学研究科教授(システム科学部門)
委員	青柳 潔	長崎大学生命医科学域教授
委員	石黒 則子	公募委員
委員	岩岡 千香子	西海国立公園九十九島動植物園 課長代理 西海国立公園九十九島水族館 課長代理
委員	内田 勇	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
委員	馬越 孝道	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	江嶋 慶子	長崎県商工会女性部連合会 会長
委員	奥村 公子	公募委員
委員	門崎 克典	公募委員
委員	河本 和明	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	北川 聡	長崎県漁業協同組合連合会 指導課課長代理
委員	佐々木 浩	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科教授
委員	佐々木 裕	公募委員
委員	佐藤 博	長崎国際大学薬学部薬学科教授
委員	佐藤 義高	長崎県森林組合連合会 専務理事
委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会 会長
委員	杉谷 和彦	一般社団法人長崎県猟友会 会長
委員	関 陽子	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科准教授(環境科学領域)
委員	豊田 涼子	公募委員
委員	中川 啓	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	中西 弘樹	長崎大学名誉教授
委員	西久保 裕彦	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(環境科学領域)
委員	西山 智子	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長
委員	宮崎 伸之	長崎県町村会(長与町住民環境課長)
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科教授
委員	山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(水産科学領域)
委員	山口 玲子	長崎県市長会(松浦市市民生活課課長補佐)
委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授(水産科学領域)



< 資料 3 >

長崎県環境審議会環境教育等行動計画策定部会委員名簿

( 期間 : 平成 30 年 5 月 18 日 ~ 平成 30 年 10 月 31 日 )

	氏 名	職 業 ・ 団 体
部会長	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科教授
委員	岩岡 千香子	西海国立公園九十九島動植物園 課長代理 西海国立公園九十九島水族館 課長代理
委員	門崎 克典	公募委員
委員	豊田 涼子	公募委員
委員	西山 智子	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
委員	早瀬 隆司	長崎大学名誉教授
委員	森 絹代	公募委員
委員	山口 玲子	長崎県市長会 ( 松浦市市民生活課課長補佐 )
委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授
専門 調査員	出口 雅昭	九州電力(株)長崎支社 総務グループ長
専門 調査員	濱崎 孝教	長崎県保健環境連合会 ( 長崎市保健環境自治連合会環境づくり部会部長 )
専門 調査員	藤本 登	長崎大学教育学部教授
専門 調査員	本田 道明	長崎県教育庁教育次長
専門 調査員	松本 結花	長崎市教育委員会学校教育課主任指導主事
専門 調査員	三島 智彰	長崎県立佐世保青少年の天地所長
専門 調査員	本村 弥寿子	長崎女子短期大学幼児教育学科講師
専門 調査員	吉村 彰治	佐世保市環境部環境保全課長

長崎県環境審議会環境教育等行動計画策定部会委員名簿

(期間：平成30年11月1日～平成31年3月19日(答申日))

	氏名	職業・団体
部会長	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科教授
委員	岩岡 千香子	西海国立公園九十九島動植物園 課長代理 西海国立公園九十九島水族館 課長代理
委員	門崎 克典	公募委員
委員	豊田 涼子	公募委員
委員	西山 智子	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
委員	山口 玲子	長崎県市長会(松浦市市民生活課課長補佐)
委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授
専門調査員	出口 雅昭	九州電力(株)長崎支社 総務グループ長
専門調査員	早瀬 隆司	長崎大学名誉教授、特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長 崎理事長
専門調査員	濱崎 孝教	長崎県保健環境連合会 (長崎市保健環境自治連合会環境づくり部会部長)
専門調査員	藤本 登	長崎大学教育学部教授
専門調査員	本田 道明	長崎県教育庁教育次長
専門調査員	松本 結花	長崎市教育委員会学校教育課主任指導主事
専門調査員	三島 智彰	長崎県立佐世保青少年の天地所長
専門調査員	本村 弥寿子	長崎女子短期大学幼児教育学科講師
専門調査員	吉村 彰治	佐世保市環境部環境保全課長

<資料4>

「第2次長崎県環境教育等行動計画」素案に対する  
県民等からの意見について

【パブリックコメント募集結果】

1. 募集期間：平成30年12月19日（水）～平成31年1月18日（金）
2. 募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ
3. 閲覧方法：県ホームページ、県環境政策課、県政情報コーナー、各振興局  
行政資料コーナー（長崎振興局を除く）、各県立保健所
4. 意見の件数と意見提出者数：13件（6名）

【市町からの意見】

1. 募集期間：平成30年12月14日（金）～平成31年1月18日（金）
2. 意見の件数と意見提出市町数：14件（6市町）

【部会員からの意見】

1. 募集期間：平成30年12月14日（金）～平成31年1月18日（金）
2. 意見の件数と意見提出者数：6件（1名）

【意見の計画案への反映状況】

対応区分	対応内容	パブリックコメント	市町	部会員	合計件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	6	14	2	22
B	素案にすでに盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、 具体的な対策を遂行する中で反映・ 検討していくもの	3	0	3	6
C	今後の検討課題とするもの	0	0	0	0
D	反映することが困難なもの	3	0	1	4
E	その他	1	0	0	1
	計	13	14	6	33

【提出された意見の要旨及び県の考え方】

別紙のとおり

反映状況一覧(パブリックコメント)

【第1章 行動計画改定の趣旨及び考え方】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
1	(P.2 2.行動計画改定の基本的考え方) ・環境教育推進に偏った行動計画になっていないか。 ・「環境保全活動」「協働取組」に係る具体的な県の行動方針が弱いと思う。 ・「教育」という文字が入ると、「学校現場や教育関係者だけ」に負担を強いるという印象が強くなってしまう。	D	本計画では、環境保全活動、環境保全の意欲の増進(体験活動など)及び環境教育の総称を「環境教育等」としており(P.1)、環境教育の推進に偏ったものではありません。 「環境保全活動」「協働取組」については、県だけでなく、学校等、家庭・地域、事業者、市町の各主体がそれぞれの役割分担の下、取り組む必要があり、県を含めた行政の具体的な取組については「第4章行動計画の施策の展開」に記載しています。 用語として使用している「環境教育」の「教育」の文字は削除できませんが、環境教育等については、学校現場や教育関係者だけでなく、いろいろな主体が取組を進めることが重要であり、「第3章行動計画の基本的事項」においては、各主体の役割を明記しています(P.30～32)。
2	(P.2 2.行動計画改定の基本的考え方) 推進に当たっての運営組織構造が図によって示されていないので、組織的に取り組むという体制がわかりにくい。行動計画の実現に向けて、どの組織がどのような形で関わるのかが示されるとよいのではないか。	B	本計画では、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割分担の下、取組を進めることとしており、その推進の基本的考えは、P.2の図表1に示しています。 また、「第4章行動計画の施策の展開」の取組において、主体区分を示すほか、主体区分が行政のものについては、関連する部局名を記載するなど、組織の関わりを分かるようにしています。
3	(P.2 2.行動計画改定の基本的考え方) 「県環境基本計画」の達成に向けては、県のすべての課の横の連携を明確にして、効率的・効果的な取組が県民にわかりやすく説明できるとよいと思う。	D	環境教育等は、県の関係部局だけでなく、学校等、家庭・地域、事業者、市町の各主体が時には協働して、推進することを目指しており、県の各課のかかわり方についても、所掌事務や取組事業などにより異なります。また、環境教育等は環境基本計画の中の共通の取組の一つでしかなく、環境基本計画の達成のためには、本計画だけでなく、関連するいろいろな計画に基づき取組を進める必要があります。そのため、本計画の中で、県のすべての課の横の連携を明確にしてわかりやすく説明することは困難です。 なお、「第4章行動計画の施策の展開」の取組のうち、主体区分が行政のものについては、関連する部局名を記載し、県組織の関わりが分かるようにしています。
4	(P.9 2.行動計画改定の基本的考え方(4)ライフステージに応じた環境教育等) シニア世代は学校生活での環境教育が脆弱であり、社会教育活動の必要性を痛感している。日常の地域活動を通じて、SDGsの達成に繋がっていることを意識させる行動計画になることを期待する。	B	本計画では、ライフステージに応じた環境教育等が行われ、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことも目指しています。本計画に沿って、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が環境教育等に関する取組を進める中で、シニア世代の環境に対する意識の醸成についても引き続き図っていきます。

【第2章 前行動計画の評価・検証】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
5	(P.10～18 1.計画目標(身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合)の評価・検証) ・図表6の縦の表はグラフと重複しているので削除してよい。 ・図表7～図表18のグラフ中の%数値は非常に見づらく、増減の傾向が分かればよいので削除してよい。詳細な数値が必要であれば付属資料に表として掲載してはどうか。	A	ご意見のうち、図表8～18のグラフについては、個別の「%」表示は削除し、数字のみとするとともに、図表10～18の縦棒グラフについては、数字を整数表示とし、縦の区分線を追加することで見やすくしました。 なお、図表6の縦の表は、本文中で説明している「取り組んでいる人の割合」と「取り組んでいない人の割合」が、グラフの数字をもとに集計した結果であることを分かるように掲載したものであり、分かりやすいよう残すこととします。
6	(P.19 2.施策ごとの取組の評価・検証(1)環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進 <評価>) ・環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員について、該当される方は多いのでしょうか？募集や研修をされているのでしょうか？ ・自然や環境教育等の指導者育成のための研修会を開催しているか？開催されていれば情報をいただきたい。	E	平成30年12月現在、環境アドバイザーには42名14団体が登録、地球温暖化防止活動推進員は73名の方を任命しています。 環境アドバイザーは、環境に関する知識や経験を有する個人・団体について、関係部署や市町等の推薦に基づき毎年審査・登録を行っておりますが、アドバイザーのための研修は実施していません。 地球温暖化防止活動推進員は2年に1回公募し、推進員を対象とした研修も毎年実施しています。 県環境部のほか、関連団体等がいろいろな研修会等を開催しており、その情報については環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」登録会員に配信するメールマガジン(月2回)で活動情報等をお知らせしています。これらの情報を広くご活用いただきますようお願いいたします。
7	(P.20 2.施策ごとの取組の評価・検証(1)環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進 <課題>) ISO14001やエコアクション21の導入を促進するのであれば、認証取得によるインセンティブをもっと明確にすべきと考える。	A	本計画では、従業員に対する環境教育等の取組例として、環境マネジメントシステムを記載しています。 認証取得件数増加が目的であるような誤解を受けるおそれがあることから、P.31(3)事業者の役割や第4章【施策1】の記述を見直すなど、関連記述の修正等を行いました。

【第3章 行動計画の基本的事項】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
8	(P.30 7.各主体の役割(1)学校等の役割) 大学に在学している留学生と一緒に、グローバルな視点にたつて環境問題を考えることができる学生を育てることは重要なことだと思う。このような内容を文中に盛り込まれてはどうか。	A	大学生・専門学校生の基本的方向性として、P.8の図表5の中で、「地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。」旨を記載しています。 各主体の役割の記述の中には、その旨の記載がないことから、ご意見を踏まえてP.30の学校等の役割について記述を追加・修正します。 なお、外国人労働者などに対する環境教育等の観点から、事業者の役割、行政の役割についても記述を追加します。
9	(P.31 7.各主体の役割(3)事業者の役割) ISO14001、エコアクション21等は環境を定量的に評価する手法としては非常に良いが、認証取得後も事務処理等に時間がかかり零細企業にとっては負担が大きい。環境教育には必要であるが、認証取得件数増加に努力する必要はないと思う。	A	本計画では、従業員に対する環境教育等の取組例として、環境マネジメントシステムを記載しています。 認証取得件数増加が目的であるような誤解を受けるおそれがあることから、P.31(3)事業者の役割や第4章【施策1】の記述を見直すなど、関連記述の修正等を行いました。
10	(P.32～34 【参考】各主体における取組例) 本文中のP.32～34に記載されている取組例は付属資料に移し、本文を簡略化してはどうか。	A	ご意見を踏まえ、本文中に記載の取組例は、巻末の資料編に整理します。

【第4章 行動計画の施策の展開】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
11	(P.36 1.【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進) ビクターセンターなどの自然体験施設はどの主体区分になるか？施設職員は、体験活動や環境教育の面で協働できると思う。	A	どの主体区分になるかは、施設を設置している主体によりますが、国が設置するビクターセンターなど、公共施設であれば行政の区分になります。 P.31～32(4)行政の役割では、国、県、市町等が設置する公の環境教育関連施設の位置付けが読み取れない内容となっていましたので、ご意見を踏まえ記述を追加します。
12	(P.42 3.【施策3】人材の育成) ・ESD・環境教育の推進に当たっては、県教育委員会の主体的な取組が必要であり、新規事業として人材育成のための研修事業が盛り込まれた点は評価できる。 ・教育現場はESD・環境教育の推進の重要度の認識には差があるのが現状であり、県教委の推進体制整備や環境部との思いの共有が、一層図られることを期待している。	B	ESDや環境教育の推進にあたっては、環境部局と教育部局のみならず、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が有機的に連携・協力して取り組む必要があります。 その中で、児童・生徒を対象とした教育現場における環境教育等の推進には、教育部局と環境部局との意思疎通が重要であり、具体的な取組を進める中で、情報共有や連携・協力を図っていきます。

【全体】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
13	資料的説明が多く、内容も重複しているように感じる箇所がある。例えば、P.2の「行動計画改定の基本的考え方」とP.25「環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力」やP.27の「施策と体系」とP.35の「行動計画の施策の展開」の説明等	D	本計画では、どこから読んでも内容が理解しやすいように、また、各章の繋がりが分かるように重複して説明を入れています。

反映状況一覧(市町意見)

【第2章 前行動計画の評価・検証】

番号	意見の要旨	対応	県の考え方
1	(P.20～23 2.施策ごとの取組の評価・検証 課題) 「関係課室に現状を踏まえた課題を聞いたところ」の記載方法について、他人事のように感じられる。	A	ご意見を踏まえ、「関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると」といった表現へ修正します。

【第3章 行動計画の基本的事項】

番号	意見の要旨	対応	県の考え方
2	(P.32 【参考】各主体における取組例(1)学校等における特徴的な取組例<小・中・高共通>)させばエコプラザでは、小中学校へ総合的な学習の時間等に講師の派遣を行っている。	A	各主体のアンケート結果をもとに記載しており、ご意見があった取組は行政の取組の中で追記します。
3	(P.33 【参考】各主体における取組例(1)学校等における特徴的な取組例<その他中学校での一例>)「サステナプラザながさきとの連携」について、丸尾中学校からの今後連携したいとの希望であり、実績ではないとのことであるので、削除をお願いします。	A	アンケート回答内容を確認のうえ、記述を削除します。なお、「サステナプラザながさき」については、行政の取組の中で記載を整理しています。
4	(P.33 【参考】各主体における取組例(3)事業者における特徴的な取組例)企業や事業者が、地球温暖化防止のため独自に取り組むエコ活動を「環境自主宣言(環境にe(いい)宣言)」し、佐世保市が認定する「e宣言@サセボ」認証登録制度がある。	A	各主体のアンケート結果をもとに記載しており、ご意見があった取組は行政の取組の中で追記します。
5	(P.34 【参考】各主体における取組例(4)行政における特徴的な取組例)各市町の取組について、記載されている以外にも特徴的な取組があるように思われる。各市町へ照会してはどうか。	A	ご意見を踏まえ、各市町の取組について当方で把握している情報を整理・追記し、各市町へ照会しました。
6	(P.34 【参考】各主体における取組例(4)行政における特徴的な取組例)県からの照会事例に加え、以下を追加で記載願いたい。 ・市内小学校に出向き、水環境保全の啓発を目的とした水生生物調査実施による河川水質調査	A	ご意見を踏まえ、記述を追加・整理します。
7	(P.34 【参考】各主体における取組例(4)行政における特徴的な取組例)県からの照会事例に加え、取組例の追加 ・毎年5月と9月の第3日曜日、各地区の自治会等を中心に、町内一斉清掃を実施。町はごみ袋と除草剤を各地区に提供し、また排出されたごみを処分。 ・年に1回、町内小学校の児童と川棚町のちとくらしを守る会で、海岸のごみ拾いなどの実施。 ・河川や海岸の清掃を実施した自治会等への支援事業の実施。 ・町内社会教育団体等による集団資源回収の支援事業の実施。 ・婦人会等が実施した廃棄物発生抑制事業(廃油石けん作り、ぼかし作り)を、町文化祭で周知。 県からの照会事例に対し、文言の修正 ・町内小学校4年生の児童と川棚町のちとくらしを守る会で河川水生生物調査を実施。(県の環境アドバイザー等活用)	A	ご意見を踏まえ、記述を追加・整理します。

8	(P.34 【参考】各主体における取組例(4)行政における特徴的な取組例) 県からの照会事例の1行目 ・日本財団の助成を受けた「海と日本プロジェクト」 として、を、 ・子どもゆめ基金事業の助成を受け、 に変更願いたい。	A	ご意見を踏まえ、記述を追加・整理します。
9	(P.34 【参考】各主体における取組例(4)行政における特徴的な取組例) 県からの照会事例に加え、以下を追加で記載願いたい。 ・小学校高学年を対象とした環境教育 ・自治公民館単位で署名の取りまとめを依頼している「ポイ捨て0宣言」 ・市民の環境保全意識の啓発を目的とした環境問題に関する講演会 ・環境教育実施校児童による事例発表会	A	ご意見を踏まえ、記述を追加・整理します。

【第4章 行動計画の施策の展開】

番号	意見の要旨	対応	県の考え方
10	(P.38～45 <各主体における取組(行政)>) 全市町が窓口となっているものについては市町を含めて問題ないと思うが、一部の市町のみ実施しているものについては、市町を除いたままがよい。	A	環境マネジメントシステムの取組や指導者養成のように、一部の市町の取組を想定している事項については、括弧内に「一部市町」と追記します。
11	(P.38 1.【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 No.37「講師、指導者派遣」) 環境アドバイザーの派遣については、各市町が申請等の窓口になっているので、県だけではなく、市町も含めた方がよいのではないか。 P.40 2.【施策2】協働取組の推進 No.11「講師、指導者派遣」も同じ。	A	環境アドバイザーの派遣については、各市町にもご協力いただいております。括弧内に「市町」を追加します。
12	(P.39 1.【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 No.39「こどもエコクラブ」) こどもエコクラブの結成促進や活動充実化への協力は、市町も含めた方がよいのではないか。	A	こどもエコクラブの結成促進や活動充実化への協力は、各市町にもご協力をいただいております。括弧内に「市町」を追加します。
13	(P.39 1.【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 No.46「環境マネジメントシステム」) 佐世保市では、エコアクション21取得支援として、セミナーや「自治体イニシアティブ・プログラム」を実施しており、長崎市も実施していると聞いているので、市町も含めた方がよいのではないか。	A	環境マネジメントシステムについては一部の市町の取組であるため、括弧内に「一部市町」と追記します。
14	(P.42 3.【施策3】人材の育成 No.9「指導者養成」) 佐世保市では、保育士等を対象とした環境教育プログラム体験会等を実施しており、市町も含まれないか。	A	指導者養成については一部の市町の取組であるため、括弧内に「一部市町」と追記します。



反映状況一覧(部会員意見)

【第2章 前行動計画の評価・検証】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
1	(P.12 1.計画目標の評価・検証(1)現状と課題年代別比較) 20代から40代の取組割合が低いことを課題として記載し、対策について検討する必要はないか？	B	20代から40代を含め、社会人世代としてP.12に課題を包括的に整理しています。なお、年代以外の要因もありますので、他の要因も含めて抽出した課題をP.18に整理しています。
2	(P.14 1.計画目標の評価・検証(1)現状と課題婚姻別比較) 「未婚者、特に未婚の男性に関心を持ってもらうための工夫」について具体化する必要はないか？	B	イベントや情報発信等については、既婚者・未婚者に関わらず幅広く取組を実施しています。P.18の評価・検証に基づき抽出した課題にも、「いろいろな方々に」「誰でも参加しやすい」「簡単に取り組める」ことを記載していますが、今後事業展開する中で、未婚の男性も含め、誰でも参加しやすい取組を進めていきます。
3	(P.20 2.施策ごとの取組の評価・検証(1)環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進 <課題>) 課題として、「環境マネジメントシステムの認証取得件数が全体としても減少していることを踏まえ、認証取得のインセンティブを与える仕組みや指導が重要な課題である」を追記してほしい。	A	本計画では、従業員に対する環境教育等の取組例として、環境マネジメントシステムを記載しています。 認証取得件数増加が目的であるような誤解を受けるおそれがあることから、P.31(3)事業者の役割や第4章【施策1】の記述を見直すなど、関連記述の修正等を行いました。
4	(P.20 2.施策ごとの取組の評価・検証(2)協働取組の推進) 市民活動における「共同解決」の理念、行政部局間での協働について記載できないか。	B	2.施策ごとの取組の評価・検証は、あくまでも関係課室の取組に関する自己評価をもとに記載しているため、当該箇所での記載は困難です。 なお、同様の趣旨として、P.28(2)協働取組の推進では、各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があること、また、P.31～32の(4)行政の役割では、他部局との連携強化が求められていることを記載しており、ご指摘の内容については盛り込んでいるものと考えます。

【第3章 行動計画の基本的事項】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
5	(P.31 7.各主体の役割(4)行政の役割) P.2の5行目に記述されている通り、一人ひとりの意識を変え・・・「それがいかされる社会経済の仕組みを整える」のが行政の重要な役割であることを行政の役割として明記してほしい。	D	「それがいかされる社会経済の仕組みを整える」ことは、行政だけではなく、それぞれの役割分担の下、あらゆる主体が取り組むことにより達成されるものと考えますので、行政の役割として記載することはできません。

【第4章 行動計画の施策の展開】

番号	意見の要旨	区分	県の考え方
6	(P.39 1.【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進) 環境保全活動の重要性を行政施策に活かしていくには、行政職員への働きかけが極めて重要。このため、「行政部局内において、職員に対して環境及び持続可能な開発目標に対する意識の高揚のための啓発活動を強化する。」を取組として追加してほしい。	A	県や市町も一事業者として、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの取組を進めることにより、職員の環境に対する意識の向上を図る必要があることから、P.31(4)行政の役割や第4章【施策1】について、事業者の立場としての記述及び取組を追加します。

## 各主体における取組例

2018年度実施のアンケート調査結果から

### (1) 学校等における特徴的な取組例

幼稚園、保育所、認定こども園では、日常の保育を通じた取組のほか、県の環境アドバイザー制度等を活用して、生ごみリサイクルや自然体験活動などの取組も行われています。

また、小・中・高等学校においては、節電や節水、ごみの分別、リサイクル活動、地域の方々との清掃ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などが行われています。

#### <幼稚園、保育所、認定こども園>

- ・節電、節水
- ・ごみの分別、減量化
- ・古紙、ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- ・裏紙等の再利用、廃材を利用した工作、草木を利用した遊び・作品づくり
- ・自然とのふれ合い(ネイチャーゲームなども含む) 園庭の芝生化、緑のカーテンづくり
- ・田植え・稲刈り体験
- ・野菜づくり・収穫体験、花の栽培(種まき、苗植えから)  
(例)生ごみの堆肥化 土づくり 野菜づくり  
野菜づくり 収穫後の調理、エコ・クッキング 給食、食育
- ・生き物の飼育や観察、川遊び
- ・公園、川、海水浴場などでのごみ拾いや清掃活動
- ・「エコ・マザー活動」を活用した環境学習
- ・させば美し化プロジェクト、南島原市緑化推進事業など市町の取組への参加

#### <小・中・高共通>

- ・節電・節水
- ・ごみの分別の徹底
- ・学校版環境ISOの取組(佐世保市、南島原市)
- ・ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- ・古紙、空き缶・空きびん回収
- ・地域・海岸の清掃ボランティア活動、海岸漂着ごみ回収活動  
(例)PTA、生徒会、育成協や学校支援会議中心など様々な連携取組、  
小中高合同の地域清掃や、海開き前や遠足などにあわせた実施事例
- ・河川水質調査、水生生物調査や水質浄化の取組
- ・緑のカーテンづくり、ビオトープ
- ・農作業体験(生ごみ堆肥化、食育との組み合わせなど)や漁業体験
- ・生き物の観察(ホタル、野鳥など)
- ・させば美し化プロジェクトや花いっぱい運動など、市町の取組への参加
- ・ジオパーク学習
- ・ESDの視点を取り入れた教育(ESD対馬学等) など

(注)総合的な学習の時間なども活用しながらESDの実践に取り組んでいる学校があり、その中でESDの推進拠点としてのユネスコスクール(ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を实践する学校としてユネスコが認定)に加盟している学校もいくつかあります。

< その他中学校での一例 >

- ・エネルギー教育の実践
- ・大村郡川の研究 など

< その他高校での一例 >

- ・環境に関連した調査・研究等  
(例) 河川や海岸での水質調査・プランクトン調査から水質環境の考察、  
希少植物や固有植物等の生息・生態調査や保護・増殖活動、  
気象観測及び結果の考察等
- ・観光地クリーン作戦 など

< 大学 >

- ・長崎大学環境科学部において、フィールドスクールを開催。具体的には、県内の課題を抱える地域に出向き、課題を認識し課題解決に係る実践活動に取り組む。  
(例: 小浜温泉における未利用温泉水利用法の検討、島原半島ジオパークにおける火山の災害と恵みをテーマとした学習プログラムの検討など)。
- ・長崎大学環境科学部において、海外 6 カ国(タイ、台湾、オーストラリア、スウェーデン、イギリス、アメリカ)からの留学生が長崎大学の学生と共修する、「長崎で学び、グローバルに活躍する国際環境エキスパート養成プログラム」を開催。本プログラムでは、研究室インターンシップとして留学生が長崎大学の教員とともに長崎をフィールドとして研究活動に取り組み、さらに国際環境エキスパートセミナーとして環境問題に関する学際的な講義で学んだり、留学生と長崎大学の学生が長崎の環境フィールドを教材にしてグローバルな環境問題解決策について考えるグループワークを実施。

(2) 家庭・地域における特徴的な取組例

自治会、婦人会など民間団体等による清掃活動やリサイクル活動、幅広い世代を対象とした環境学習会、こどもエコクラブや緑の少年団の活動などが行われています。

< こどもエコクラブ >

- ・地域の清掃活動やエコツアーへの同行
- ・資源ごみやペットボトルキャップ回収、クリーンセンター見学、川調べ等
- ・キャンプや自然体験活動を通じた環境体験活動
- ・プロジェクトワイルドなどの環境教育プログラム など

< NPO・地域活動団体 >

- ・地域の環境保全活動(希少種の保全、川づくりなど)
- ・地域の清掃活動、ビーチクリーンアップ(県民参加の地域づくり事業における愛護団体やアダプト団体などの活動も含む)
- ・節電、コンセントからプラグを抜く運動
- ・子どもや親子を対象とした野外体験活動
- ・農業体験(籾まき、田植え、かかし作り、稲刈り、脱穀、おにぎり大会)
- ・生ごみの堆肥化、生ごみの発酵促進剤(ぼかし)作り、土づくり等の講習会
- ・木育プログラムの実施
- ・小学校などへの環境出前講座(ごみ問題、地球温暖化防止等) など

### (3) 事業者における特徴的な取組例

事業者においては、地域の清掃活動への参加などの環境保全活動、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取組などに伴う従業員への環境教育のほか、環境学習会の実施や施設見学の受け入れなどの取組が行われています。

- ・古紙回収・トナー等のリサイクル活動  
(例) ながさきオフィスエコクラブにおける事業系古紙回収など
- ・地域や河川等の清掃活動(県民参加の地域づくり事業における愛護団体やアダプト団体などの活動も含む)
- ・建設現場における希少動植物の保護の啓発活動
- ・エコアクション 21 活動
- ・ISO14001 をベースとした省エネ、省資源の推進、廃棄物の削減等の取組
- ・小学生向けの環境学習会の開催や施設見学の受け入れ など

### (4) 行政における特徴的な取組例(市町)

市町においても、学校や家庭・地域、事業者が環境保全のための具体的な行動や環境教育に取り組むための支援、連携を促すための支援として、情報や資材の提供、体験の機会の提供などに取り組まれています。なお、県の環境アドバイザー派遣制度の活用促進、こどもエコクラブの結成促進や活動の充実化への協力、市町地球温暖化対策協議会等の運営など、以下の事例以外にも様々な取組がなされていますが、市町から回答があったものを中心に掲載しています。

#### <長崎市>

- ・受講者の希望により講師を派遣する出前講座(水生生物による河川の水質調査、ホタルの生態・習性等)の開催
- ・親子環境教室等の体験型プログラムの提供
- ・行政、事業者、市民団体等の取組をまとめた「長崎市環境学習・行動ガイドブック」の発行
- ・環境に配慮した事業活動を促進する事業所向け環境セミナーの開催
- ・小・中学校における、環境保全活動に PDCA サイクルの考え方を取り入れた「ながさきエコスクール認定制度」の実施
- ・小・中学校における、地域や環境保全団体と連携し学校の特色を活かし実践する取組に対して支援を行う「ながさきサステナスクール支援事業」の実施
- ・啓発パンフレット、環境副読本の作成及び環境学習 DVD の貸出
- ・市民総参加の地球温暖化防止行動に向けて、環境行動を実践するきっかけづくりを目的とした環境イベント「ながさきエコライフ・フェスタ」の開催
- ・市民主体の環境活動の拠点である「サステナプラザながさき(長崎市地球温暖化防止活動推進センター)」の運営

#### <佐世保市>

- ・市内小・中学校等を対象とした学校版環境 ISO 認定制度
- ・市民等からの要望を受け市内各地に講師を派遣し、環境問題に関する講義等を行う「どこでも環境教室」の実施
- ・市内において、環境保全に関する知識の普及を図り、及び環境教育の推進に資する活動を行う方を「させば環境アドバイザー」として登録
- ・市内で様々な環境保全活動が行われている市民団体等を「佐世保市環境保全活動団体」として登録
- ・企業や事業者が、地球温暖化防止のため独自に取り組むエコ活動を「環境自主宣言(環境に e(いい)宣言)」し、市が認定する「e 宣言@させば」認証登録制度

< 佐世保市（つづき） >

- ・長崎短期大学と連携し、保育学科の学生に、幼児を対象とした環境教育の手法を学んでもらう事業の実施
- ・西海国立公園「九十九島」を活かし、九十九島ビジターセンターと連携した自然観察会等の実施
- ・保育士等を対象とした、幼児向け環境教育プログラム体験会の実施
- ・市民の環境学習の拠点である「させぼエコプラザ」(佐世保市地球温暖化防止活動推進センター)の運営、小中学校へ総合的な学習の時間等への講師派遣

< 島原市 >

- ・市内幼稚園、保育所、学校を対象とし、生ごみの堆肥化、野菜作りの体験により、子供や親の世代へごみ減量化やりサイクルの意識を広く高めることを目的とした生ごみ堆肥化推進事業の実施
- ・市内小学校に出向き、水環境保全の啓発を目的とした水生生物調査実施による河川水質調査

< 諫早市 >

- ・水と環境について考え、学び、環境にやさしい暮らしを始めるきっかけづくりとして、水と環境を考える市民のつどい「いさはやエコフェスタ」の開催

< 大村市 >

- ・自然に触れ合う機会が少なくなっている子どもたちに、大村の水環境について考えてもらうため、「リバーウォッチング」や「大村湾ウォッチング」を夏休み期間中に開催

< 松浦市 >

- ・市民一人ひとりの環境意識を高めるため、平成 30 年度に九州電力株式会社主催の「こらぼらQでん「エコフェスタ in まつうら」」に共催する形で、楽しみながら環境について学ぶイベントの実施

< 対馬市 >

- ・関係団体と協力し、海岸漂着ごみ問題の解決に向けて日韓のボランティア参加者が集い、漂着ごみの回収及び参加者間での発生抑制対策に関するワークショップを行うイベント（日韓海岸清掃フェスタ）の実施
- ・県と NPO 法人環境カウンセリング協会長崎の協働事業「NPO と県がともに働くプロジェクト」として、ESD プログラムの作成や出前講座の実施、ESD 実践発表会等の実施（平成 28～29 年度）

< 壱岐市 >

- ・関係団体と協力し、ボランティアによる海岸漂着ゴミの除去回収作業と、島内観光を合わせたイベント（ボランツーリズム）の実施
- ・市地球温暖化防止対策協議会として、家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量削減を啓発するイベント（いきのしま地球温暖化防止キャンペーンなど）の実施
- ・自治公民館単位で署名の取りまとめを依頼している「ポイ捨て 0 宣言」
- ・市民の環境保全意識の啓発を目的とした環境問題に関する講演会
- ・小学校高学年を対象とした環境教育や、環境教育実施校児童による事例発表会

<五島市>

- ・子どもゆめ基金事業の助成を受け、市内の小学生等を対象とした再生可能エネルギーの学習会やワークショップ等の開催  
(参考)平成30年8月、自治体レベルでの国の目標以上の温室効果ガス削減などを目指す「世界首長誓約/日本」に九州で初めて署名
- ・関係団体と協力し、ボランティアによる漂着ごみの回収及び参加者間での発生抑制対策に関するワークショップを行うイベント(海ごみKnightsなど)の実施

<雲仙市>

- ・島原半島エコプロジェクト(再生可能エネルギーを活用したまちづくり)

<南島原市>

- ・南島原市学校版環境ISO(審査項目に基づき認定が適当であると認められる場合に、学校版環境ISOに取り組む学校として認定し、認定書交付)

<島原半島ジオパーク協議会(島原半島三市)>

- ・島原半島内の小・中学校を対象とした、ジオパーク教育事業や研究発表会の実施
- ・島原半島内の高等学校が取り組むジオパーク活動への支援
- ・地域住民を対象としたジオパークに関する出前講座やセミナー等の開催

<長与町>

- ・町イベント(長与シーサイドマルシェ)等で環境クイズを実施し、牛乳パックからできているトイレトペーパーなどを配布

<時津町>

- ・毎年6月上旬に「町内一斉清掃」と銘打ち、時津町内公共施設等のごみや草木、汚でい等を住民が協力しあって処理・収集。集まったものを町が処分するという「協働事業」の実施

<東彼杵町>

- ・小学校4年生を対象に、河川水生生物調査の実施(県の環境アドバイザー等利用)

<川棚町>

- ・町内小学校4年生の児童と川棚町のちとくらしを守る会で河川水生生物調査を実施(県の環境アドバイザー等活用)
- ・年に1回、町内小学校の児童と川棚町のちとくらしを守る会で、海岸のごみ拾いなどの実施
- ・毎年5月と9月の第3日曜日、各地区の自治会等を中心に、町内一斉清掃を実施。町はごみ袋と除草剤を各地区に提供し、また排出されたごみを処分
- ・各種活動に対する支援事業の実施(河川や海岸清掃を実施した自治会等や、町内社会教育団体等による集団資源回収を対象)
- ・婦人会等が実施した廃棄物発生抑制事業(廃油石けん作り、ぼかし作り)を、町文化祭で周知

<小値賀町>

- ・小学5年生を対象に、船で無人島の漂着ごみの現状を見て回り、環境短歌を作成し、その短歌を「ごみカレンダー」に掲載して、町民の漂着ごみに対する意識の向上を図る取組の実施

< 佐々町 >

- ・ 佐々っ子土曜学習プログラム推進事業の一環として、町内社会教育関係団体による「さざ自然・生物学習教室」の開催。小学生から中学生までを対象とし、佐々川河口の生物観察や清掃活動の実施。

< 新上五島町 >

- ・ 関係団体と協力し、ボランティアによる漂着ごみの回収及び参加者間での発生抑制対策に関するワークショップを行うイベント（海ごみ SOS など）の実施

< 資料 6 >

計画目標（身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合）の評価・検証

1. 調査概要

(1) 調査方法

県政策企画課が、長崎県総合計画の進捗状況を確認するために毎年実施している「県民意識調査アンケート」(インターネット調査)の結果から把握

(2) 調査対象

一般県民（調査数 1,000 人目安）

調査年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
回答数 (n)	1,000	1,000	1,084	1,081	1,060	1,059

(3) 調査時期

例年 5 ~ 6 月頃

(4) 設問項目

平成 25 年度 ~ 平成 29 年度調査

<p>【設問 1】あなたは、現在、環境や地球温暖化防止などの活動に取り組んでいますか。 ( 択一 ) ( 環境活動の例：節電・節水、省エネ製品の購入、アイドリングストップ、買物袋持参、市民清掃参加、水辺の清掃活動、生態系の学習など )</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1. 日頃から取り組んでいる 2. ある程度は取り組んでいる 3. あまり取り組んでいない 4. 全く取り組んでいない</p> <p>【設問 2】環境や地球温暖化防止などの活動に取り組んでいない理由はなんですか。 最もあてはまるものを 1 つお選びください。( 択一 ) 設問 1 で「 3 . あまり取り組んでいない」と「 4 . 全く取り組んでいない」を選択した方のみ</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1. 時間がない 2. 資金がない 3. 情報がない 4. 参加したい活動がない 5. どうしていいかわからない 6. 一緒に活動する仲間がいない 7. 関心がない 8. その他 (            )</p>
---



平成30年度

【設問1】あなたは、この1年間、身近な環境保全活動（環境を守るための活動）に取り組んでいますか。（択一）

（活動例）

- ・節電・節水（クールピス・ウォームピスの取組など）
- ・ごみの減量化・再利用・リサイクル（ごみの分別、紙パックや食品トレイの回収、マイバッグ持参、レジ袋の辞退など）
- ・環境に配慮した商品の購入（詰替商品、簡易包装製品、省エネ製品など）
- ・環境に配慮した食生活の実施（食材の地産地消、エコ・クッキング、食べ残しをしない（食べきり）など）
- ・公共交通機関の利用・エコドライブ
- ・近隣地域・川や海の清掃活動（市民清掃や水辺の清掃活動など）
- ・自然保護・再生活動（森林ボランティア、植栽、ホタルの保護など）
- ・農林漁業体験活動への参加（稲刈り、木工教室への参加など）
- ・環境イベントへの参加
- ・環境保全活動への募金（緑の募金、環境保全団体への寄付など） など

< 選択肢 >

1. 日頃から取り組んでいる
2. ある程度は取り組んでいる
3. あまり取り組んでいない
4. 全く取り組んでいない

【設問2】この1年間に身近な環境保全活動（環境を守るための活動）に取り組んでいない理由はなんですか。最もあてはまるものを1つお選びください。（択一）

設問1で「3. あまり取り組んでいない」と「4. 全く取り組んでいない」を選択した方のみ回答

< 選択肢 >

1. 時間がない
2. 資金がない
3. 情報がない
4. 参加したい活動がない
5. どうしていいかわからない
6. 一緒に活動する仲間がいない
7. 関心がない
8. その他（ ）

2. 結果概要

(1) 全体【計画本編 10～11 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合の H25 年度～H30 年度の推移をみると、H27 年度に一旦減少し、それ以降回復傾向。[ 図 1 ]  
 取り組んでいる人の割合が低下した H27 年度では、取り組んでいない理由として「関心がない」の割合が他の調査年度に比べ高い結果。[ 図 2 ]

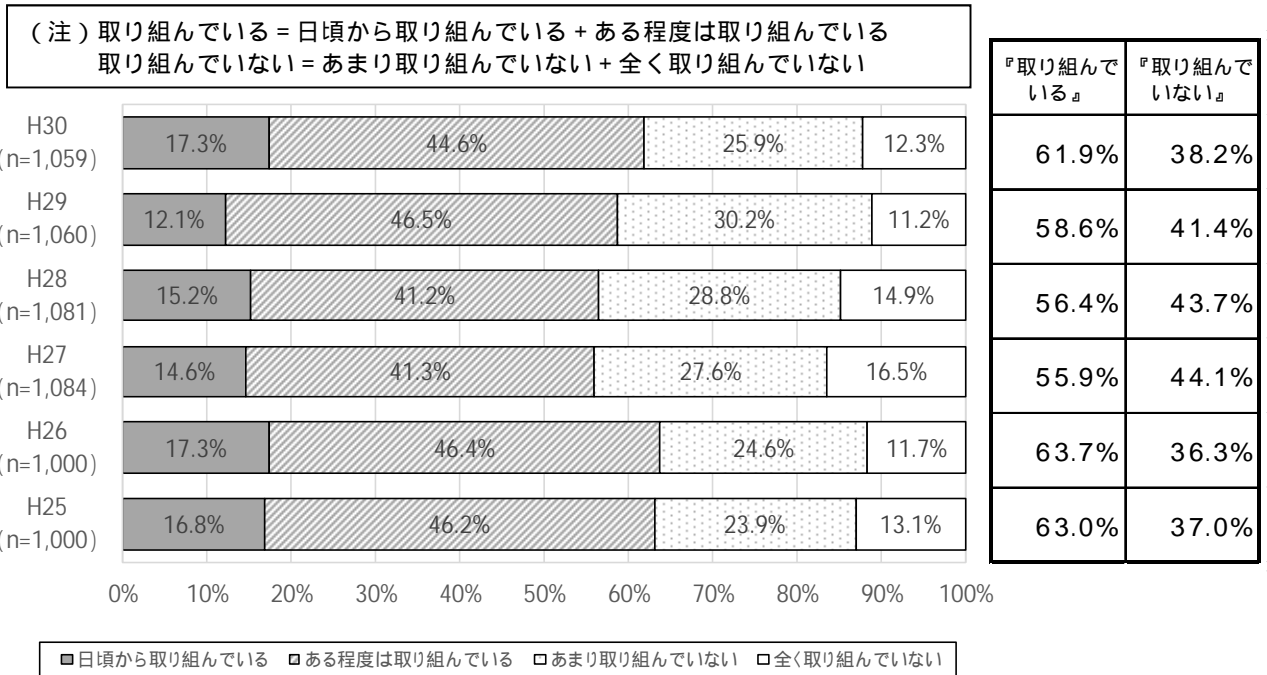


図 1 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（推移）

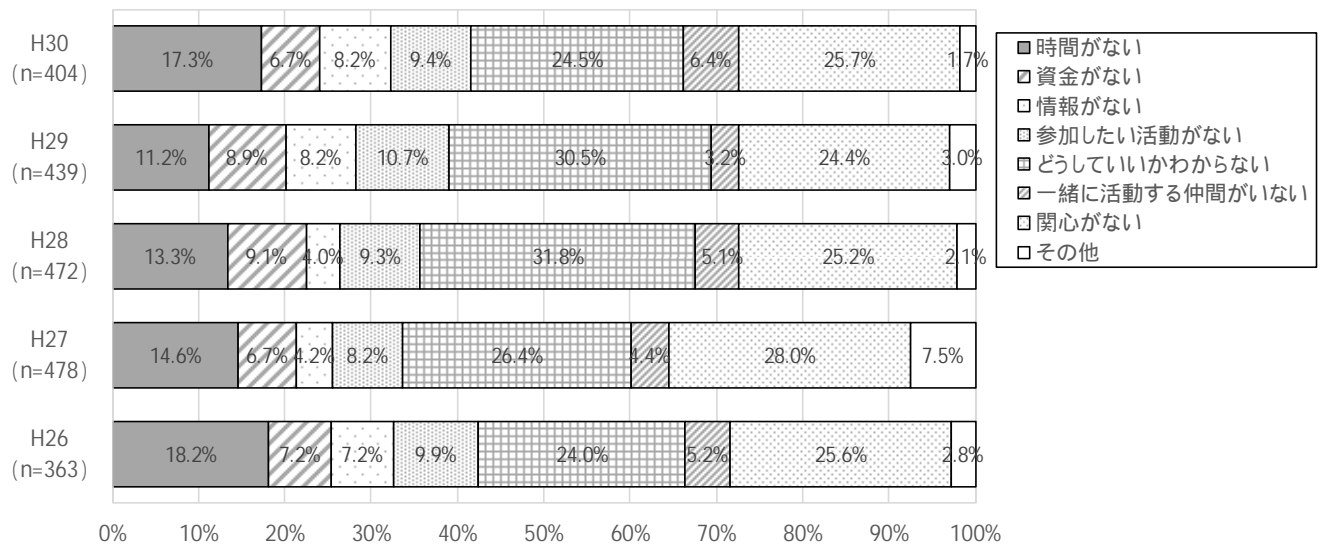


図 2 身近な環境保全活動に取り組んでいない理由（推移）

( 2 ) 年代別比較【計画本編 11～12 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を年代別で見ると、10代、20代では、H27、H28年度に一旦減少するものの、H28年度以降は増加に転じ、結果として基準年（H25年度）と比べ増加。[ 図 3 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を年代別で見ると、30代、40代、50代、60代以上については、年度により増減はあるが、推移としては若干減少傾向。[ 図 3 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合

【属性別の回答数】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
10代	15	6	39	43	52	58
20代	147	153	138	143	129	117
30代	242	244	208	188	173	148
40代	246	246	276	228	183	177
50代	228	228	235	211	174	177
60代	122	123	188	268	349	382
計	1,000	1,000	1,084	1,081	1,060	1,059

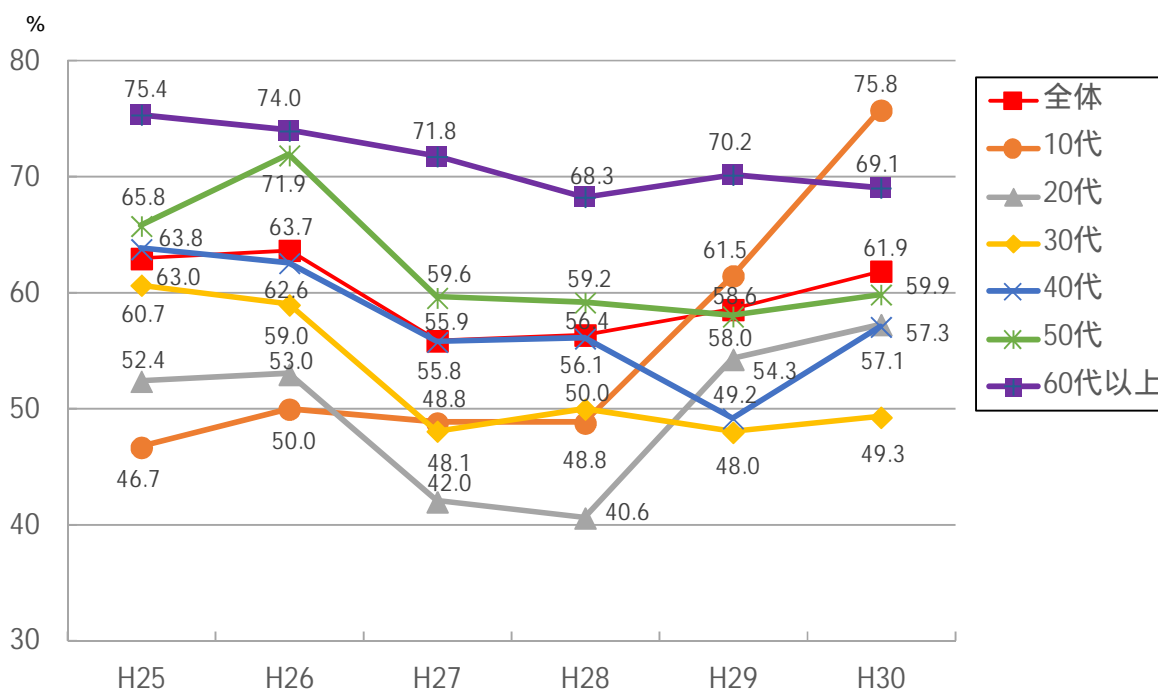


図 3 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合 (年代別)

(3) 男女別比較【計画本編 12～13 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を男女別で見ると、いずれの調査年度においても女性が高い傾向。[ 図 4 ]

取り組んでいない理由の上位3つについて、男女別にみると、男性は「関心がない」が多く、女性は「どうしていいかわからない」が多い傾向。[ 図 5 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合

【属性別の回答者数】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
男性	464	464	513	475	492	493
女性	536	536	571	606	568	566
計	1,000	1,000	1,084	1,081	1,060	1,059

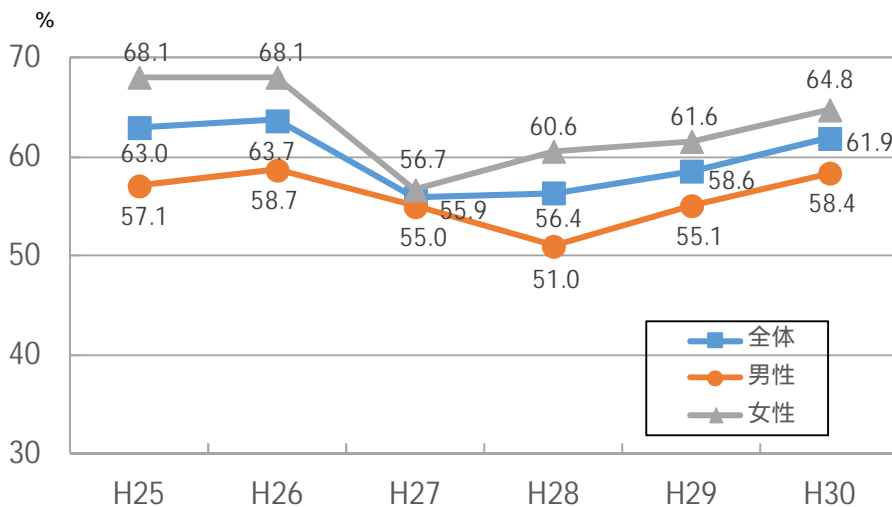


図 4 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合 (男女別)

身近な環境保全活動に取り組んでいない理由

【属性別の回答者数】

区分	H26	H27	H28	H29	H30
男性	192	231	233	221	205
女性	171	247	239	218	199
計	363	478	472	439	404

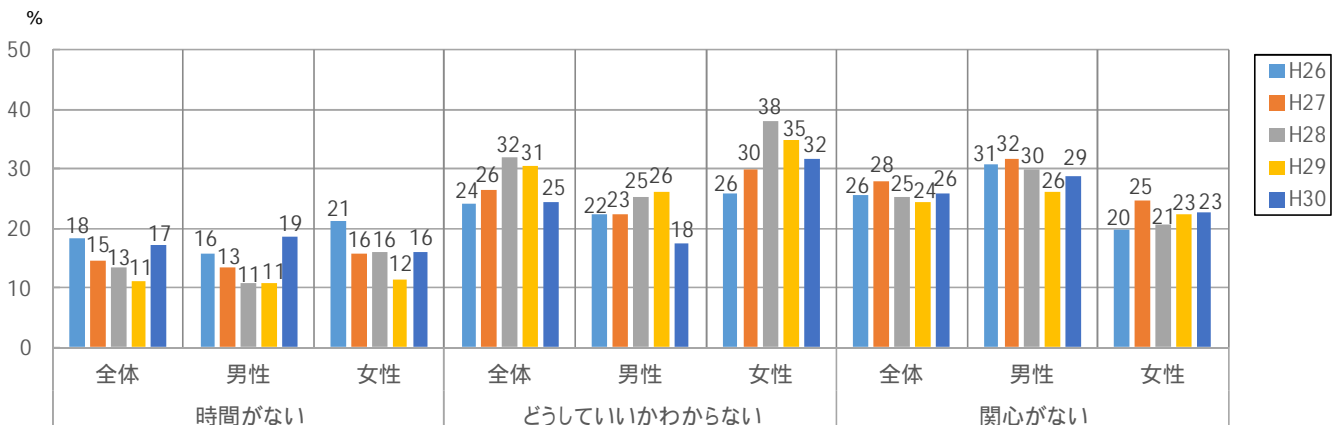


図 5 取り組んでいない理由 (上位3つの推移: 男女別)

(4) 婚姻別比較【計画本編 13～14 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を婚姻別で見ると、いずれの調査年度においても男女ともに既婚者が高い傾向。[ 図 6 ]

取り組んでいない理由の上位3つについて婚姻別にみると、男性では未婚者において「関心がない」が高い傾向。[ 図 7 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合

【属性別の回答者数】

区分		H28	H29	H30
未婚	男性	174	190	191
	女性	242	217	224
	小計	416	407	415
既婚	男性	301	302	302
	女性	364	351	342
	小計	665	653	644
計		1,081	1,060	1,059

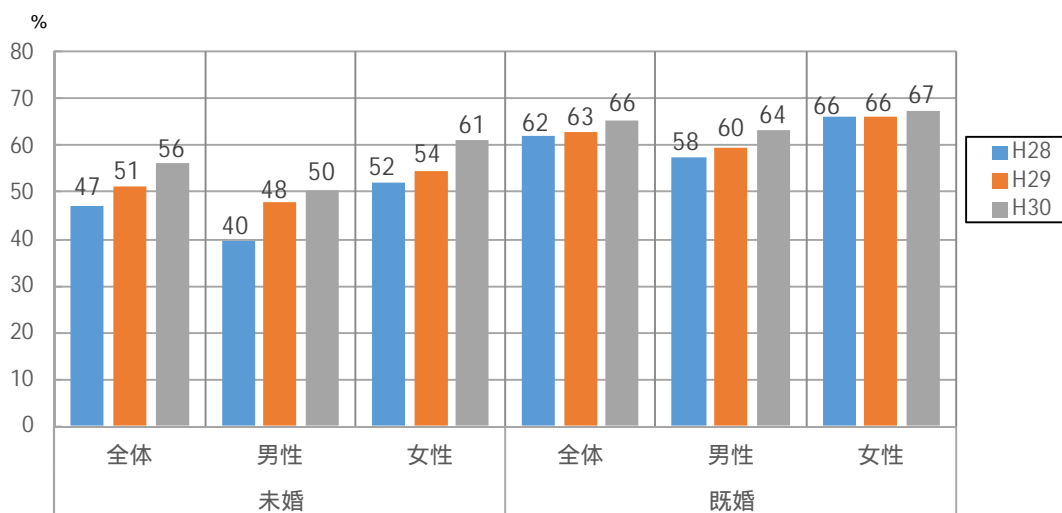


図 6 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合 (婚姻別 - 男女別)

身近な環境保全活動に取り組んでいない理由

【属性別の回答者数】

区分		H28	H29	H30
未婚	男性	105	99	95
	女性	116	99	87
	小計	221	198	182
既婚	男性	128	122	110
	女性	123	119	112
	小計	251	241	222
計		472	439	404

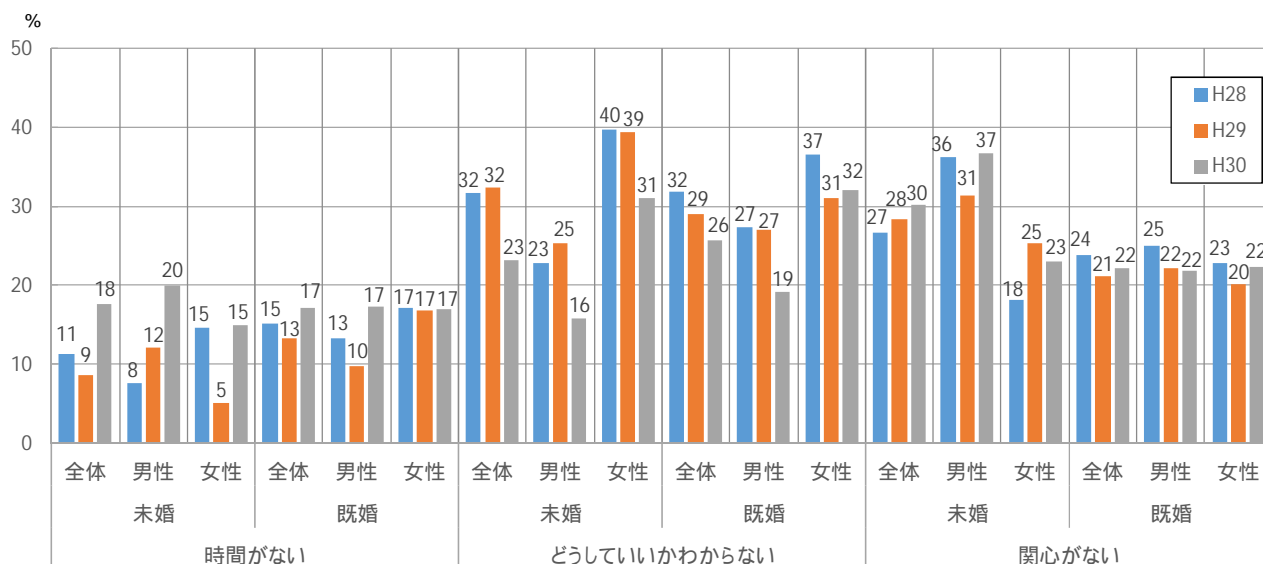


図 7 取り組んでいない理由（上位3つの推移：婚姻別 - 男女別）

（ 5 ） 子どもの有無別比較【計画本編 14～15 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を子どもの有無別でみると、男女ともに子ども有が高い傾向。[ 図 8 ]  
 取り組んでいない理由の上位3つについて子どもの有無別にみると、男女ともに子ども無において「関心がない」の回答割合が子ども有に比べ高い傾向。[ 図 9 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合

【属性別の回答者数】

区分		H29	H30
子ども無	男性	199	197
	女性	232	218
	小計	431	415
子ども有	男性	293	296
	女性	336	348
	小計	629	644
計		1,060	1,059

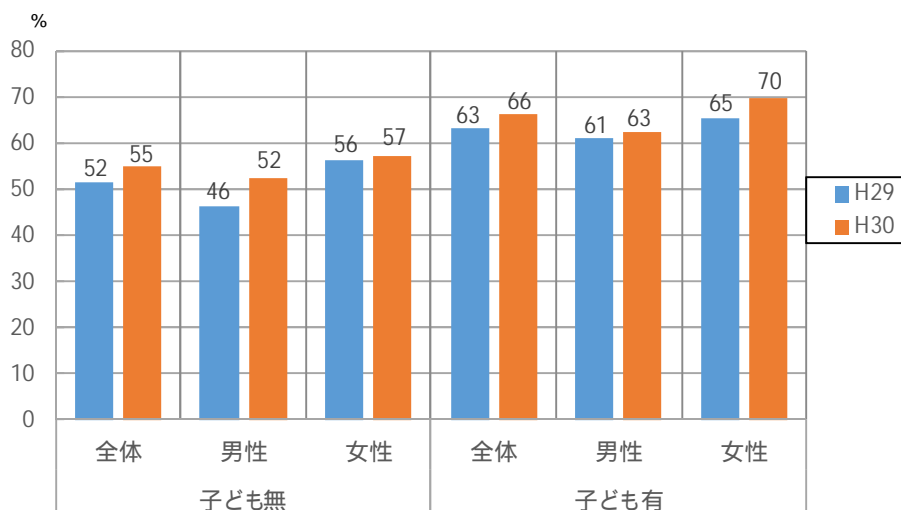


図 8 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（子どもの有無別 - 男女別）

身近な環境保全活動に取り組んでいない理由

【属性別の回答者数】

区分		H29	H30
子ども無	男性	107	94
	女性	101	93
	小計	208	187
子ども有	男性	114	111
	女性	117	106
	小計	231	217
計		439	404

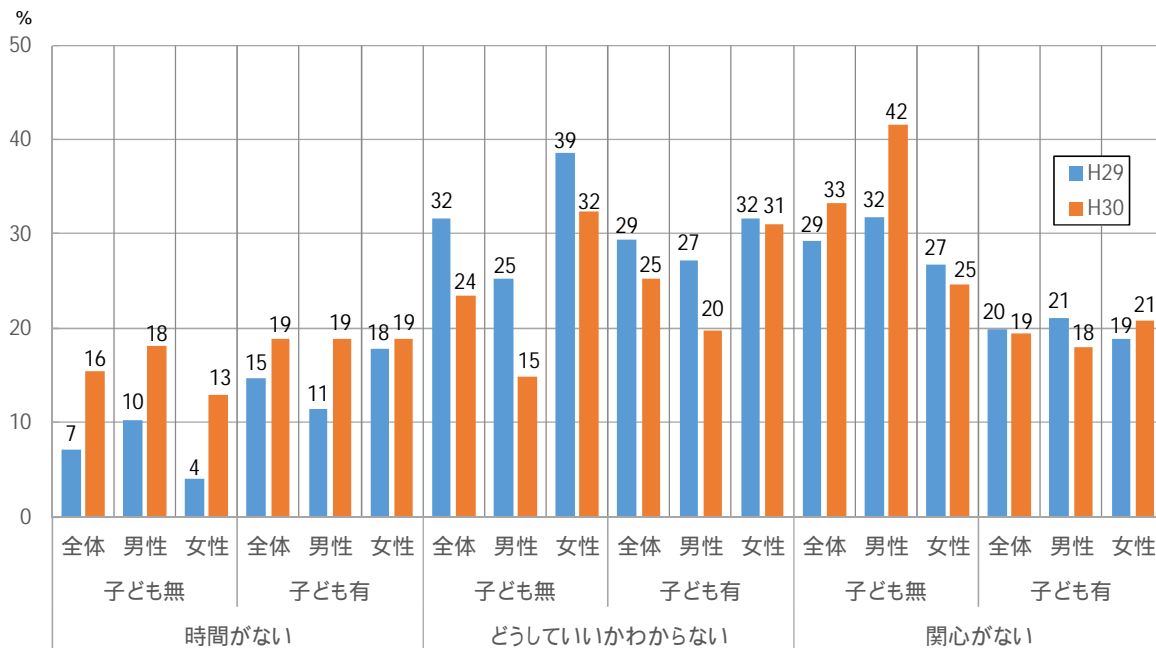


図9 取り組んでいない理由（上位3つの推移：子どもの有無別 - 男女別）

( 6 ) 職業別比較【計画本編 16～18 ページ】

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を職業別で見ると、すべての調査年度において、経営者・役員が最も高く、次いで H28 年度と H29 年度は専業主婦(主夫)が、H30 年度は学生が高い。[ 図 10 ]

学生については取り組んでいる割合が増加。[ 図 10 ]

会社員については、他の職業と比べて取り組んでいる人の割合が低い傾向。[ 図 10 ]

取り組んでいない理由の上位 3 つについてみると、「どうしていいかわからない」が相対的には高いが、H30 年度は「時間がない」の回答割合も高い。[ 図 11～13 ]

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合

【属性別の回答者数】

区分	H28	H29	H30
公務員	39	34	42
経営者・役員	21	18	19
会社員(事務系)	115	85	82
会社員(技術系)	77	61	47
会社員(その他)	116	141	140
自営業	79	79	65
自由業	23	22	20
専業主婦(主夫)	197	202	195
パート・アルバイト	168	161	169
学生	54	54	66
その他	42	49	49
無職	150	154	165
計	1,081	1,060	1,059

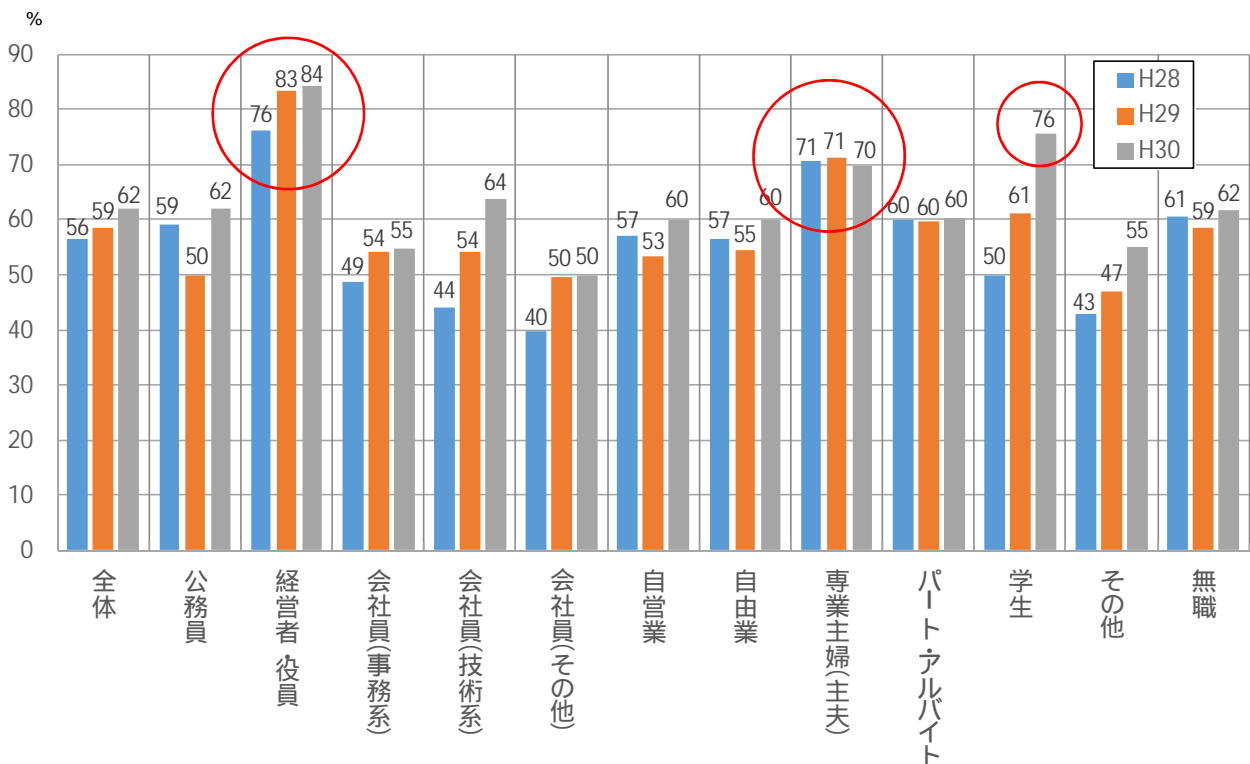


図 10 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合 (職業別)



身近な環境保全活動に取り組んでいない理由

【属性別の回答者数】

区分	H28	H29	H30
公務員	16	17	16
経営者・役員	5	3	3
会社員（事務系）	59	39	37
会社員（技術系）	43	28	17
会社員（その他）	70	71	70
自営業	34	37	26
自由業	10	10	8
専業主婦（主夫）	58	58	59
パート・アルバイト	67	65	67
学生	27	21	16
その他	24	26	22
無職	59	64	63
計	472	439	404

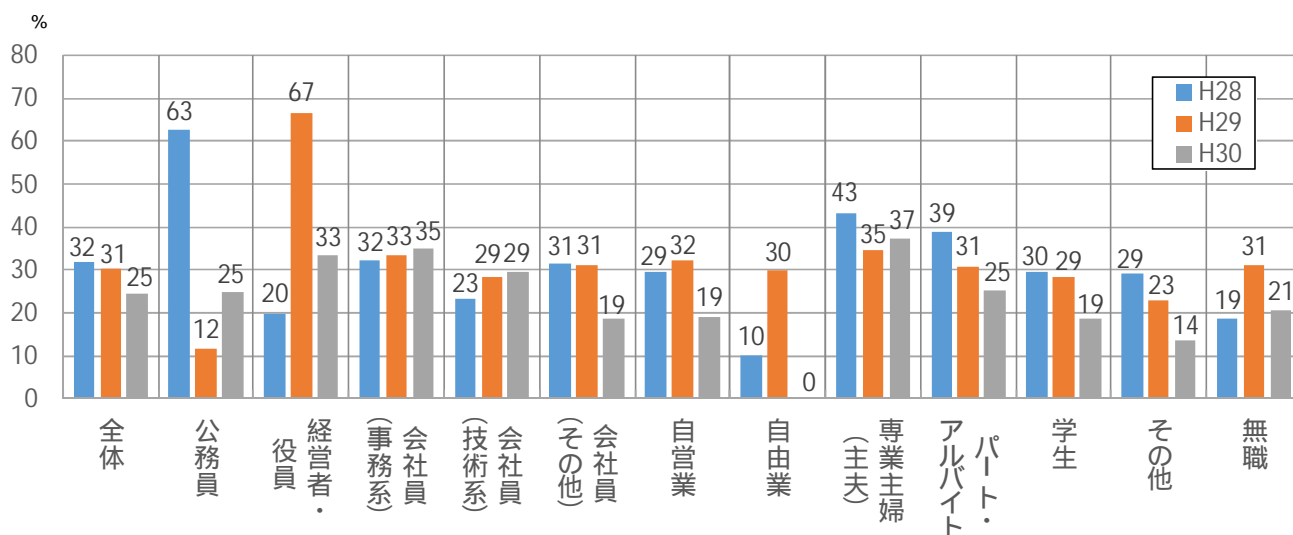


図 11 取り組んでいない理由（職業別：どうしていいかわからない）

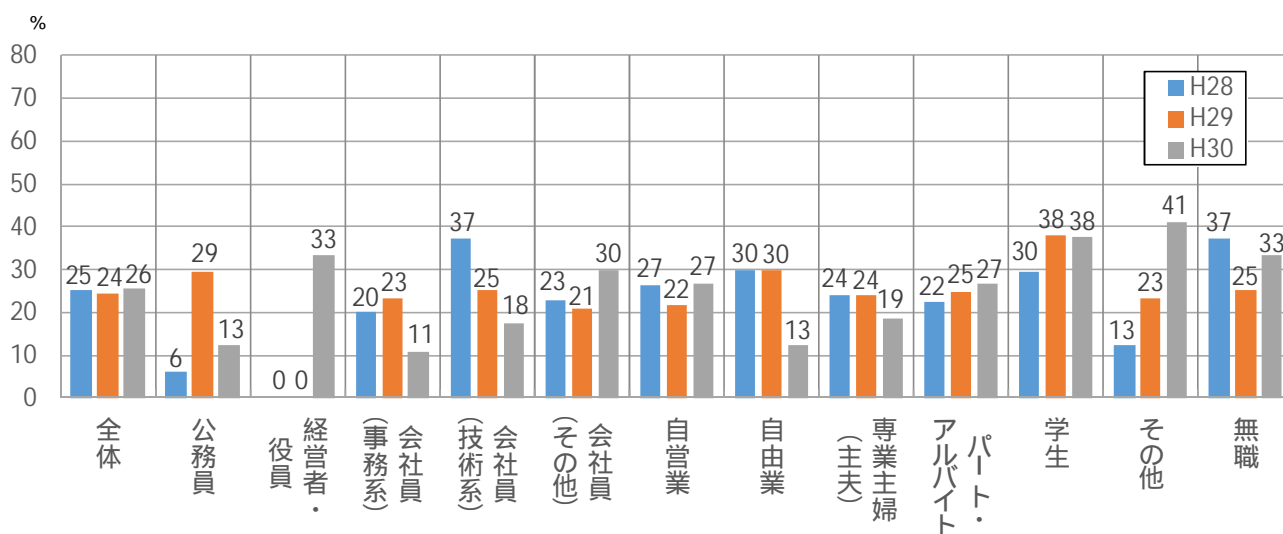


図 12 取り組んでいない理由（職業別：関心がない）

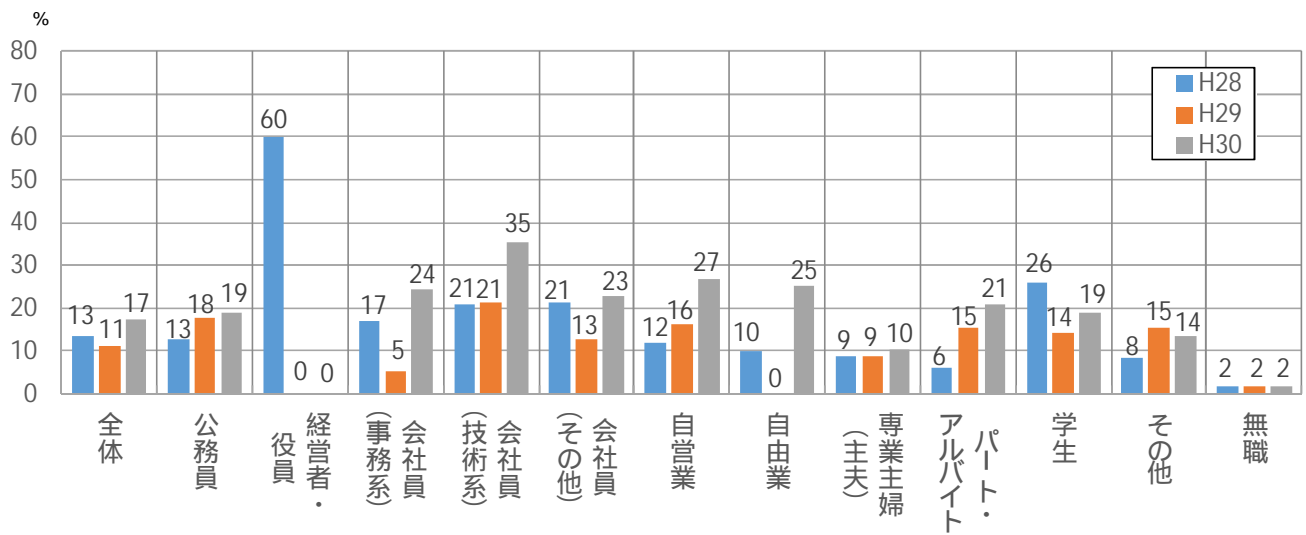


図 13 取り組んでいない理由（職業別：時間がない）

<資料 7>

施策ごとの取組の評価・検証

1. 調査概要

(1) 目的

前計画の4つの施策について、計画期間中(5か年)における関係課室の取組に関する自己評価をもとに、評価・検証を行った。

施策番号	施策名	取組数
施策1	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	42取組
施策2	協働取組の推進	13取組
施策3	人材の育成	12取組
施策4	拠点としての機能を担う体制の整備	15取組

(2) 調査対象(県庁関係課室24所属)

学事振興課、地域づくり推進課、県民協働課、食品安全・消費生活課、環境政策課、地域環境課、水環境対策課、廃棄物対策課、自然環境課、環境保健研究センター、長寿社会課、こども未来課、新産業創造課、漁政課、漁港漁場課、農政課、農山村対策室、林政課、河川課、教育庁総務課、教育環境整備課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課

(3) 調査項目

これまでの取組状況(H26~H30)、取組の評価、課題

(4) 調査手順

これまでの取組状況(H26~H30)

・H29年度の実績やH30年度の取組状況も踏まえて記載。

取組の評価(定性評価)

・現行動計画期間中(5か年)の取組を関係課ごとに5段階で自己評価し、取組ごとに評価を集約。

取組の評価	評価の目安(注)
順調	100
概ね順調	70~90
やや遅れ	40~60
遅れ	10~30
進展なし	0

(注)

- ・0から100までの10刻みで自己評価した点数の区分に対応する評価を記載
- ・未実施の場合は「-」を選択

課題

・社会情勢等の変化や今後の取組の方向性等の観点も踏まえて記載。

2. 調査結果

別添一覧表のとおり

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	学校	・各教科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動などの授業における学習や、牛乳パック等のリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、学校の教育活動全体を通して環境保全及び環境教育の充実・促進を図ります。	義務教育課 高校教育課	・環境教育に関する取組を行っている学校数を調査で把握している。実施している学校100%(義務教育課) ・教科以外の「総合的な学習の時間」、「特別活動」、「部活動」等で体験的な環境学習を実施する。実施している学校99.0%(高校教育課)	順調	・平成29年度は公立高等学校67校中、67校(100%)で体験的な環境学習が実施されており、今後とも継続した取組を促していく。(高校教育課)	1
	学校	・知識の習得にとどまらず、環境保全と改善に参加する意欲や態度を養い、行動できる思考力や判断力を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、「しま」のよさを生かした体験活動などの体験的学習活動を充実します。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・環境教育に関する取組を行っている学校数を調査で把握している。実施している学校100%(義務教育課) ・教科以外の「総合的な学習の時間」、「特別活動」、「部活動」等で体験的な環境学習を実施する。実施している学校99.0%(高校教育課) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う学校へ環境アドバイザーを派遣(H29実績:28回、参加者数:1,391人(職員、保護者も含む)、環境保全意識の高揚度は100%(環境政策課)	順調	・平成29年度は公立高等学校67校中、67校(100%)で体験的な環境学習が実施されており、今後とも継続した取組を促していく。(高校教育課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課)	2
	学校	・学校の生活において取り組めるプログラムや教材を整備し、児童・生徒に学校施設等を通しての体験の機会を与えるとともに、学校内外の環境教育関連施設を活用します。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・案内等について、県立学校へ周知する。(高校教育課) ・中学生環境副読本「私たちのくらしと環境」をH28.4に改訂し、HPに掲載(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、県内小中学校(一部市町教育委員会経由)に情報発信(H28からは月2回)(環境政策課)	概ね順調	・例年周知している案内以外でも、事業内容等をその都度吟味して、周知していく必要がある。(高校教育課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	3
	学校	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	教育庁	環境教育の推進、道徳教育の推進 (長崎県教育振興基本計画)	概ね順調	・持続可能な社会の担い手として必要な、知識・能力・態度・価値観等については、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、児童生徒にを身に付けさせる必要があり、様々な機会を通じて環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組みさせるなど、環境教育をより一層推進する必要がある。	4
	学校	・環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・地域の環境リーダーについての情報・案内等について、県立学校へ周知し、活用を促す。(高校教育課) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う学校へ環境アドバイザーを派遣(H29実績:28回、参加者数:1,391人(職員、保護者も含む)、環境保全意識の高揚度は100%(環境政策課) ・温暖化防止活動推進員と協力し、学校での学習会を実施した。 実績(H29):3回(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	概ね順調	・例年、環境教育リーダー研修基礎講座等の案内を出しているが、環境リーダーの活用を促進を図る必要がある。(高校教育課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課) ・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化(環境政策課)	5
	学校	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設の情報を活用します。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・教職員向け研修会等で紹介、活用する。ESD教育に取り組む。代表的な学校:対馬高校、国見高校(高校教育課) ・中学生環境副読本「私たちのくらしと環境」をH28.4に改訂し、HPに掲載(環境政策課) ・環境アドバイザー派遣制度、環境関連イベント等を環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」等で紹介(環境政策課)	概ね順調	・行政等が発信する環境教育プログラムについては周知しているが、今後はその活用の促進を図る必要がある。(高校教育課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	6
	学校	・学校における環境教育等について、情報発信や情報交換を行います。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・各学校において、Webページ等で発信する。ESD教育やユネスコスクールなど、代表的な学校:対馬高校、国見高校(高校教育課) ・地域で環境教育等に取り組んでいる団体・個人や学校、行政関係者等に呼びかけ、平成29年度にESDをテーマにしたネットワーク会議を対馬地区、県北地区で開催(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、県内小中学校(一部市町教育委員会経由)に情報発信(H28からは月2回)(環境政策課)	概ね順調	・各学校の取組について、さらなる充実を図る。(高校教育課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	7
	学校	・大学は、環境に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通じた環境教育等に取り組めます。	県内大学	・環境に関連する講義科目を配置するなど、何らかの形で環境教育等に取り組んでいる大学が多い。(環境政策課、アンケート調査結果) ・環境専門学科等を有する大学において公開講座等を実施(環境政策課)	概ね順調	・学生に対する教育だけでなく、大学の資源を活用した地域社会に対するESDの実施の中で、多様な領域の係わりの一つとしての環境分保全活動や環境教育の実施や、地域が抱える課題をテーマとした、将来地域で活躍できる人材の育成が期待される。(環境政策課)	8

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	学校	・幼稚園・保育園は、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気付きが得られるよう、遊びや体験的学習活動を実施します。	こども未来課 環境政策課	・幼稚園・保育園・認定こども園の教育・保育は、本来、「環境を通して行う」「遊びを通しての指導を中心とする」ものであり、自然も含み身近な環境に親しむことを大事にしている。(こども未来課) ・平成29年度県内10会場で幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(定)の説明会を開催し、環境を通して行う幼児期の教育の在り方についても周知した。参加者1,275名(こども未来課) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う幼稚園・保育所・学童クラブ等へ環境アドバイザーを派遣(H29実績:14回、参加者数:460人(職員、保護者も含む)、環境保全意識の高揚度は100%)(環境政策課)	概ね 順調	・施設の環境や教育・保育の方針が異なるため、自然環境に関わる遊びや体験の取り入れ方には差がある。(こども未来課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課)	9
	地域社会	・公民館などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行なうように推奨します。	生涯学習課	・平成27年度まで公民館職員等研修会を県内3会場で実施したが、平成28年度から県内1会場で実施。平成29年度は、大村で実施し128人参加。研修会では、地域の自然環境を活かした公民館講座の実施や、環境教育への取組を推奨した。(生涯学習課) ・県内の公民館を利用した県民の延べ人数3,719,205人(H29年度) 講座参加者数229,329人(H29年度)(生涯学習課)	概ね 順調	・研修会等で環境教育への取組の事例紹介等を行う。	10
	地域社会	・地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識を醸成します。	環境政策課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	11
	地域社会	・知識の習得にとどまらず、省エネルギーの取り組みやリサイクル活動、環境美化活動など具体的な活動に結びつけるため、ボランティア活動や自然体験活動などの体験的学習活動を推進します。(再掲)	義務教育課 環境政策課	・環境教育に関する取組を行っている学校数を調査で把握している。実施している学校100%(義務教育課) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う団体等を支援する環境アドバイザーを派遣(H29実績:30回、参加者数:1,620人、環境保全意識の高揚度は100%)(環境政策課)	順調	・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課)	12
	地域社会	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設、及び研究機関等の環境教育関連施設を活用します。	新産業創造課 漁政課 農政課 水環境対策課 環境保健研究センター	・工業技術センターでは、見学の受入や一般公開を通じて、試験・研究の取組内容について県民の理解を促進しています。(新産業創造課) ・産業技術センターでは、環境に配慮した陶磁器製品の開発や環境・機能材料に関する研究開発を実施しています。また、これら環境に関する知見や施設を活用した小中高等学校や一般からの見学を随時受け入れるとともに、体験・学習コーナーを設けた一般公開も開催し、県民の理解を促しています。(新産業創造課) ・総合水産試験場の一般公開を通じて、試験・研究の取組内容について県民の理解を促進(漁政課) ・農林技術開発センターの一般公開を実施し、環境保全型農業技術等を紹介している。(農政課) 【実績】 平成26年11月15日開催(果樹):参加者624名 平成26年11月29日開催(本所):参加者535名 平成27年11月21日開催:参加者718名 平成28年11月19日開催:参加者683名 平成29年11月28日開催:参加者777名 ・流域下水道の啓発活動の一環として、南部浄化センターの見学者を受け入れている。(水環境対策課)(H29実績:諫早市内小学校3校(見学者総数223名)) ・センター見学の際に、訪れた県民等に対し太陽光発電設備などの環境配慮設備を説明している。(H29年度実績:25件、827名)(環境保健研究センター)	概ね 順調	・毎年予算が縮減しており、イベント内容の再吟味が必要な段階にきている。(漁政課) ・今後も、センター一般公開を実施し、県民に対して、環境保全型農業技術等を紹介する必要がある。(農政課) ・大村湾南部浄化センターにおいては、大村湾の水質改善のために、平成29年度から高度処理化工事に着手しており、より環境に配慮した環境教育関連施設として提供していくことは意義があると考えている。(水環境対策課)	13
	地域社会	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	県庁各部	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	14
	地域社会	・環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	義務教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う団体等を支援する環境アドバイザーを派遣(H29実績:30回、参加者数:1,620人、環境保全意識の高揚度は100%)(環境政策課) ・温暖化防止活動推進員と協力し、地域での学習会を実施した。 実績(H29):5回(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	順調	・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課) ・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化(環境政策課)	15
	地域社会	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設等の情報を活用します。	義務教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・中学生環境副読本「私たちのくらしと環境」をH28.4に改訂し、HPに掲載(環境政策課) ・環境アドバイザー派遣制度、環境関連イベント等を環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」等で紹介(環境政策課)	順調	・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	16

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	地域社会	・こどもエコクラブや緑の少年団を活用し、行政と連携した子どもたちへの体験機会を提供します。	環境政策課 林政課	・こどもエコクラブの登録制度変更後に登録数が大きく減少したが、近年はほぼ横這い状態にある。(H29:19クラブ、745名)(環境政策課) ・長崎県緑化推進協会を窓口として、緑の少年団新団結成や活動費の支援を行っている。また、県民参加の森林づくり事業により、緑の少年団団員の交流会について支援を行っている。(林政課)	概ね順調	・指導者の成り手不足(林政課) ・緑の少年団への新規加入者が少ない。(林政課)	17
	地域社会	・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。	河川課 義務教育課 生涯学習課 環境政策課	・県管理の公共施設(河川、海岸、道路、港湾等)における清掃美化活動の各団体が自ら知識や技術を生かしながら協力している。(河川課) ・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・未実施(平成29年度は申請がなかったため)(生涯学習課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」へ人材情報等の登録を行い、情報発信した。(環境政策課) ・ESDという言葉を知っている団体のうち52%は体験学習会の実施や出前授業(講座)による協力が可能と回答(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課)	概ね順調	・HP「ながさきまなびネット」へ人材情報の登録を進めるとともに、「ながさきまなびネット」の周知を図る。(生涯学習課) ・指導者等として活動に協力可能な人材を環境アドバイザー等として登録するなど、引き続き人材発掘に努める必要がある。(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	18
	地域社会	・地域社会が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	生涯学習課 環境政策課	・県内の国公立青少年教育施設等の事業をHPで紹介した。(生涯学習課) ・地域で環境教育等に取り組んでいる団体・個人や学校、行政関係者等に呼びかけ、平成29年度にESDをテーマにしたネットワーク会議を対馬地区、県北地区で開催(環境政策課)	概ね順調	・市町や他分野の行政機関が把握している活動情報の集約を進める必要がある。(環境政策課) ・情報提供の場としての環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の周知や活用を図る必要がある。(環境政策課)	19
	地域社会	・地域の環境の現状や課題について、住民に周知します。	環境政策課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、情報発信を行った。(環境政策課) ・温暖化防止活動推進員と協力し、地域での学習会を実施した。 実績(H29):5回(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化 ・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化	20
	地域社会	・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。	環境政策課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、情報発信を行った。(環境政策課)	概ね順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	21
	地域社会	・家庭は、身近な環境保全活動に取り組むとともに、家庭内において環境教育を進めます。	教育庁	・学校支援会議(学校・家庭・地域の連携・協働のための仕組み)活動(生涯学習課)	順調	特になし	22
	事業者	・環境に関する体験学習会等を開催し、環境教育等を推進します。	事業者 環境政策課	・体験学習会や出前講座等を実施可能な事業者の割合は少ないが、83%が環境教育等に取り組んでいるなど、主に従業員を対象とした環境教育等が実施されている。(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課) ・事業者からの要請に応じて後援を行っている。(環境政策課)	順調	・体験学習会や出前講座等の実施を促進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」に実施事例を掲載するなど、スムーズな実施につながる情報提供を図る必要がある。(環境政策課)	23
	事業者	・行政等が発信する環境に関する情報や、ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムも活用しながら、従業員に対する環境教育を行います。	環境政策課	・83%の事業者が環境教育等に取り組んでいる。(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課) 【県内EMS認証取得事業所数】 ISO14001:44事業所 エコアクション21:68事業所 KES:3事業所(いずれもH29当初時点)(環境政策課)	概ね順調	県の取組として長崎市、佐世保市が実施している説明会の後援、説明会の周知を行っている。	24
	事業者	・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。	環境政策課	・ISO14001やエコアクション21に取り組んでいる事業所を中心に取組まれている。(環境政策課)	概ね順調	県の取組として長崎市、佐世保市が実施している説明会の後援、説明会の周知を行っている。	25
	事業者	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	環境政策課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	26
	事業者	・事業者が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	環境政策課	・ながさき環境県民会議の委員として、行政や推進員との情報交換等を行った。(環境政策課) 県民会議の委員のうち事業者数:31事業者 実績(H29):総会1回、温暖化防止部会2回、4R部会1回	順調	・市町や他分野の行政機関が把握している活動情報の集約を進める必要がある。 ・県下一斉ノーマイカーデー運動の活性化を目指した見直しを検討中	27
	事業者	・知識や技術を持つ人材は指導者等として活動に協力します。	環境政策課	・小・中学校や地域へのお出前授業(講座)の実施については13%、自社のノウハウを生かした環境セミナー・講習会等の開催については5%の事業者が可能と回答。(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課) ・ESDという言葉を知っている事業者のうち63%は現地見学等の受け入れによる協力が可能と回答。(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課)	概ね順調	指導者等として活動に協力可能な人材を環境アドバイザー等として登録するなど、引き続き人材発掘に努める必要がある。	28

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	事業者	・環境教育関連施設などを環境保全活動の場として提供します。	環境政策課	・地域への施設・緑地等の開放・活動場所の提供については11%、工場見学・施設見学等の受け入れについては28%の事業者が受入可能と回答(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課)	概ね順調	・環境保全活動の場として提供可能と回答している事業者と地域とのマッチング方法を検討していく必要がある。	29
	事業者	・従業員が参加・協力しやすい環境を整備します。	環境政策課	・83%の事業者が環境教育等に取り組んでいる。(H29実績:アンケート調査結果)(環境政策課)	順調	特になし	30
	行政	・学校、地域社会、事業者と連携して、環境教育等に関する総合情報サイトを開設し、以下の情報を発信します。 長崎県の環境の現状 身近な環境保全活動の取組例 環境教育・環境保全活動の事例集 環境教育プログラム 地域社会、事業者等と連携した環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の指導者の情報 環境教育関連施設の情報 学校、地域社会、事業者、行政の各種環境イベントの情報 環境教育等に取り組む団体にに対する助成金等の情報	環境政策課 地域環境課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、情報発信を行った。(環境政策課) ・温防センターへの委託によりホームページを運営し、推進員の活動状況や温暖化防止に関する情報等、様々な情報の発信を行った。(環境政策課) ・環境情報システム(H27整備)に、大気、水質等の最新データの追加、修正を行った。(地域環境課)	順調	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」の認知度が低い。(環境政策課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課) ・特になし(必要なデータは今後とも更新を継続していく)(地域環境課)	31
	行政	・幅広い県民、事業者、環境団体等が日頃から環境に関する最新の情報に触れ、持続した環境教育等が実施できるよう、ながさきグリーンサポーターズクラブを創設し、メールマガジンの配信をします。	環境政策課	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより、情報発信を行った。(H28からは月2回)(環境政策課) ・H29会員数2,305件(個人会員122名、団体会員72団体)(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	32
	行政	・環境に関するイベント、キャンペーンを実施し、環境教育等を推進します。	環境政策課 地域環境課 廃棄物対策課 農政課 漁政課 新産業創造課 環境保健研究センター	・毎年環境月間(6月)に実施される街頭キャンペーンへのブース出展(環境政策課) ・事業者を対象としたエコドライブ講習会を実施(H28.29) 実技講習会参加:39事業所44名 出前講座実施:4事業所(環境政策課) ・ながさき環境県民会議において、県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施(環境政策課) ・環境保全・創造のため住民活動(環境イベント)清掃活動(支援)を実施した。(地域環境課) ・生活排水による汚濁負荷を削減するために住民を対象とした啓発・普及事業を行う5市に対して、補助金を交付した。(地域環境課) ・マイバッグキャンペーン(一斉行動参加店の募集)、空き缶回収キャンペーンの実施(廃棄物対策課) ・特になし(農政課、漁政課) ・産業技術センターでは、一般公開で、環境に関する学習コーナーを設け、身近な環境問題についての理解を促している。(新産業創造課) ・センターの一般公開を例年11月に行い、身近な水環境の観察や、木の実などを使った工作などを行っている。(H29年度実績:年1回、来場者400名)(環境保健研究センター)	概ね順調	・毎年全体予算が縮減される中、イベントやキャンペーンへの関わり方等も再検討が必要(環境政策課) ・県下一斉ノーマイカーデー運動の活性化を目指した見直しを検討中(環境政策課) ・エコドライブ講習会は平成29年度で終了 ・生活排水体対策等の補助は平成29年度に終了したが、引き続き市町や住民が行う環境イベントや活動には協力していく必要がある。(地域環境課)	33
	行政	・長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催します。また、ながさき県民大学において環境学習に関する講座情報を提供していきます。	生涯学習課 環境政策課 他関係各課	・平成29年度は環境学習に関する講座がながさき県民大学連携講座に53講座が登録された。(生涯学習課) ・温暖化防止活動推進員による地域学習会を実施した。実績(H29):県内10地区で各1回以上実施(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	順調	・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化(環境政策課)	34
	行政	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成していきます。(再掲)	県庁各部	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	35
	行政	・環境教育等に率先して取り組んでいる団体等を表彰し、広くその取り組みを周知します。	環境政策課 他関係各課	・ながさき環境県民会議において、優良取組団体の表彰を行うとともに、県ホームページ等で周知を行った。実績(H29):最優秀団体1団体、優秀団体1団体、優良団体5団体(環境政策課)	順調	表彰については、廃棄物対策課が実施	36
	行政	・学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。(再掲)	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・学校が必要な機会に要請ができるように、案内等について周知を行う。(高校教育課) ・環境アドバイザーの派遣(H29実績:72回、参加者数:3,471人、環境保全意識の高揚度は100%)(環境政策課) ・温暖化防止活動推進員による地域学習会を実施した。(再掲) 実績(H29):県内10地区で各1回以上実施(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	順調	・今後も案内等の周知を徹底していく。(高校教育課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課) ・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化(環境政策課)	37

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	行政	・学校、地域社会、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。	環境政策課 (地球温暖化防止活動推進センター) 環境保健研究センター	・県内で実施される学習会等で使用するエコツールの貸出などを通じ、環境活動の支援を行った。(H29貸出件数:2件)(環境政策課) ・エコドライブツールとして燃費計の貸出を行った。また、温防センターではセンター作成の普及啓発用資材等の貸出を行った。 燃費計貸出実績(H29):なし(環境政策課) ・エコツールや、自然エネルギーのおもちゃなどの学習用資材の貸出を行っている。(H29年度実績:2件(行政、学校など))(環境保健研究センター)	概ね順調	機種が古くなった啓発用資材の廃止、更新及びニーズに合ったツールの提供(環境政策課)	38
	行政	・子どもエコクラブの結成促進及び活動内容の充実を図るため、子どもエコクラブ全国事務局と連携し、環境教育プログラムの提供や活動内容の相談体制の整備を行います。	環境政策課	・子どもエコクラブの活動を側面から支援(環境政策課) ・子どもエコクラブの登録制度変更後に登録数が大きく減少したが、近年はほぼ横這い状態にある(H29:19クラブ、745名)。(環境政策課)	概ね順調	特になし	39
	行政	・緑の少年団活動の支援を行います。	林政課	・長崎県緑化推進協会を窓口として、緑の少年団の新団結成や活動費の支援を行っている。また、県民参加の森林づくり事業により、緑の少年団の指導者および団員の交流会について、支援を行っている。(林政課)	概ね順調	・指導者の成り手不足 ・緑の少年団への新規加入者が少ない。	40
	行政	・グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズムを推進します。	農山村対策室 漁政課 自然環境課	・体験民宿等の担い手の確保や育成、魅力ある体験プログラムの構築や個人観光客の誘客、PRを推進(具体的な取組:体験民宿開業セミナー、受入団体の広域連携推進、インバウンド研修会)(農山村対策室) ・ブルー・ツーリズムを推進するため、地域が連携して取り組む受入体制づくりや誘客につながる取組を支援(具体的な取組:受入組織(民泊)づくり、体験プログラム支援、インストラクターに育成など) ・自然に親しむ運動(H26～H28)により、雲仙、五島、壱岐においてエコツアーを実施(自然環境課) ・世界ジオパーク活用推進事業(H28)及び島原半島満喫プロジェクト(H29～H30)により、ジオツアーの内容強化等を実施(自然環境課)	概ね順調	・農林漁業体験民宿の認知度アップ及び抵抗感の打破を図るとともに、新たな開業者の確保や魅力的な体験プログラムの構築、広域連携による新たなツアープログラムの構築に取り組む必要がある。(農政課) ・ブルー・ツーリズムに新規に取り組む団体数が減少している。(漁政課) ・地域の自然資源を魅力的に解説できるガイドを育成する必要がある。(自然環境課)	41
	行政	・事業者のISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入を促進するとともに、従業員に対する環境教育を支援します。	環境政策課	・EMS地域事務局等と協力し、事業者のEMS導入を促進した。 実績(H29):EA21地域事務局と長崎市、佐世保市が開催した自治体イニシアティブ・プログラム(事業者向けの導入促進セミナー)を後援。(環境政策課)	進展なし	県の取組として長崎市、佐世保市が実施している説明会の後援、説明会の周知を行っている。	42
施策2 協働取組の推進	学校	・他の主体との連携を進めるとともに、学校の活動についての情報を積極的に発信し、家庭や地域社会、事業者の協力を図るよう取り組みます。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・学校運営調査で把握した各学校の活動状況について市町教育委員会を通じて報告(義務教育課) ・各学校において、Webページ等で発信。ESD教育を積極的に行う:対馬高校、国見高校など(高校教育課) ・環境保全活動等に取り組んでいる学校のうち、44%は情報発信を行っており、78%は今後も団体等との連携をしたいと回答(H29実績)(環境政策課、アンケート調査結果)	概ね順調	・各学校の取組について、さらなる充実を図る。(高校教育課) ・情報提供の場としての環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の周知や活用を図る必要がある。(環境政策課)	43
	学校	・地域社会、事業者、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。	義務教育課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・案内等について、県立学校へ周知する。(高校教育課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	概ね順調	・例年周知している案内以外でも、事業内容等をその都度吟味して、周知していく必要がある。(高校教育課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	44
	学校	・学校支援会議などにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。	生涯学習課	・平成29年度学校支援会議設置率 小学校 100% 中学校 100%。 取組は各学校で実施(生涯学習課)	順調	特になし	45
	学校	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。	生涯学習課	・平成29年度16校で23講座を実施。環境学習に関する講座は実施されていない。(生涯学習課)	-	・県立学校地域開放講座事業は平成28年度に廃止。県立学校が行う講座は、ながさき県立大学主催講座として実施	46
	地域社会	・他の主体との連携を進めるとともに、地域における取り組みなどの情報を積極的に周知し、学校や家庭、事業者の協力と参加を図るよう取り組みます。	義務教育課 環境政策課	・学校運営調査で把握した各学校の活動状況について市町教育委員会を通じて報告(義務教育課) ・環境保全活動等に取り組んでいる団体のうち、49%は情報発信を行っており、84%は今後も団体等との連携をしたいと回答(H29実績)(環境政策課、アンケート調査結果)	順調	・情報提供の場としての環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の周知や活用を図る必要がある。(環境政策課)	47
	地域社会	・学校、事業者、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。	義務教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	48



施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策2 協働取組の推進	事業者	・他の主体との連携を進めるとともに、職場における取り組みなどの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。	義務教育課 環境政策課	・学校運営調査で把握した各学校の活動状況について市町教育委員会を通じて報告(義務教育課) ・環境保全活動等に取り組んでいる事業者のうち、49%は情報発信を行っており、60%は今後も団体等との連携をしたいと回答(H29実績)(環境政策課、アンケート調査結果)	順調	・情報提供の場としての環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の周知や活用を図る必要がある。(環境政策課)	49
	事業者	・学校、地域社会、行政の環境教育等に積極的に参加・協力します。	義務教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知(義務教育課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員への情報発信により、県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。(環境政策課) ・県環境政策課が開催するエコドライブ講習会への参加 実技講習会参加 39事業所44名 出前講座実施 4事業者(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課) ・エコドライブ講習会はH29年度で終了	50
	行政	・学校、地域社会、事業者と連携して、環境教育等に関する総合情報サイトから情報を発信することで、各主体の協働の取り組みを支援します。	環境政策課 他関係各課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」からの情報発信を通じて、各主体の協働の取組を支援した。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	51
	行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを活用し、各主体の協働の取り組みを支援します。	環境政策課	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより情報発信を行い、各主体の協働の取組を支援した。(H28からは月2回)(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	52
	行政	・学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。(再掲)	環境政策課	・環境アドバイザーの派遣(H29実績:72回、参加者数:3,471人、環境保全意識の高揚度は100%)(環境政策課) ・温暖化防止活動推進員による地域学習会を実施した。(再掲) 実績(H29):県内10地区で各1回以上実施(温防センターの支援実績より)(環境政策課)	順調	・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実 ・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化	53
	行政	・各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。	林政課 河川課 義務教育課 高校教育課 生涯学習課 環境政策課	・県が設置する「長崎県森林ボランティア支援センター」が、県民参加の森林づくり推進の一環として、森林ボランティアの交流会や研修会などを実施。また、緑の少年団育成事業等補助金により、緑の少年団の指導者研修会について、支援を行っている。(林政課) ・河川に係る自然体験学習活動団体との連絡・協議会を年1、2回開催(河川課) ・県教育センターにて環境教育研修講座の開催(「環境教育入門研修講座」平成29年度参加者数14名)(義務教育課) ・長崎県教育センターの研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者の養成に努める。(高校教育課) ・平成26年度まで子ども体験活動指導者講座を実施。平成27年度以降は未実施(生涯学習課) ・地域で環境教育等に取り組んでいる団体・個人や学校、行政関係者等に呼びかけ、平成29年度にESDをテーマにしたネットワーク会議を対馬地区、県北地区で開催(環境政策課) ・長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議を開催し、県内市町等との情報や意見の交換を行った。 実績(H29):平成30年2月20日開催(環境政策課)	概ね 順調	・指導者の成り手不足(林政課) ・緑の少年団への新規加入者が少ない。(林政課) ・交流会参加のメンバーが毎年同じであるため幅広く召集し、情報共有する必要がある。(河川課) ・今後とも研修内容の充実を図る。(高校教育課) ・子ども体験活動指導者講座は平成27年度以降は未実施(生涯学習課)	54
	行政	・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。	食品安全・消費生活課 環境政策課 (地球温暖化防止活動推進センター) 廃棄物対策課	・新生活運動協議会への助成や生活学校等への支援を行い、省資源・省エネ、環境美化運動、食品ロス削減運動等の消費者団体の自主的な生活改善運動を支援した。(食品安全・消費生活課) ・ながさき環境県民会議を開催し、市町や団体等との情報交換や環境保全活動を実施した。(環境政策課) 実績(H29):総会1回、温暖化防止部会2回、4R部会1回 ・ながさき環境県民会議で、優良活動団体の表彰や県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施したほか、H29は市内小学生を対象に夏休み環境イベントカレンダーを作成して配布した。(環境政策課) ・マイバッグキャンペーン(一斉行動参加店の募集)、空き缶回収キャンペーン、優良団体表彰等の実施(廃棄物対策課)	概ね 順調	・生活学校会員の高齢化や会員数が減少している中、新生活運動協議会を通して地域社会活動を支援する生活学校の意義を広く周知広報する必要がある。(食品安全・消費生活課) ・県下一斉ノーマイカー運動の活性化を目指した見直しを検討中(環境政策課)	55

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策3 人材の育成	学校	・県教育センター等による研修講座や大学による教員免許状更新講習、環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。	義務教育課 高校教育課 環境政策課	・関係各所からの環境教育に関する事業案内等について各市町教育委員会を通じて学校へ周知。県教育センターにて環境教育研修講座の開催(「環境教育入門研修講座」平成29年度参加者数14名)(義務教育課) ・長崎県教育センターの研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者の養成に努める。(高校教育課) ・遊びや体験の学習活動を通じた環境学習等の推進のため、保育園・認定こども園等の指導者を対象とした環境活動指導者養成講座を開催(H29実績:保育士等13名参加)(環境政策課)	概ね 順調	・今後とも研修内容の充実を図る。(高校教育課) ・若年層への取組としてはまず保育園等を対象に実施したが、発達段階に応じた取組が必要になるため、指導者養成においても対象となる年齢層ごとに研修内容をそれぞれ検討していく必要がある。(環境政策課) ・ESDやSDGsの考え方も活用しながら、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成が必要(環境政策課)	56
	学校	・子ども体験活動の指導者養成に係る研修を実施するとともに、県立青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。	生涯学習課	・平成26年度まで子ども体験活動指導者講座を実施。平成27年度以降は未実施(生涯学習課) ・県内の国公立青少年教育施設等の事業をHPで紹介した。(生涯学習課)	-	・子ども体験活動指導者講座は平成27年度以降は未実施。	57
	地域社会	・研修会の開催や研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。	環境政策課	・温暖化防止活動推進員による地域学習会等への参加(環境政策課)	順調	・地球温暖化防止活動推進員の不足と高齢化	58
	地域社会	・行政が開催する研修会等に参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催します。	環境政策課	・地域団体を対象とした研修会は行っていないが、「環境活動eネットながさき」を活用した研修情報等の提供や、要請に応じて後援を行っている。(環境政策課)	-	・引き続き後援等の支援を行うとともに、地域で実施される環境教育等(ESD等を含む)への参画を促すための研修等を検討する必要がある。	59
	事業者	・研修会の開催や研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。	環境政策課	・具体的な取組状況は把握できていない。(環境政策課)	-	・地域で実施される環境教育等(ESD等を含む)への参画を促すための研修等を検討する必要がある。	60
	事業者	・行政が開催する研修会等に参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催します。	環境政策課	・事業者を対象とした研修会は行っていないが、「環境活動eネットながさき」を活用した研修情報等の提供や、要請に応じて後援を行っている。(環境政策課)	-	・引き続き後援等の支援を行うとともに、地域で実施される環境教育等(ESD等を含む)への参画を促すための研修等を検討する必要がある。	61
	行政	・環境教育等に関する総合情報サイトから、環境教育プログラムや環境教育・環境保全の活動事例集などの情報を発信し、ノウハウのスムーズな習得につなげます。	環境政策課	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から環境保全団体の活動情報などを情報発信し、ノウハウ習得を支援した。(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	62
	行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを活用し、環境リーダーの数の拡大を図ります。	環境政策課	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマガジンにより情報発信を行い、各主体の協働の取組を支援した。(H28からは月2回)(環境政策課) ・H29会員数:2,305件(個人会員122名、団体会員72団体)(環境政策課)	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	63
	行政	・各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。(再掲)	林政課 河川課 義務教育課 高校教育課 生涯学習課 環境政策課	・県が設置する「長崎県森林ボランティア支援センター」が、県民参加の森林づくり推進の一環として、森林ボランティアの交流会や研修会などを実施。また、緑の少年団育成事業等補助金により、緑の少年団の指導者研修会について、支援を行っている。(林政課) ・河川に係わる自然体験学習活動団体との連絡・協議会を年1、2回開催(河川課) ・県教育センターにて環境教育研修講座の開催(「環境教育入門研修講座」平成29年度参加者数14名)(義務教育課) ・長崎県教育センターの研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者の養成に努める。(高校教育課) ・平成26年度まで子ども体験活動指導者講座を実施。平成27年度以降は未実施(生涯学習課) ・地域で環境教育等に取り組んでいる団体・個人や学校、行政関係者等に呼びかけ、平成29年度にESDをテーマにしたネットワーク会議を対馬地区、県北地区で開催(環境政策課) ・長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議を開催し、県内市町等との情報や意見の交換を行った。 実績(H29):平成30年2月20日開催(環境政策課)	概ね 順調	・指導者の成り手不足(林政課) ・緑の少年団への新規加入者が少ない。(林政課) ・交流会参加のメンバーが毎年同じであるため幅広く召集し、情報共有する必要がある。(河川課) ・今後とも研修内容の充実を図る。(高校教育課) ・子ども体験活動指導者講座は平成27年度以降は未実施(生涯学習課)	64
	行政	・環境教育等に関する総合情報サイトから、環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。	環境政策課	環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」に環境教育等に取り組む助成金等の情報などを掲載し、情報発信した。	順調	・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	65

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策3 人材の育成	行政	・地域社会や事業者等における知識や技術を持つ人材を「地域の達人」として「長崎県教育活動サポート人材バンク」に登録し、学校や生涯学習の場での活用を推進します。	生涯学習課 環境政策課	・未実施(平成29年度は本課には申請がなかったため)(生涯学習課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」へ人材情報等の登録を行い、情報発信した。(環境政策課)	-	・HP「ながさきまなびネット」への人材情報の登録を進めるとともに、「ながさきまなびネット」の周知を図る。 ・人材情報の登録が進んでいない(カテゴリーのミスマッチ)。(環境政策課)	66
	行政	・市町社会福祉協議会が実施している「人材玉手箱」と連携するなど、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援します。	地域づくり推進課 長寿社会課 環境政策課	・人材玉手箱と連携した地域をサポートしたい団体、個人と回りの支援を求める地域コミュニティのマッチングを実施するとともに、玉手箱の広報への協力等を実施(H26)したが、環境教育等の支援実績はなかった。(地域づくり推進課) ・ながさき生涯現役応援センターを開設(H29年3月)し、元気高齢者の活躍促進を図っているが、環境教育等の支援実績はない。(長寿社会課) ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」へ人材情報等の登録を行い、情報発信した。(環境政策課)	-	・支援事業は平成26年度をもって終了(地域づくり推進課) ・高齢者の活躍の場等の情報収集・発信の充実が必要(長寿社会課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課)	67
施策4 拠点としての機能を担う体制の整備	学校	・太陽光発電や省エネルギー型空調設備の整備など、環境を考えた学校施設を整備し、環境教育の拠点として活用します。	教育環境整備課	・太陽光発電設備を県立学校6校に整備(教育環境整備課) ・空調設備を県立学校12校に整備(教育環境整備課)	順調	特になし	68
	学校	・学校林など学校が有するフィールドを整備します。	林政課	・県民参加の森林づくり事業により、学校林の整備や学校林での森林環境教育活動を支援(林政課)	順調	特になし	69
	学校	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。(再掲)	生涯学習課	・平成29年度16校で23講座を実施、環境学習に関する講座は実施されていない。(生涯学習課)	-	・県立学校地域開放講座事業は平成28年度に廃止、県立学校が行う講座は、ながさき県民大学主催講座として実施	70
	学校	・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通じた環境教育に取り組みます。(再掲)	県内大学	・環境に関連する講義科目を配置するなど、何らかの形で環境教育等に取り組んでいる大学が多い。(環境政策課、アンケート調査結果) ・環境専門学科等を有する大学において公開講座等を実施(環境政策課)	概ね順調	・学生に対する教育だけでなく、大学の資源を活用した地域社会に対するESDの実施の中で多様な領域の係わりの一つとしての環境分保全活動や環境教育の実施や、地域が抱える課題をテーマとした、将来地域で活躍できる人材の育成が期待される。(環境政策課)	71
	地域社会	・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。	生涯学習課	・平成27年度まで公民館職員等研修会を県内3会場で実施したが、平成28年度から県内1会場で実施。平成29年度は、大村で実施し128人参加。研修会では、地域の自然環境を活かした公民館講座の実施や、実践発表を行うなど、環境教育への取組を推奨した。(生涯学習課) ・県内の公民館を利用した県民の延べ人数3,719,205人(H29年度)、講座参加者数229,329人(H29年度)(生涯学習課)	概ね順調	・研修会等で環境教育への取組の事例紹介等を行う。	72
	事業者	・事業所における取り組みを活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。	環境政策課	・地域への施設・緑地等の開放・活動場所の提供については11%、工場見学・施設見学等の受け入れについては28%の事業者が受入可能と回答(H29実績)(アンケート調査)(環境政策課)	概ね順調	・体験機会や情報提供の拠点となる事業者に対し、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員としての登録を依頼するなど、情報交流を活性化させる必要がある。	73
	行政	・環境教育等に関する総合情報サイトやながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を発信するなど情報のプラットフォームを整備します。	環境政策課	・県内の環境保全活動や環境学習等に関する情報収集を行い、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」へ掲載した。(環境政策課) ・収集した環境教育関連情報等は、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等に配信するメールマガジンでも発信した。(環境政策課)	順調	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の認知度不足 ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化	74
行政	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設及び研究機関等を体験機会の場として提供するとともに、説明等を行います。	新産業創造課 漁政課 農政課 水環境対策課 環境保健研究センター	・工業技術センターでは、見学の受入や一般公開を通じて、試験・研究の取組内容について県民の理解を促進している。(新産業創造課) ・窯業技術センターでは、環境に配慮した陶磁器製品の開発や環境・機能材料に関する研究開発を実施している。また、これら環境に関する知見や施設を活用した小中高等学校や一般からの見学を随時受け入れるとともに、体験・学習コーナーを設けた一般公開も開催し、県民の理解を促進している。(新産業創造課) ・総合水産試験場の一般公開を通じて、試験・研究の取組内容について県民の理解を促進(漁政課) ・森林技術開発センターの一般公開を実施し、環境保全型農業技術等を紹介している。(農政課) 【実績】 平成26年11月15日開催(果樹)：参加者624名 平成26年11月29日開催(本所)：参加者535名 平成27年11月21日開催：参加者718名 平成28年11月19日開催：参加者683名 平成29年11月28日開催：参加者777名 ・流域下水道の啓発活動の一環として、南部浄化センターの見学者を受け入れている。(水環境対策課)(H29実績：諫早市内小学校3校(見学者総数223名)) 【再掲】 ・センター見学の際に、訪れた県民等に対し太陽光発電設備などの環境配慮設備を説明している。(H29年度実績：25件、827名)(環境保健研究センター)	概ね順調	・毎年予算が縮減しており、イベント内容の再吟味が必要な段階に来ている。(漁政課) ・今後も、センター一般公開を実施し、県民に対して、環境保全型農業技術等を紹介する必要がある。(農政課) ・体験活動を通じた学びの実践として、南部浄化センターを見学の場として提供することは、今後とも大事であると考えている。(水環境対策課)	75	

施策ごとの取組の評価・検証結果一覧表

施策の展開	主体区分	施策ごとの取組内容	関係課	これまでの取組状況(H26～H30)	取組の評価	課題	No.
施策4 拠点としての 機能を担う体制の 整備	行政	・学校林など学校が有するフィールドの整備を支援します。	林政課	・県民参加の森林づくり事業により、学校林の整備や学校林での森林環境教育活動を支援(林政課)	順調	特になし	76
	行政	・生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校として指定します。	自然環境課	・H29年度実績：小学校3校、中学校1校、鳥獣に関する図書の配布や、環境政策課の環境アドバイザー派遣制度を活用し(旅費・報償費を県が負担)自然観察会の講師派遣等を支援した。(自然環境課)	概ね順調	モデル校への支援策に限られるため、他の制度を活用した支援等も図り、モデル校事業を推進する必要がある。	77
	行政	・本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供します。	自然環境課 生涯学習課 地域環境課	・自然公園等総合整備事業(H26～H28)及び西海国立公園リニューアル整備事業(H28～H29)により、県有自然公園施設のリニューアル等の整備を行っている。(自然環境課) ・平成26年度まで「日本の宝『しま』体感交流事業」(補助事業)を実施。平成27年度から「しまの魅力に出会う 日本の宝『しま』交流支援事業」を実施。平成29年度は子どもコース(対馬市40人、杵岐市111人、五島市58人)計209人の参加があった。(生涯学習課) ・平成27～28年度にかけて、大村市森園公園地先に再生砂による約1haの浅場を造成した。(地域環境課) ・平成29～30年度にかけて、時津町崎野自然公園地先に再生砂による約0.1haの浅場を造成していた。(地域環境課)	概ね順調	・利用者の多様なニーズに対応するとともに、安全性を確保する必要がある。(自然環境課) ・県の役割を確認しながら市町への事業移管を検討中(生涯学習課) ・造成した浅場は生物の生息の場となりつつあり、住民の関心も高まってきているところであるが、浅場の持つ機能を十分に理解していたが、環境保全意識を高めるための活動が必要である。(地域環境課)	78
	行政	・自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)の活用を促進します。	生涯学習課	・県内の国・公立青少年教育施設等の事業をHPで紹介した。(生涯学習課)	順調	特になし	79
	行政	・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。	生涯学習課	・平成27年度まで公民館職員等研修会を県内3会場で実施したが、平成28年度から県内1会場で実施。平成29年度は、大村で実施し128人参加。研修会では、地域の自然環境を活かした公民館講座の実践発表を行うなど、環境教育への取組を推奨した。(生涯学習課) ・県内の公民館を利用した県民の延べ人数3,719,205人(H29年度)、講座参加者数229,329人(H29年度)(生涯学習課)	概ね順調	・研修会等で環境教育への取組の事例紹介等を行う。	80
	行政	・それぞれの環境教育関連施設の特徴に応じた環境教育プログラムの作成を支援します。	生涯学習課 林政課 環境政策課	・未実施(平成29年度は要請がなかったため)(生涯学習課) ・「ながさき県民の森」においては、来園者のニーズに合わせ、インタープリター(森の案内人)による体験活動等を指定管理者と連携して実施(林政課) ・中学生環境副読本「私たちのくらしと環境」、環境アドバイザー派遣制度、環境関連イベント等を環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」等で紹介(環境政策課)	順調	・今後も要請があれば支援していく。(生涯学習課) ・「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員の拡大と情報交流(登録)の活性化(環境政策課) ・登録環境アドバイザーの拡大と対象分野の充実(環境政策課)	81
行政	・学校、地域社会、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。(再掲)	環境政策課 (地球温暖化防止活動推進センター) 環境保健研究センター	・県内で実施される学習会等で使用するエコツールの貸出などを通じ、環境活動の支援を行った。(H29貸出件数：2件)(環境政策課) ・エコドライブツールとして燃費計の貸出を行ったほか、温防センターではセンター作成の普及啓発用資材の貸出を行った。(再掲) 燃費計貸出実績(H29)：なし(環境政策課) ・エコツールや、自然エネルギーのおもちゃなどの学習用資材の貸出を行っている。(H29実績：2件(行政、学校など))(環境保健研究センター)	概ね順調	機種が古くなった啓発用資材の廃止、更新及びニーズに合ったツールの提供	82	

< 資料 8 >

用語集

	項目	解説
あ行	ISO14001	環境への負荷の低減を目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格
	アクティブ・ラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒等の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称
	エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム
	エコスクール	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設
	エコツール	環境に関する学習会やイベントなどで使用するため、県が貸し出している環境学習用資材
	エコドライブ	穏やかな運転（急停車・急発進・急加速等をしない）を行うことで、燃料消費を少なくし、二酸化炭素の削減に寄与する運転技術
か行	学校支援会議	学校区の学校・家庭・地域の代表者が集い、地域で育む子ども像を共有しながらその実現に向けて連携・協働する仕組み
	環境アドバイザー	環境保全に関する知識の普及を図るため、県に登録された環境問題に知識や経験を有する人
	環境カウンセラー	環境省の環境カウンセラー登録実施規定に基づく審査を経て登録され、市民や NGO、事業者などが行う環境保全活動に対する助言を行う人（市民部門と事業者部門）
	環境マネジメントシステム	組織や事業者が、事業運営や経営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、取り組むための方策
	喫煙禁止地区	文化遺産が存在する地域や自然公園等で、特にたばこの吸殻の散乱防止が必要な公共の場所として長崎県未来環境条例で指定された地区
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
	こどもエコクラブ	3 歳から高校生を対象にした、環境に関する活動を目的としたクラブ
	ごみの投げ捨て等防止重点地区	文化遺産が存在する地域や自然公園等で、特にごみの散乱防止が必要な地域として長崎県未来環境条例で指定された地区
	コミュニティスクール	保護者や地域住民等が学校運営に意見を反映させ、共に子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

	項目	解説
さ行	再生可能エネルギー	自然界に存在し、比較的短期間に再生が可能なエネルギーのこと。太陽光、水力、風力、バイオマス等がある
	サステナブル・ツーリズム	「持続可能な観光」のことであり、観光地の環境や文化等に配慮しながら観光を楽しむもの
	ジオパーク	美しい自然景観や学術的価値を持つ自然遺産を用いて、その土地や地球の成り立ちを知り、私たちとの関わりを楽しく学び、感じることができる自然公園
	持続可能な開発のための教育（ESD）	持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する教育。ESD は Education for Sustainable Development の略
	持続可能な開発目標（SDGs）	持続可能な世界を実現するため 2030 年までに到達すべき国際社会全体の目標であり、17 のゴール（分野別目標）及び 169 のターゲットからなる。SDGs は Sustainable Development Goals の略
	持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会
	自動販売機設置届出地区	文化遺産が存在する地域や自然公園等で、屋外の自動販売機設置に配慮が必要な区域として長崎県未来環境条例で指定された地区
	循環型社会	廃棄物等の発生が抑制され、有益な廃棄物等は資源として活用され、廃棄物が適正に処理されることによって、環境への負荷を減らす社会
	スマートムーブ	環境省が“「移動」を「エコに」”を合言葉に提唱している CO <sub>2</sub> 排出量の少ない移動のことであり、公共交通機関の利用やエコドライブなどが含まれる
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルでの多様性がある
	生物多様性モデル校	生物多様性の保全に係る活動に取り組んでいる、または取り組む意欲がある学校を県で選定し、活動を支援するもの
た行	地球温暖化	大気中の温室効果ガスの濃度が高まることによって、地表から放出されていた熱が吸収され、気温が上昇すること
	低炭素社会	二酸化炭素の排出を抑えた社会
な行	ながさき環境県民会議	低炭素社会や循環型社会を目指した取組を県民運動として推進していくために組織された団体

	項目	解説
	ながさきグリーンサポーターズクラブ	県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に登録を行い、会員等に対するメールマガジンによりイベント・活動情報等を配信するもの
	長崎県環境基本計画	県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
	長崎県環境教育等行動計画	県民、事業者等が環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進し、かつ、環境教育を推進するための施策を定めた計画
	長崎県環境審議会	県内における環境の保全に関して基本的事項及び重要事項を調査審議する、県が設置した合議制の機関
	長崎県教育振興基本計画	県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
	長崎県生物多様性保全戦略	平成 26 年度に策定した県の生物の多様性の保全に関する基本的な計画で、これにより県内の多種多様な生物相と生態系の保全を進める施策を実施
	長崎県地球温暖化対策実行計画	長崎県内における温室効果ガスの排出抑制等のための施策を定めた計画
	長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議	地球温暖化対策に係る機関が一同に介し、効率的、効果的に温暖化対策を推進するための組織
	長崎県地球温暖化防止活動推進員	自らが省エネ等に取り組み、住民への温暖化防止活動の普及等を図ることを目的に、県が委嘱した推進員
	長崎県廃棄物処理計画	廃棄物処理法に基づく計画。県内廃棄物の減量化、再資源化や適正処理等に関する施策の基本方針を示すもの
	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（長崎県未来環境条例）	地球温暖化対策の推進をはじめとする環境保全のための必要な事項を定め、県が制定した条例。地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの 4 分野で構成
	ながさき県民大学	県民の学習活動のサポートのため県や市町、大学等で実施している生涯学習講座を紹介する取組
	ながさきまなびネット	生涯学習に関する多様な情報をホームページで紹介するシステム
は行	ビジターセンター	国立公園や国定公園などにおいて、主としてその公園の地形・地質、動植物等を公園利用者が容易に理解できるよう解説、展示するための施設
	ブルー・ツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称

	項目	解説
ま行	身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	節電・節水、買い物袋持参、市民清掃活動などの活動に参加している人の割合
	緑の少年団	緑を愛し、緑を守り・育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体で、森林や緑についての学習、地域社会での奉仕、キャンプなどのレクリエーションなどの活動を行うもの
や行	ユネスコスクール	平和や国際的な連携を実践し、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発・発展を目指す、ユネスコに加盟を承認された学校
	ユネスコ世界ジオパーク	世界的に貴重な地質、地形、火山などの地質遺産を複数有する自然公園として、世界ジオパークネットワークの認定を受けたもの
ら行	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・高齢期などと分けたそれぞれの段階のこと。本計画では幼児期からシニア世代までを区分





---

## 第2次長崎県環境教育等行動計画

平成31年3月

長崎県環境部環境政策課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-824-1111

<https://www.pref.nagasaki.jp/department/kankyobu/>

---